



ボン気候変動交渉

2009年6月1 – 12日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下で継続中の交渉の一環として、2009年6月1日(月)～12日(金)の日程で、独ボン(マリティム・ホテル内)に於いて、いくつかの会議が開催される。条約の補助機関として、実施に関する補助機関(SBI)および科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)の第30回会合が行われる。また、国際的な気候変動に関する協力の長期的な側面について検討する目的で、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)第6回会合、および京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関しては、特別作業部会(AWG-KP)第8回会合が開催される。2つのAWGは、今年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催される第15回締約国会議(COP 15)で作業完了となる予定である。

第6回AWG-LCAでは、議長の交渉文(FCCC/AWGLCA/2009/8)について集中的な討議が行われる予定だ。このテキストは、バリ行動計画(決定書 1/CP.13)の主要な局面、すなわち長期協力行動に関する共有のビジョン、緩和、適応、資金、技術について網羅している。さらに、AWG-LCA議長の(マルタ) Michael Zammit Cutajarは、成果に関する法的形式と作業の今後の構成についてAWG-LCA 8が正式に助言するよう提案している。

AWG-KPのJohn Ashe議長(アンティグア・バーブーダ)は、AWG-KP 8に向けて2つの文書を準備している。一点が、京都議定書3条9項(附属書I国の更なる約束)に基づく法改正の提案、もう一点が、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、柔軟性メカニズム、共通計量方式、各種温室効果ガス・セクター・排出源のカテゴリーといったその他の問題に関するテキストである。これらの文書はAWG-KP 7で要請されたもので、今後もAWG-KP 8の“重要な焦点”として2013年以降の附属書I国全体の排出削減量について検討を続けるということで合意している。

SBI 30では、キャパシティビルディング、国別報告書、技術移転、資金メカニズム及び事務管理・資金・制度的な諸問題などの議題項目が取り上げられる。SBSTA 30では、特に、ナイロビ作業計画(NWP)、方法論上の問題、途上国における森林減少および森林劣化に由来する排出量の削減(REDD)、技術移転が審議される模様だ。



UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動への国際政治上の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目指す行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟する。

日本の京都で開催された1997年12月の第3回締約国会議（COP 3）では、UNFCCCの議定書で合意、先進工業国および市場経済移行国による排出削減目標の達成が約束された。UNFCCCの下で附属書I締約国と称されるこれら諸国は、各国ごとに異なる個別の数値目標をもって、2008年から2012年（第1約束期間）に、6種の温室効果ガスの総排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在184の締約国を有する。

第1回京都議定書締約国会議（COP/MOP 1）は2005年、カナダ・モントリオールで開催され、議定書3.9条に則り、AWG-KPを設立。第1約束期間終了時の少なくとも7年前に附属書I締約国の更なる約束に関する検討を行うことが規定された。さらに、モントリオールのCOP 11では、条約の下での長期的協力について検討することで合意。「条約ダイアログ」と称される4回のワークショップ開催を決定し、COP 13までこれが続けられた。

バリ・ロードマップ：COP 13・COP/MOP 3は、2007年12月、インドネシア・バリで開催された。バリ会議の焦点は長期的な問題であったが、交渉の結果、バリ行動計画が採択され、条約ダイアログで明確化された長期的協力の4つの主要要素、すなわち緩和・適応・資金・技術を集中的に扱うためのAWG-LCAが設置された。バリ行動計画には、網羅的ではないが、これら主要分野で検討されるべき問題のリストが盛り込まれ、「長期的協力行動に関する共通のビジョン」の明確化を求める内容となった。

バリ会議は、バリ・ロードマップという2年間のプロセスについても合意した。このロードマップは条約および議定書の下での交渉の「道筋（トラック）」に関するもので、2009年12月のコペンハーゲン会議（COP 15）が交渉の決着期限と定めた。バリ・ロードマップの下での主要な2つの組織がAWG-LCAとAWG-KPであり、2008年に4回の交渉会合を開催。4月にはタイ・バンコク、6月にはドイツ・ボン、8月にはガーナ・アクラ、そして12月にはポーランド・ポズナニで会合を行った。

COP 14：ポズナニのCOP 14開催期間、AWG-LCA 4では、バリ行動計画の主要要素全てに関する議論を継続。「共通のビジョン」に関し、会合期間中ワークショップおよび閣僚級円卓会議が開催された。同AWG-LCAは、AWG-LCA議長に対し、バリ行動計画達成に向けた交渉に



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

焦点を絞った文書を作成してAWG-LCA 5の審議にかけるよう求めるとともに、2009年6月に開催されるAWG-LCA 6の交渉文書も作成するよう求めた。

AWG-KP 6は、その作業計画の全要素に関して戦略的な討議を実施。附属書I締約国の更なる約束に関する最終合意をCOP/MOP 15でとりまとめるためには、2009年中に附属書I締約国全体の排出削減量の規模、また、これに対する締約国毎あるいは締約国共同での貢献、さらには結論書(FCCC/KP/AWG/2008/8)の第49パラグラフに明示されたその他の問題について検討する必要があるとの決議を出した。これらの問題は、柔軟性メカニズム、LULUCF、温室効果ガス・セクター・排出源、各種ツールや政策、措置及び方法論に係わる政治的な影響、航空・海上輸送で使用されるバンカー燃料油、法的諸問題などがある。

AWG-LCA 5 & AWG-KP 7: 2009年3月29日－4月8日、ドイツ・ボンにて、AWG-LCA 5及びAWG-KP 7が開催された。会合の主たる目的は、両AWGの下で交渉文の作成に関する作業を行うことであった。

AWG-LCAでは、バリ行動計画の実現及び合意の諸要素(FCCC/AWGLCA/2009/4、Part I・II)に関する交渉に集中するための議長作成メモについて審議された。AWG-LCA 5では、2009年6月に開催される次回AWG-LCA会合に向けて議長が準備する交渉文草案のための諸要素をさらに詰めることが中心となった。

AWG-KP 7では、京都議定書の下での附属書I国の2013年以降の排出削減および議定書の今後の改正を含めた法律上の問題が焦点となった。また、AWG-KPでは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の今後の影響などを含めた同部会の作業計画のその他の問題についても検討が行われた。AWG-KPは、6月の会合までに文書2点—3条9項(附属書I国の更なる約束)に基づく議定書の改正に向けた提案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト—を準備するよう議長に要請するという合意した。

セッション間ハイライト

気候変動の適応（土地・水管理）に関するダイアログ: 土地・水管理のための気候変動の適応に関するダイアログ (Dialogue on Climate Change Adaptation for Land and Water Management) の最終回は、ケニア・ナイロビのUNEP本部内で2009年4月16-17に開催された。このイベントは、土壌と水管理上の現在の問題に対応し、気候変動への耐性をつけ、土壌と水管理のための諸制度を強化し、最も脆弱な人々を対象とした融資を増強する目的で、UNEPおよびデンマークの Ulla Tørnæs 開発協力大臣の共催で行われた。



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301



IPCC 30: 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第30回総会は、2009年4月21-23日、トルコ・アンタルヤにて開催された。同会合では、主に、イタリア・ベニスにて2009年7月13-17日に行われる会合でAR5の概要を定義する専門家各位に対する指針を提供することを目的として、第5次評価報告書 (AR5)のスコーピングのプロセスに関する討議に集中した。また、IPCCは、極端な気象や災害リスクの管理に関する特別報告書の作成を進めることを決定、人間の定住や人為的な気候変動の検知・原因特定などのトピックに関する専門家会合を何度か開催するということで合意した。

UNFCCCナイロビ作業計画の下でのテクニカル・ワークショップ: UNFCCCの気候変動に対する経済回復力の強化と経済多角化を通じた脆弱な経済部門への依存度低減のためのテクニカル・ワークショップは、2009年4月28-30日、エジプト・カイロにて開催された。このワークショップは、SBSTAの要請でNWPの下に開催され、社会的な側面の理解も含めた、経済回復力強化のための措置・方法論・ツールの理解促進ならびに開発・普及を目的として行われた。

主要経済国フォーラム (MEF): 主要経済国フォーラムは、2009年4月27-28日 (米国・ワシントンDC) と同5月25-26日 (仏・パリ) の2回開催された。これらのフォーラムは、今年7月に伊・マダレーナ島でベルルスコーニ首相がホストとして開催する主要国首脳会議 (サミット) の準備会合の役割を果たす。主要17ヶ国 (オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、韓国、ロシア、南アフリカ、イギリス、米国) が参加予定。さらに、COP 15議長国としてデンマークが参加する他、国連も招聘されている。

第1回MEF議長サマリーによると、「気候変動は明らかな現在の危険であり、あらゆる国が迅速に行動を起こさなければならない。...7月のMEF会合では、コペンハーゲン・プロセス、および低炭素社会という未来を実現するための全体的な努力に向け、一層の弾みをつけられるよう、強力な政治的なシグナルを発信しなければならない」との見解が共有された。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development (DFID)), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at [<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org), +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at [<kati@iisd.org>](mailto:kati@iisd.org).



SB 30、AWGハイライト 2009年6月1日月曜日

ボンの気候変動会議は、月曜日の朝、AWG-LCA 6およびSBI 30の開会プレナリーで開始された。続いて午後には、AWG-KP 8およびSBSTA 30の開会プレナリーが行われた。

AWG-LCA 6

組織上の問題：AWG-LCA議長のMichael Zammit Cutajar（マルタ）は開会を宣言、全面的な交渉モードに突入する必要があると指摘し、締約国は議題書を採択した。（FCCC/AWGLCA/2009/6）。締約国は、作業の構成（FCCC/AWGLCA/2009/7）に関し、非公式プレナリーで交渉文書の第一回の読み上げを行うことで合意した。AWG-LCA議長のZammit Cutajar は、最初の読み上げ後に、次のステップを決定することになると述べた。締約国は、文書の法律上の形式をどうするか、また今後の作業構成をどうするかを話し合う非公式協議の開催で合意した。

開会ステートメント：スーダンがG-77/中国の立場で発言、この会議がAWG-LCAの転換点となる会議であることを強調。コペンハーゲンでの合意成果の内容と形式に関する実質的な審議が開始されると述べた。同代表は、交渉文書には同グループの提案をバランスのとれた明確な形で盛り込むべきだと指摘した。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、交渉文書には全ての締約国の見解が公平かつバランスの取れた形で盛り込まれていないとして懸念を表明。一部の要素は条約と合致していないと述べた。同代表は、緩和に関し、先進国の約束と途上国の行動との間に「ファイアウォール」をおいておく必要があると指摘。REDDのパイロットプロジェクトに対する適切な資金供与を求め、セクター別アプローチには懸念を表明した。

レソトはLDCsの立場で発言、文書では最も脆弱な諸国への配慮を持ち込むべきであり、適応に関する行動強化の要請も検討するべきだと述べた。グレナダは小島嶼国連合（AOSIS）の立場で発言。「時間がなくなっている」とし、コペンハーゲンでどれだけ大胆なレベルの成果を出せるかで、小島嶼後発途上国の存続が決まることになることと警告した。



チェコ共和国はEUの立場で、そしてオーストラリアはアンブレラグループの立場で発言。交渉の出発点であるとして交渉文書を歓迎した。EUは、異なるビルディングブロック間の相互関係とAWG-KPとのつながりを強調した。メキシコは環境十全性グループ (ENVIRONMENTAL INTEGRITY GROUP) の立場で発言、特に2020年での中間目標、技術的なニーズの評価、AWGs間の調整に対し、支持を表明した。アンブレラグループは、AWGs間の首尾一貫性を求めた。同代表は、あらゆる範囲の緩和努力を盛り込む柔軟性、近未来の約束と行動、そして全ての締約国の長期的な排出経路に対する支持を表明した。ベラルーシは、今回の会議で両AWGsを統合し、1つのAWGで1つの交渉文書を検討することを提言した。

マリは、コペンハーゲンまではそれぞれのAWGが独自の作業を続けるべきだと発言、中国は、AWG-LCAとAWG-KPでのダブルトラックでの交渉継続を支持した。同代表は、先進国が大胆な排出削減を約束するべきであり、同時に途上国の資金や技術移転、キャパシティビルディングのニーズにも応えるべきだと主張した。ボリビアは、この文書ではバランスがとれていないと発言、大幅な変更を求めた。インドは、よりバランスの取れたものにする必要があると発言、条約と合致しない提案は除かれるべきだとし、パラグラフでは、それにより実施が強化される条約の条項を明記するべきだと述べた。同代表は、技術と資金を2つの異なるセクションで取り上げることを提案した。

サウジアラビアは、交渉文書にある提案の多くが条約やバリ行動計画以上のものであることに懸念を表明した。同代表は、AWG-KPとAWG-LCAの合併の提案に反対し、負担を先進国から途上国に移す提案にも反対した。フィリピンは、途上国の緩和に関する文章が数頁に及び、先進国での緩和に関する文章より長いことを嘆いた。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、文章の長さは途上国での緩和に関する興味ある提案がいくつもあったことを反映したのだとし、他の問題に関しても締約国がそれぞれの考えを練り上げるよう求めた。

米国は、排出量を2020年までに2005年比で17%、2050年までに83%削減する法案を策定中であると指摘した。同代表は、文書の構成に落胆しているとし、文書の最初の読み上げ後は、交渉をオプザーバーに非公開とすることへの懸念を表明した。オーストラリアは、緩和に関して強力な成果が得られることを求めた。同代表は、緩和努力の全範囲 (spectrum) が必要であり、LDCsの努力は全面的に支援されるべきだと述べた。韓国は、東アジアの低炭素でグリーンな発展に関するソウル・イニシアティブに焦点を当て、低炭素な開発に向けたパラダイム・シフト、各国での適切な緩和行動(NAMAs)の登録簿、NAMAsに対するクレジット付与メカニズムを提案した。



ロシア連邦は、各国の事情や経済発展の程度を考慮に入れた全ての主要排出国による約束と負担共有を求めた。同代表は、歴史的な責任を先進国のみに約束を課する根拠と解釈してはならないと述べた。また同代表は、最近のロシアでの気候変動ドクトリンを指摘、これは長期的な実質行動の基礎となる概念を提供するものであり、ロシアが公平な貢献をする用意があることを示していると述べた。

インドネシアは、2009年5月に採択されたマナド海洋宣言（Manado Ocean Declaration）に焦点を当て、この宣言では海面水位上昇の影響に緊急に対応する必要があることが明らかになったと述べた。ベニンは、特に効果的な技術移転を推進する資金メカニズムを求めた。コロンビアは、文書の中で適応により重きを置くよう求め、適応支援のための新しい、追加的で予測可能な資源を求めた。エジプトは、バランスのとれた公平な合意を求め、AWG-KPと並行して作業することを要求した。モーリタニアは、交渉文書の翻訳を早める必要性を強調した。

アルゼンチンは、バリ行動計画の4本柱は本質的に相互関係があるものだとし、緩和と適応に関する文書でも、資金や実施について論じるべきであると主張した。同代表は、世界的な目標を提案、生産と消費の両面を考えるべきだと述べた。ペルーは、緩和努力の集中度と適応コストとの結びつきを強調した。ガイアナは、REDDや持続可能な森林管理および森林保全を含めた森林の役割について進展を求めた。パキстанは、資金と技術に注目、気候技術の移転メカニズムを含め、明確で強力かつ一貫性のある組織構造を求めた。ウルグアイは、農業部門での緩和を考える必要性を強調、研究開発での世界的な協力が必要であると指摘、技術移転促進メカニズムの必要性も訴えた。トーゴは、将来の世代が確実に生存できるようにする必要があると指摘、「自己中心的な態度を放棄する」必要があると述べた。

持続可能な開発に関する世界ビジネス会議（WORLD BUSINESS COUNCIL ON SUSTAINABLE DEVELOPMENT）は、2013年以降の枠組では投資や開発の促進においてビジネスが重要な役割を果たせるとし、世界的な経済危機は、持続可能で低排出な発展経路の必要性を示唆すると指摘した。気候行動ネットワーク（CLIMATE ACTION NETWORK）は、文書には破壊的な転換点に導きかねないオプションが含まれており、その一方で大胆さに欠け、緊急性の感覚も認められないと述べた。第三世界ネットワーク（THIRD WORLD NETWORK）は、いくつかの先進締約国の提出文書は、条約やバリ行動計画から実質的に乖離していると指摘した。先住民組織（INDIGENOUS PEOPLES' ORGANIZATIONS）は、合意された文書でのREDDへの言及には、先住民の権利尊重と事前の同意の必要性が盛り込まれるべきだと述べた。



長期協力行動：AWG-LCA議長のZammit Cutajarおよび事務局は、関連する文書

(FCCC/AWGLCA/2009/7-9、FCCC/AWGLCA/2009/MISC.4 parts I-II、Adds.1-2、FCCC/AWGLCA/2009/MISC.5)を提出した。また事務局は、条約の議定書案(FCCC/CP/2009/3)は、条約第17条(議定書)に則り各締約国に通知されるべきだとの日本の提案を指摘した。

AWG-KP 8

組織上の問題：AWG-KP議長のJohn Ashe(アンティグア・バーブーダ)は、6ヶ月規則に注目。コペンハーゲンでの採択を目指す議定書改定案は2009年6月17日までに各締約国に通知されなければならないと指摘した。

締約国は議題書ならびに作業計画書(FCCC/KP/AWG/2009/6)を採択した。また議定書3.9条(附属書Iによる更なる約束)に関する提案の小項目およびAWG-KPの作業計画に関する他の問題についての提案の小項目も議論することで合意した。

開会ステートメント：スーダンがG-77/中国の立場で発言、AWG-KPの作業計画では各段階の終了が「極めて遅い」ことに懸念を表明した。同代表は、AWG-KP 8の議題に作業計画

(FCCC/KP/AWG/2008/8)の49(a)項や(b)項など、附属書Iの排出削減全体目標や個別目標あるいはグループ目標に関する重要な課題項目が含まれていないことを嘆いた。

グレナダはAOSISの立場で発言、これまでに附属書I締約国が提案した個別目標では地球温暖化を2°C以下で抑制する「チャンスはほとんどない」とし、附属書I締約国が2020年までに1990年比で45%、2050年までに1990年比で90%以上の削減をするよう求めた。アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、AWG-KPのマンデートは、附属書I締約国による更なる排出削減約束を規定することであると、AWG-KPと他のプロセスとの間に「ファイアウォール」を設ける必要があると主張した。レソトはLDCsの立場で発言、大胆な排出削減で合意することを求め、遅れるならコペンハーゲンでの成果が脅かされると主張した。インドネシアは、AWG-KPが附属書Iの排出削減について効率的な作業を行うことを求めた。インドは、附属書I締約国が客観的な基準に基づき相対的な努力を反映させる目標を提案することを求め、サウジアラビアは、可能性ある影響結果の議論を歓迎した。

ベネズエラは、柔軟性メカニズムの検討はAWG-KPのマンデートを超えていると発言、パキスタンは、附属書Iの約束を他のいかなる条件とも結びつけるべきでないと述べた。マレーシアは、議定書附属書Bの改定に焦点を当てる必要があるとし、他の問題は後でも検討できると述べた。ツバルは、収益の一部(Share of Proceeds)の適用拡大などの問題に対処するには、議論を附属書Bの改定



にとどめるべきではないと述べた。コロンビアは、収益の一部 (Share of Proceeds) を共同実施や排出量取引にも拡大することに支持を表明した。

EUは、AWGs相互のシナジーを指摘、AWG-KPのマンドートでは附属書I締約国の更なる約束に関わる全ての問題について議論することを認めていると指摘した。スイスは環境十全性グループの立場で発言、2020年を第2約束期間の最終年度とすることを提案し、議定書の全般的な改善を議論することの重要性を説いた。同代表は、AWG-KPとAWG-LCAの「機能的な協力」を支持した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、附属書I締約国の更なる約束や他の問題に関する文章を一つのパッケージと考えるべきだとし、両AWGsの首尾一貫性と協調を求めた。日本は、2013年以降の枠組を総合的なものにするよう求め、単なる議定書の改定では成果として受け入れられないとし、全ての主要経済国が緩和を行う必要性を強調した。ロシア連邦は、第2約束期間への参加は、国内法に則り評価されるとし、現在の議定書は「公平で総合的な合意」ではないと主張した。同代表は、両AWGsの合併を求め、条約の下で全ての主要排出国をまとめる1つの合意とするよう求めた。ベラルーシは、附属書Bへの加入手順を簡素化する必要があると指摘、両AWGsのシナジーを求めた。

トルコは、議定書を最近批准したと指摘、クロアチアは、特に再生可能エネルギーおよびバイオ燃料の利用を促進し、エネルギー効率を改善する計画について説明した。同代表は、2013年以降の目標とEUへの加盟の両方を交渉中であるという同国の特殊事情を認めるよう求めた。

カナダは、附属書I締約国が適正な約束を決める上では、規則の確実な理解が必要であると指摘した。ニュージーランドは、世界的な長期の排出削減数量目標が交渉を進める上で最も重要なステップであると指摘した。同代表は、ニュージーランドの約束の場合、LULUCF規則に大きな不確実性があることを考慮に入れる必要があるとし、コペンハーゲンでのパッケージにLULUCFを入れることの重要性を強調した。

パプアニューギニアは、現在のLULUCF規則にしる、提案されている規則にしる、附属書I締約国の指導的立場を実証するものだと指摘、規則が附属書I締約国の緩和約束の減衰を認めていると述べた。同代表は、土地ベースの手法に関する同国の提案が文書に含まれていないことを嘆き、この手法なら環境の十全性が確保されるし、全ての排出量や除去量を含められると主張した。

地球の友インターナショナル (FRIENDS OF THE EARTH INTERNATIONAL) は、大胆な合意に達しなかった場合のコストに注目するよう求め、オフセットの終了を求めた。気候行動ネットワークは、附属書I諸国の排出削減全体目標を、2020年までに1990年比40%とするよう求めた。ビジネス



および産業界（BUSINESS AND INDUSTRY）は、セクター別クレジットの提案とNAMAsによる柔軟性メカニズム転換の可能性に注目した。

附属書Iによる更なる約束：AWG-KP議長のAsheは、議題項目（FCCC/KP/AWG/2009/5 and 7-8、FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8 and Add.1、FCCC/KP/AWG/2009/MISC.9 and Add. 1-2、FCCC/KP/AWG/2009/MISC.10、FCCC/KP/AWG/2009/MISC.11 and Add. 1、FCCC/KP/AWG/2008/8）を提出した。

締約国は、各種コンタクトグループの結成で合意し、附属書I締約国の更なる排出削減（AWG-KPの作業計画の49(a)項および(b)項）に関するコンタクトグループはLeon Charles（グレナダ）とGertraud Wollansky（オーストリア）が共同議長を務め、他の問題（AWG-KP作業計画の49(c)項に関するコンタクトグループでは、AWG-KP副議長のHarald Dovland（ノルウェー）が議長を務め、法的問題に関するコンタクトグループではSande De Wet（南アフリカ）とGerhard Loibl（オーストリア）が共同議長を務めることとなった。

ボリビアは、時間の割り当てに排出目標と法的問題の重要性を反映させるよう求めた。

IPCCは、温室効果ガスの代替計測方法に関するワークショップについて報告、計測方法に求められる政策目標が何かにより、その計測方法の有効性が異なってくると指摘、地球温暖化係数は、特定の政策目標を念頭に作成されたものではないとし、関連する政策や目標によっては別な計測方法が望ましい可能性があるとして述べた。

アイスランドは、2020年までに1990年比で15%削減との目標が決定したことを強調した。オーストラリアは、野心的な国際合意の枠組みの中で、2020年までに2000年比で25%削減することを約束した。

可能な影響結果：AWG-KP議長のAsheは、議題項目（FCCC/KP/AWG/2009/5 and MISC.12、FCCC/KP/AWG/2008/8）を提起した。締約国は、Mama Konate（マリ）とPaul Watkinson（フランス）が共同議長を務めるコンタクトグループの結成で合意した。

その他の問題：議長のAsheは、AWG-KPの第9回会合および第10回会合のアレンジを議論するため、非公式協議を開催する。

SBI 30

組織上の問題：SBI議長のLiana Bratasida（インドネシア）が会合の開会を宣言、非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目を保留しておくよう提案した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言。資金メカニズムの議題項目に2つの小項目を付け加えるよう提案した。1つは特別気候変動基金



(SCCF)の実施評価に関する小項目で、もう1つは、適応基金のレビュー委託条件に関する小項目である。スイス、オーストラリア、チェコ共和国はEUの立場で発言、SCCFに関する小項目を含めることは支持したが、適応基金に関する小項目の提案には異議を唱えた。締約国は、SBI議長が議題項目と提案されている適応基金に関する新しい小項目に関して非公式協議を行うことを条件に、作業構成書(FCCC/SBI/2009/1)について合意した。

開会ステートメント：レトトはLDCsの立場で発言、国家適応行動計画（NAPAs）の実施が進展していないことを嘆き、予測可能で適切な資金供与とGEF供託金の増額を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言、締約国は非附属書I国別報告書やキャパシティビルディングの枠組検討を図る実績指標の策定、特権と免責、決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）といった問題に焦点を当てるべきだと述べた。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、予算の最終決定、SBIの作業推進、AWGsでの作業推進に焦点を当てることの重要性を説いた。EUは、将来の体制策定を進めるような問題に集中して審議することを提案、予算、政府間会議、資金メカニズム、技術移転、非附属書I国別報告書に記載される情報に注目した。

附属書I国別報告書：第4次国別報告書：事務局は附属書I第4次国別報告書の提出状況報告書(FCCC/SBI/2009/INF.6)を提出した。

事務管理、資金、組織上の問題：2008-2009年度予算実績：事務局は、本議題項目文書(FCCC/SBI/2009/INF.3 and INF.7)を提出した。SBI議長のBratasidaは、関連する締約国と協議し、結論書草案を作成する。

2010-2011年度プログラム予算：UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、本議題項目文書(FCCC/SBI/2009/2 and Add.1-3、FCCC/SBI/2009/MISC.3)を提出、基幹資金増額の必要性について説明し、節減可能な分野を特定した。同事務局長は、大半の専門家がユーロ圏であると指摘、基幹予算を米ドル建てからユーロ建てに切り替えるなら、為替レートの変動による影響阻止に役立つと述べた。Quamrul Islam Chowdhury（バングラデシュ）がコンタクトグループの議長を務める。

本部契約の実施：SBI議長が結論書案を作成する。

特権と免責：事務局は、この議題項目文書(FCCC/SBI/2009/MISC.5 and Add.1)を提出。特権と免責に関する議定書の改定案は、6ヶ月規則に則り、2009年6月17日までに各締約国に通知されると指摘した。オーストラリアは、いかなる2013年以降の体制であっても、その下での各組織に務める個人に対しては、十分な免責項目を確保することが重要だと主張した。Tamara Curl（オーストラリア）がコンタクトグループの議長を務める。



キャパシティビルディング（条約）：事務局は、議題項目文書（FCCC/SBI/2009/4 and 5、FCCC/SBI/2009/MISC.s1 and 2）を提出した。Phillip Gwage（ウガンダ）とHelmut Hojesky（オーストリア）がコンタクトグループの共同議長を務める。

キャパシティビルディング（議定書）：事務局は、議題項目文書（FCCC/SBI/2009/4-5、FCCC/SBI/2009/MISC.s 1 and 2）を提出した。タンザニアは、キャパシティ不足のためアフリカ諸国がクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトにおいて遅れをとっていると指摘、キャパシティビルディングの枠組の全面レビューの結果を歓迎した。

Phillip Gwage（ウガンダ）とHelmut Hojesky（オーストリア）がコンタクトグループの共同議長を務める。

SBSTA 30

組織上の問題：SBSTA議長のHelen Plume（ニュージーランド）が会合の開会を宣言、締約国は議題書と作業構成書（FCCC/SBSTA/2009/1）を採択した。

開会ステートメント：オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言、コペンハーゲンでの負担軽減のため、本会合で議論を最終決定することの重要性を説いた。チェコ共和国はEUの立場で発言、4つの補助機関での作業の合理化と作業面での協力を求めた。グレナダはAOSISの立場で発言、適応、災害リスク管理、経済的な耐久性に関するインターセッションでの議論を歓迎した。スーダンはG-77/中国の立場で発言、技術移転に注目し、ナイロビ作業計画（NWP）の進展を図る必要性を強調した。

ナイロビ作業計画：事務局は本議題項目文書（FCCC/SBSTA/2009/INF.3、FCCC/SBSTA/2009/MISC.s 4 and 6）を提出した。世界気象機関は、2009年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催される世界気候会議に焦点を当てた。IPCCは、極端な現象と災害のリスク管理に関するIPCC特別報告書の策定作業について説明した。世界森林科学協力ネットワーク

（GLOBAL NETWORK FOR FOREST SCIENCE COOPERATION）は、気候変動に対する森林と人間の適応に関する報告書を提出した。生物多様性条約は、生態系にあわせた適応であれば生態系の抵抗力も人間社会の抵抗力も強化することを強調した。

アルゼンチンとパラオは、結論書の中に生態系の適応を盛り込むことを支持した。日本は、正しい科学的な評価に基づく適応行動を求めた。ウルグアイは、専門家グループがNWPの実施に貢献することを提案した。スイスは、多国間組織でのキャパシティビルディングに関する情報ネットワーク創設を支持した。



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) と Donald Lemmen (カナダ) が非公式協議を開催する。

技術移転: 事務局は、議題項目文書 (FCCC/SBSTA/2009/INF.1、FCCC/SB/2009/1-3) を提出した。Bruce Wilson (オーストラリア) は、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) での作業について報告、2013年以降の長期予想、将来的な資金オプション、実績指標に関する戦略ペーパーに焦点を当てた。

アルゼンチンは、環境にやさしい生産パターンを確立する必要性を説いた。スイスは、エネルギー効率化技術の重要性を強調、知的財産権 (IPRs) は技術移転を促進する可能性があるとして述べた。バングラデシュは、障害者が災害に対応できるようにするための技術が必要であると指摘した。

持続可能なエネルギーに関する国際カウンシル (INTERNATIONAL COUNCIL FOR SUSTAINABLE ENERGY) と世界風力エネルギーカウンシル (THE GLOBAL WIND ENERGY COUNCIL) は、クリーンなエネルギー技術の普及促進に関する中長期目標を含めた強力な2013年以降合意を求め、新しい技術の開発と商業化に投資を振りめけることを促した。

SBSTA/SBIの合同コンタクトグループが結成され、Holger Liptow (ドイツ) と Carlos Fuller (ベルギー) が共同議長を務めることとなった。

REDD: 事務局は本議題文書 (FCCC/SBSTA/2009/2; FCCC/SBSTA/2009/MISC.s 1 and 2 and Add.s. 1-2、FCCC/TP/2009/1) を提出した。森林に関する協力的パートナーシップ (THE COLLABORATIVE PARTNERSHIP ON FORESTS) は、森林関係の緩和プロジェクトの実施と持続可能な管理について有効な枠組みを作るよう求めるとともに、緩和と適応努力の同時並行での実施を求めた。国連森林フォーラム (UNFF) は、森林に対する気候変動の影響と緩和努力に関わる政策努力についてのUNFF 8での成果に焦点を当てた。

コンゴ民主共和国はコンゴ盆地諸国 (CONGO BASIN COUNTRIES) の立場で発言、過去の森林減少のレベルに基づき基準を設けることは森林資源が開発されていない諸国を不当に遇するものであると主張。キャパシティビルディングの重要性を強調した。また同代表は、地域社会と先住民の役割を強調した。スイスは、条約や議定書その他の合意に沿った実際的な解決策を提案、それであれば世界的に計測可能で数値化可能な除去量が得られるとし、先住民の権利を認め、生物多様性と持続可能な発展を推進するよう呼びかけた。

Lilian Portillo (パラグアイ) と Audun Rosland (ノルウェー) がコンタクトグループの共同議長を務める。



研究と組織的観測：事務局は本議題項目に関する文書（FCCC/SBSTA/2009/MISCs.5 and 8、FCCC/SBSTA/2009/MISC.7 and Add.1、FCCC/SBSTA/2008/MISC.11）を提出。FAOの全球気候観測システム、全球陸上観測システム、地球観測衛星委員会（Committee on Earth Observation Satellites）は、それぞれの進捗状況報告書ならびに現在の活動に関する情報を提供した。

Sergio Castellari（イタリア）とClifford Mahlung（ジャマイカ）が非公式協議を開催する。

方法論問題（条約）：温室効果ガスのデータ・インターフェース：事務局が進捗状況を報告した。Erasmia Kitou（欧州共同体）が非公式協議を開催する。

国際航空輸送および海上輸送の排出量：SBSTA議長のPlumeは、本項目をSBSTA 32で議論するよう提案した。国際民間航空機関（ICAO）は、国際航空と気候変動に関する行動プログラムなど関連する活動について報告した。国際海事機関（IMO）は、緩和政策を実施しない場合、国際海上輸送による排出量は2050年までに150-250%増加すると報告した。

中国は、一律の強制的な排出削減にはいかなるものにも反対するとし、クウェート、ブラジル、アルゼンチン、アルジェリアとともに、共通だが差異ある責任の原則を繰り返した。日本は、この問題はIMOとICAOで議論するべきだと述べた。

SBSTA議長のPlumeが結論書の草案を作成する。

廊下にて

4,300名を超える登録参加者をボンの会議に迎え、廊下は会議の初日大変な混雑となった。多くの参加者が、この会議をコペンハーゲンに向けた重要な一歩と位置づけていた。「両AWGsには、議長が作成した交渉文書案が机上に載せられているし、6ヶ月規則を考えると、かなり関心の高い会議になるはずだ」と、ある参加者はコメントした。

AWG-LCAのプレナリーでの議論は建設的であったとの感触から、慎重ながら客観的見方をとるものが多かった。議長の交渉文書の中身については一部意見が分かっていたが、参加者の大部分は、非公式プレナリーでこの文書について詳細に議論するとの合意を喜んでいた。しかし、先進国の参加者の中には、法的枠組みにもっと時間を割くことを希望していたものがおり、重要と考えている議題だが、現在の時間割では非公式に1時間会議するだけだと指摘していた。

AWG-KPでは、2つのAWGsは「場所を交換する」べきだと、冗談を言うものがいた、あるものは「去年ならAWG-KPはスムーズに進行しているように見えたが、どうやらみんな（手袋をはずして）本気になってきたようだ」とコメントした。AWG-KPの開会プレナリーは1時間以上も開会が遅れ、その間締約国は同AWGのマנדートの問題や結成するコンタクトグループの数と構成について非



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

公式に議論していた。結果として、附属書Iの更なる約束に関して、3つの異なるコンタクトグループが2つの同じ文書を議論することとなり、ある参加者は、「だれもが受け入れられるアレンジだが、喜ぶものはだれもない」と述べた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c [<enb@iisd.org>](mailto:enb@iisd.org) is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. [<pam@iisd.org>](mailto:pam@iisd.org). The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI [<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org). The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at [<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org), +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at [<kati@iisd.org>](mailto:kati@iisd.org).



SB 30・AWG ハイライト

2009年6月2日 火曜日

午前のSBI、SBSTAでは、ひきつづき開会プレナリーが行われた。午後からはSBIでプレナリーを再開、AWG-LCAでは非公式プレナリー、AWG-KPでは附属書I国の排出削減とAWG-KP 6で特定されたその他の問題に関するコンタクトグループがそれぞれ行われた。

SBI

組織上の問題: SBIのBratasida議長は、議題に関する非公式協議の継続を締約国に通達した。

非附属書I国の国別報告書: 非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE): 本項目 (FCCC/SBI/2007/10/ADD.1; FCCC/SBI/2007/MISC.7 AND ADDS. 1 And 2)の下、数カ国の締約国が非附属書I国の国別報告書に関する問題について意見を述べた。

ニュージーランドは、AWG-LCAの下でのMRVおよびNAMAsに関する議論について触れながら、温室効果ガス (GHG)のインベントリが、国レベルにおいても国際的なレベルにおいても、情報に基づいた政策決定を行うために不可欠であると述べた。また、米国とカナダとともに、非附属書I国の国別報告書に記載される情報に関する小項目についての議論が行われないことに対する失望感を表明した。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、1年半の間、CGEが運営されていないとし、これは非附属書I国の国別報告書作成能力を損ねるものだと強調した。また、CGEのマンデート更新を支持しながら、CGEは途上国のニーズによって主導され、非附属書I国の国別報告書のいかなる見直しプロセスも受け入れられるものではないと述べた。資金・技術支援については、GEFの資金割当枠組み (RAF) に関するものも含めて、各種制約があることが遺憾であると述べた。また、非附属書I国がどれだけ約束を実施できるかという点は、先進国からの支援にかかっていると強調した。中国は、途上国の国別報告書作成費用の全額をカバーする新規および追加的な資金源への要求について強調した。



セントビンセント及びグレナディーン諸島は、AOSISの立場から、CGEのマンデートを更新する必要があると強調した。ウルグアイは、CGEの作業を中止するのは“機会損失”だと嘆き、それによるマイナスの影響について強調した。グレナダは、CGEの機能を再開させるための決議を要請し、技術支援や指針、教育訓練、ならびに情報とりまとめ等のCGEの役割について強調した。60ヶ国以上の途上国が第2次国別報告書を作成中であるとし、CGEの欠如によって途上国が条約プロセスに参加できなくなると述べた。セネガル、モーリタニア、タイは、それぞれ国別報告書を作成する上でCGEの支援が必要であると発言した。

ノルウェーは、もっと定期的にGHGインベントリを改善する必要があると強調した。米国は、この問題に関する作業は条約の究極目標を指針とするべきものであるとし、非附属書I国の排出量と条約の実施に関する情報の改善案を支持した。カナダは、国別報告書およびGHGインベントリが、気候変動に対する締約国の対策措置が及ぼす全体的な影響を評価する上で重要であると強調した。オーストラリアは、各国のインベントリ・レポートが2013年以降の期間に不可欠であると述べながら、組織能力向上の必要性を指摘し、すべての国からの定期的なデータ提供が必要だと呼びかけた。

資金・技術的支援: 非附属書I国の国別報告書 (FCCC/SBI/2009/INF.5)のための支援について GEFから報告があった。 Marie Jaudet (フランス) と Julia Martinez Fernández (メキシコ)が、非附属書I国の国別報告書に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

条約4条8項、4条9項: 決定書1/Cp.10 (プエノスアイレス作業計画)の実施に関する進捗状況:

SBIのBratasida議長は、本件については、SBI 29で何の結論も出せなかったと指摘した。クック諸島はAOSISの立場から、SBSTAからNWPに関して付託された提言についてSBIで検討するよう要請した(FCCC/SBSTA/2008/L.22)。 SBIのBratasida議長は、気候変動の悪影響に関する議論と、対応措置の影響に関する議論を分けて同じ時間を費やせるようにすることを提案した。

Leon Charles (グレナダ) が非公式協議を執り行う。

LDC (後発開発途上国) に関する諸問題: LDC専門家グループ (LEG) からは、LEGの作業と2009年3月にベニン・コトノウで開催された第15回LEG会合についての報告(FCCC/SBI/2009/6)が行われ、41のNAPAが提出され、実施に向けて3つのプロジェクトがGEFの承認を受けたとの報告があった。

レソトは、LDCの立場から、NAPAの完全実施に向けて、パイロットプロジェクトの実施以上に前進することが重要であると強調し、タンザニア、フィリピン、ツバルとともに、特に共



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

同融資の要件など、プロジェクト融資の付帯条件の厳しさについて嘆いた。Margaret Sangarwe (ジンバブエ)が非公式協議を行う。



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

技術移転: 事務局より議題項目 (FCCC/SBI/2009/3; FCCC/SBI/2009/INFS.1 and 4; FCCC/SBI/2009/MISC.4; FCCC/SB/2009/1-3 and Summaries)の紹介があった。技術移転に関する専門家グループ (EGTT)からは、技術の開発・移転を強化するための将来の資金策に関する報告 (FCCC/SB/2009/2)があった。GEFは、技術移転に関する Poznań 戦略プログラム (FCCC/SBI/2009/3)の実施における中間進捗報告書を紹介した。

日本は、パフォーマンス指標がMRVに関するAWG-LCAの議論と強力な関係があると述べ、技術移転の促進のため、2つのグループが連携するよう支持した。ガーナは、G-77/中国の立場から、条約4条1項(C)及び4条5項 (技術移転)の実施の効果の点検作業を2010年6月まで延期するよう提案し、オーストラリアがこれを支持した。ベラルーシは、技術の開発・移転に関して、新たな補助機関を設置するか、あるいはEGTTを諮問センターのレベルまで強化拡大するよう提案した。また、経済移行国は、投資と低炭素技術への簡易なアクセスが必要であると強調した。フィリピンは、技術移転は条約の下での先進国の約束であるとし、マレーシアは、パイロットプロジェクトは永年の議論の末にようやく実施されたものだとし、遺憾の意を表明した。Holger Liptow (ドイツ) および Carlos Fuller (ベリーズ)がSBSTA/SBI合同コンタクトグループの共同議長を務める。

政府間会合のための調整: 事務局からは、COP 15では、特にハイレベルセグメント、両AWGの成果に関する問題および両SBの日程の問題などについて決議する必要があるとの説明がなされ、本件(FCCC/SBI/2009/7)に関する紹介があった。

COP 15・COP/MOP 5: デンマークは、参加者向けにCOP 15のロジ面の準備に関する最新情報について報告、全ての政府代表には2009年6月8日の関連サイドイベントへの出席を促した。

スーダン、G-77/中国の立場からこうした問題に関して、コンタクトグループの開催を要請した。オーストラリアは、両SBに対し限定的な時間を割り振り、今次会合でSBの作業をできるだけ完了させるよう提案した。ニュージーランドは、両AWGに密接に関連しており、おそらくは4日間のハイレベルセグメントにも絡んでくるSB議題項目への対応を要請した。フィリピンは、COP 15に途上国が参加するための資金支援を要請した。信託基金への寛大なる援助金について触れながら、有資格国に対し参加者2名の参加支援金が提供されることになるとし、寄付金を提供する立場の国々に対し資金支援を要請した。



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

今後の会合日程および政府間プロセス: 11月のAWG会合について、2009年11月2-6日、スペイン・バルセロナにて開催するという事で事務局からの確認があった。

オブザーバー組織: 気候行動ネットワークは、コペンハーゲン会議の交渉の鍵は透明性にあると強調し、公的な介入と協議を通じた市民社会へのインプットを求めた。国際自由労働組合連合 (ICFTU) は、社会経済側面を早期に考慮していくことで持続可能な解決法が生み出せると強調しながら、気候変動と労働との関連性についていかに対応すべきか説明した。Georg Børsting (ノルウェー) と Richard Muyungi (タンザニア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

議定書の下での附属書I国からの報告および情報の検討: 本項目 (FCCC/SBI/2009/INF.2) について、事務局から紹介があった。中国は、検討プロセスに途上国を参加させることが重要だと強調し、参加を促進するためのキャパシティビルディングとテクニカルなトレーニングの必要性について指摘した。オーストラリアは、検討プロセスの改善を要請した。ニュージーランドは、タイムリーで効果的な検討を確保するためには、任意の財源からではなく、コア予算から資金を捻出すべきだと強調した。Anke Herold (ドイツ) が非公式協議を行う。

議定書 3条14項 (悪影響): Eduardo Calvo Buendia (ペルー) と Kristin Tilley (オーストラリア) が SBI/SBSTA 合同コンタクトグループの共同議長を務める。

遵守: 事務局から、遵守に関して議定書の改正を求める COP/MOP 1 でのサウジアラビア提案 (FCCC/KP/CMP/2005/2) に関して本議題の紹介があった。SBI の Bratasida 議長が関係締約国との協議の上、結論書草案を作成する。

SBSTA

手法問題 (条約): GHG インベントリ: 事務局から本項目 (FCCC/SBSTA/2009/INF.2) が紹介された。ニュージーランドは、トレーニング及びサポートのために事務局に資金を提供することが重要であると強調した。SBSTA の Plume 議長はトレーニングプログラムの更新とインベントリ専門家のトレーニングに関する具体的な提案が必要であると指摘。Anke Herold (ドイツ) が非公式協議を行う。

IPCC ガイドライン: 事務局から議題 (FCCC/SBSTA/2009/MISC.3) が紹介された。IPCC は、国別 GHG インベントリ作成力が無い国々のニーズについて強調しながら、特に現在の科学的慣行や基準を反映させて不確実性を低減するため、2006年 IPCC 国別 GHG インベントリ・ガイドラインの更新について議論した。オーストラリアは、2013年以降の成果を実施する上で締約国が确实



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

にニーズを満たせるよう、2013年以降の枠組みの採択後のガイドラインの点検が必要だとしてこれを提案した。Riitta Pipatti (フィンランド) と Hongwei Yang (中国) による非公式協議が行われる。

手法問題 (議定書): HCFC-22/HFC-23: SBSTAのPlume議長は、HCFC-22(クロロジフルオロメタン) 冷媒製造過程に生じるHFC-23 (トリフルオロメタン) 破壊事業で認証排出削減量 (CER) の獲得をめざす生産施設の問題に係わる議題項目を紹介した。中国は、モントリオール議定書に基づき、HCFC-22の段階的生産停止に関するオゾン層破壊物質に関する最近の進展状況について強調し、将来的にはHFC-23施設が減少するとの見通しについて述べた。また、SBSTAに対し、本件に関して結論を出すよう求めた。Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が非公式協議を行う。

炭素回収・貯留(CCS): カナダ、オーストラリア、クウェート、ナイジェリアは、CDMの対象としてCCSを含める案に支持を表明したが、アルゼンチン、ベネズエラ、ブラジルがこれに反対を唱えた。ベネズエラは、本件の検討に際してSBSTAとCDM理事会が相互に連携するよう求めた。BUSINESS AND INDUSTRYは、CCS無しで2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減することは難しいとし、対立は途上国が先進国で利用可能な技術へのアクセスを拒否するものだと主張した。

CO2換算のGHGs共通算定方式: 事務局は、ノルウェー・オスロにて2009年3月に開催された代替算定方式の科学に関するIPCC専門家会合のレポートを取り上げ、IPCCが主要な結論を提示していると述べた。

ニュージーランドは、100年という時間尺を用いる地球温暖化係数 (GWPs)では、不可逆的な影響を含め、100年を超える影響コストを反映させられないと事務局が指摘し、長寿命のGHGsの排出量の制限を強調した。スイスは、何らかの実行可能な代替算定方式へのスムーズな移行を確実にするための実地試験とその他の現実的なステップについて強調した。また、中国とともに、ありうる代替案の現状での問題点を指摘し、科学的な作業を更に進めるよう要請した。

Michael Gytarsky (ロシア) がコンタクトグループの議長を務める。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響) : Eduardo Calvo Buendia (ペルー) と Kristin Tilley (オーストラリア) がSBI/SBSTA合同コンタクトグループの共同議長を務める。



関連国際機関との協力：UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、事務局と他の組織間の協力活動の概要を紹介した。中国は、今後の会議では事前に協力活動を取りまとめた文書を作成し、締約国に配布することを提案した。

SBSTA議長が結論書草案を作成する。

AWG-LCA非公式プレナリー

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、参加者が交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/8）を今後の作業の開始点として受け入れたことに感謝した。同議長は、締約国はこの文書を練り直し、提案を明確にできると述べた。さらに同議長は、この文書の構成や論点の展開の順序が最終文書の構成や内容、法的な形式を決めるわけではないことを強調した。

論点展開の順序に関し、AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、まず適応から始め、次に緩和、資金、技術を取り上げ、これにキャパシティビルディング関係をつけ、その後に共通ビジョンとしてはどうかと提案した。また同議長は、資金と技術を別個に取り上げることも提案、SBIの下でのキャパシティビルディング枠組をレビューするなら、AWG-LCAの作業を終わらせる上で有用なインプットになるはずだと指摘した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、次の順序で扱うことを支持した、すなわち適応、資金、技術、緩和、共通ビジョン。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、G-77/中国からの明確化要請を受け、この文書の作成ではAWG-LCAワークショップでのプレゼンテーションも考慮に入れたと述べた。本文書と条約の条項およびバリ行動計画の要素との関連付けを図る提案について、同議長は、この文書を検討する際に締約国の方で改善できるのではないかと述べた。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、まず文書全体を「行ごと」に読み上げることを提案、これで各提案を明確にでき、追加する箇所には印をつけ、ギャップがあるかどうかも判明すると述べた。また、文書の第2回の読み上げについてはいくつかのオプションを提案した、たとえば、非公式プレナリーで続ける、少人数のグループで特定の項目を検討する、それを公開するまたはオブザーバーには非公開とする、非公式プレナリーとスピノフのグループ討議などを含めたハイブリッドオプションにするなどである。同議長は、これについては後日議論し、決定されると述べた。

カーボヴェルデとカメルーンは、依然として一部の言語への翻訳がないことに懸念を表明した。

オーストラリアは、各国の予定に則った法的構造という同国の提案に焦点を当て、この文書の緩和セクションの初めにプレースホルダー（placeholders）を置き、この手法を取り入れるような構



成に調整することを提案した。同代表はさらに次のことを提案した：各章のはじめに共通要素を置き、共通するが差異のある責任を明確に反映させる、附属書への参照箇所を挿入する。

日本は、両AWGsの協調、一貫性、同調性を支持、本文書には両者の関係を反映させるとともに、AWG-KPで扱われた問題も盛り込むべきだと述べた。

バルバドスはAOSISの立場で発言、文書の中で適応と資金の強力な関係付けを行うよう提案、この文書では、バリ行動計画や科学が唱えているのと同様、緊急性の感覚を明確に表現する必要があると主張した。同代表は、最も脆弱な諸国のニーズを認識し、それを優先させ、さらに適応のために利用できるものと適応に必要なものとの間にはギャップがあることも明確にする必要があると主張した。さらに同代表は、文書の中の共通ビジョンの項目に、SIDSへの言及がないことを嘆き、バリ行動計画の中でLDCsとSIDSに言及した表現を、この文書でもその全体を通して主文に盛り込むべきだと述べた。

G-77/中国は、この文書では、同グループの提案の多くが適切に扱われていないとの見解を繰り返し、条約の条項に指針を得る必要があることを強調した。同代表は、各パラグラフにより実施促進が図れるのは条約のどの条項であるかを明確にする必要があると指摘した。さらに同代表は、表現方法を条約やバリ行動計画のそれと合致させる必要があるとし、「貧困な途上国」といった表現を取り入れて「諸国の分類をあいまいにさせる」ことに反対した。同代表は、実施方法と組織構成を区別することにも反対した。

ツバルは、議定書の形式でツバルが提出した文書に言及、これが交渉文書には反映されていないとして、次の改定文書に盛り込まれむことを望むと発言した。同代表は、AWG-KPでの議論は、別な成果文書を出すことになるはずだと指摘、コペンハーゲンでは2つの法的文書が出てくるだろうとの展望を示した。

南アフリカは、計画策定ではなく実施に焦点を当てる必要があると主張、適応の章は今のところ計画策定が中心になっていると指摘した。同代表は、先進国による緩和と途上国による緩和との間の「ファイアウォール」が最終合意文書の構造の基本になると主張した。同代表は、資金のセクションでの遵守に関する提案は、緩和、適応、技術のセクションにも広く適用されるべきだと指摘、キャパシティビルディングの文章をさらに練り上げる必要があると述べた。

チェコ共和国はEUの立場で発言、両AWGsの機能面でのつながりを指摘した。同代表は、EUが提出した低炭素開発戦略への言及が適正な内容でなされていないとし、多様な組織面の提案をそれぞれ



れ独立して載せるべきではないと述べた。同代表は、提案されている組織の機能を検討するため、どこかの時点で「一歩ひきさがる」よう提案した。

カナダは、共通するが差異のある責任とそれに対応する能力の原則を再確認するとともに、条約の下での締約国の共通の約束に焦点を当てた。同代表は、共通の約束が「万人向け」を意味するわけではないと説明した。同代表は、全ての先進国がその経済全体に係る2020年まで絶対目標を約束すべきだと述べた。同代表は、LDCs以外の全ての国が、それぞれの国情や緩和ポテンシャルに基づきNAMAsを実施し、2020年までにビジネスアズユージュアルなベースラインからの明確な乖離を図る必要があると指摘、各国のベースライン決定の能力を向上させる必要があると述べた。

AWG-KP コンタクトグループ

附属書I排出削減量：共同議長のGertraud Wollansky（オーストリア）は、交渉文書の推敲に焦点を当て、結論書の草案作りからは離れるべきだとAWG-KP議長の指示を想起した。同共同議長は、このコンタクトグループでの議論をどう進めるべきか、各締約国の見解を求めた。

中国は、文章ではなく数値に焦点を当てる必要があると主張した。南アフリカは、附属書I全体の排出削減量の規模から始め、その後、共同での貢献および個別の貢献に移ってはどうかと提案した。同代表は、AWG-KP 7では各締約国が個別の貢献度を決定する方法として異なる手法を示していたと指摘、これらの方法について議論する必要があるのではないかと述べた。また同代表は、約束期間の長さや数といった問題、そして基本年の問題は、どれも数値に関係してくると指摘した。ポリビアは、会議時間の3分の2を排出削減量と法的な問題に当てるとの合意を想起、焦点を排出削減量に絞るべきだと述べた。

スイスは、2009年6月17日に各締約国に通達される法的文書では、両方の数値を盛り込み、附属書I締約国がそれぞれの目標を達成するために利用できる手段も含めるべきだと述べた。オーストラリアとEUは、反復手法の必要性に注目した。スイス、オーストラリア、EU、日本も、数値は広範な内容の一部に過ぎず、単なる数値での合意よりも複雑なものになると述べた。EUは、これまでに附属書I締約国が約束した数値は、柔軟性メカニズムやLULUCF、バンカー燃料の排出量といった問題で、それぞれ異なる想定を行っていると述べた。同代表は、こういった想定条件を明確にしないなら、数値は「無意味なものになる」とし、日本もこの発言を支持した。南アフリカは、各締約国が規則は変更されないことを前提に数値に注目することを提案、その後、他のグループとの交渉をベースに規則が改正された場合には、それに応じて、数値レベルの大胆さを変更することについて議論できると述べた。



EUは、2020年までに1990年比で30%削減という全体目標を支持、責任や能力を加味した公平で比較可能な貢献度を決定する関連基準について、文書を提出したと指摘した。さらに同代表は、附属書Bに特定の国を追加することを検討するよう提案した。セネガルはアフリカグループの立場で発言、先進国の全体目標は、最終目標であるべきだと述べた。アルゼンチンは、全体目標値を科学に基づいたものにする必要があると主張、インドは、IPCC AR4において附属書I諸国の削減範囲を25-40%としたのは科学的な数値ではなく、先進国と途上国との努力の適切な分担を暗に想定したものだと警告した。日本は、米国抜きでの全体目標範囲の議論は決定的でないとして指摘、オーストラリアとともに、AWG-LCAでの緩和の議論との結びつきを強調した。日本は、「新しい効果のある国際合意」の必要性を主張、AWG-KPではその一部しか議論できないと述べた。

ロシアは、個別の約束の設定基準を議論することが重要だと主張した。カナダは、附属書Bの構成、基本年の選択、約束の表現方法、排出経路、約束期間の長さなどを議論するならば、建設的な個別目標の議論ができると指摘した。日本は、個別の約束を排出の削減割合ではなく、絶対量で表現することを提案、EUとノルウェーはこれに反対した。共同議長のWollanskyは、全体目標値に関する問題を念頭において、これを議論することから開始し、続いて個別の約束について反復方式で議論することを提案した。同代表は、水曜日に行われる継続の議論に向け、この計画を練り直して置くことを述べた。

AWG-KP 6で明らかにされた他の問題：AWG-KP副議長のDovlandは、コンタクトグループではAWG-KPの作業計画49(c)項に規定された問題に焦点を当てたことを想起した：すなわち柔軟性メカニズム、LULUCF、GHGsとセクターおよび排出源の分類、共通の計算方法、セクター別の排出量を対象とする手法の可能性、バンカー燃料、これまでの努力および実績の分析である。

このコンタクトグループの作業構成が議論の中心となり、締約国はそれぞれの優先問題を指摘した。AWG-KP副議長のDovlandは、優先度をつける必要があると指摘、LULUCF問題を議論するスピノフ・グループを結成し、この問題の議論に多くの時間を割くよう提案した。締約国はこの提案に同意した。EU、カナダ、コロンビア、パナマなど、一部の国は柔軟性メカニズムについて議論する必要性を強調、AWG-KP副議長のDovlandは、この問題も検討されることになることと述べた。

廊下にて

SBSTAとSBIは、それぞれの開会プレナリーを続けたが、AWG-KPとAWG-LCAはギアを一段上げて、コンタクトグループや非公式プレナリーを開始した。AWG-KPでは、この日の議論について「有用だったがあまりエキサイティングしなかった」と評するものがいた。午後は、コンタクトグルー



プでの議論に費やされ、この会期の残された時間内で、それぞれの作業をどのように構成するかといった手続き上の議論が中心となった。「その他の問題」に関するグループでは、ボンではLULUCFの議論を優先させることで合意したが、「数値問題グループ」では、全体約束と個別約束との反復審議を行う予定である。あるAWG-KPの参加者は、「良いスタートになった」と評し、「ただ「数値グループ」がどう進むのかは定かでない、まだかなり基本的なところで意見の相違がみられる」と述べた。

他方、議題の進め方やSBIでの資金メカニズムに関して、非公式協議が一日中続けられたが、ある参加者によると「ほとんど合意できたが、まだ完全な合意には至っていない。」

AWG-LCAの参加者は、最初の非公式プレナリーセッションを終えたが、問題の取り上げ方や交渉文書の最初の読み上げ後、どう進めるかなど、考える種がいくつも残されていた。心配げなオブザーバーの中からは、2回目の交渉文書の読み上げでは、交渉ルームの中に座れるのか外なのか、疑問を投げかける声が聞かれた。しかし11月の会議がバルセロナで開催されると決まったことで特に困ったものはいなかったようだ。ある極北の参加者は、「短パンを詰めていこう」と冗談を言っていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c enb@iisd.org is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at [<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org), +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at [<kati@iisd.org>](mailto:kati@iisd.org).



SB 30、AWGハイライト 2009年6月3日水曜日

午前中、SBIプレナリーが開催され、AWG-LCAは非公式プレナリーを行った。SBSTAは、条約関連の研究活動に関する協議を開催した。AWG-KP、SBI、SBSTAのコンタクトグループおよび非公式協議が1日中開催された。

SBIプレナリー

資金問題：SBI議長のBratasidaは、この議題および資金問題に関する議論項目に関する合意をみたとして参加者に感謝した。

資金メカニズムの第4回レビュー：事務局は、各国が行っている資金のニーズ評価の進捗状況について、最新の情報を提供した。GEFは、UNFCCCとの関係強化が最優先であるとし、GEFは次のことを行っていると説明した：全ての新たな割当システムに関する新しい指標を模索、GEFの資金の分配をより公平にするための脆弱性指標の可能性を検証、各国が資金へのアクセスを得るための出先機関の数の増加を提案。

モーリタニアは、国別報告書作成に対しGEFから資金が得られないことを嘆いた。アルジェリアは、現在の経済危機を指摘、GEFの補てん金は、環境や気候変動に特に留意しながら経済発展を図る国のために集中的に使うべきだと述べた。米国は、GEFの効力改善努力を支持した。

特別気候変動基金(SCCF)の評価：Zahir Fakir (南アフリカ)とJukka Uosukainen (フィンランド)が資金メカニズムの第4回レビューおよびSCCFに関するコンタクトグループの共同議長を務める。

議定書の下での適応基金：事務局は本小項目を提起した。SBI議長が関係者と協議し、結論書草案を作成する。

組織上の問題：締約国は、議題書の資金問題の中にSCCFおよび適応基金に関する2件の小項目を追加した上でこの議題書 (FCCC/SBI/2009/1) を採択した。

ニュージーランドはアンブレラ・グループの立場で発言、非附属書I諸国の国別報告書に係る温室効果ガス目録関連の活動という同グループが提案した議題小項目が受け入れられなかったことに、失望感を表明、次回のSBI会合でこの小項目の追加を提案すると述べた。ブラジル、およびG-77/中



国の立場でスーダンが、議題項目追加の提案が必ずしもその承認を予断するものではないと指摘した。

その他の問題：アルゼンチンは、英国がその国別報告書の中にマルビナス諸島を加えたことに反対を表明、主権をめぐる対立が起きている地域だと指摘した。英国は、主権問題に疑義がないことからフォークランド諸島での排出量を含めたものだと反論した。

AWG-LCA非公式プレナリー

全般的なコメント：各締約国は議長による交渉文書草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) に対する全般的なコメントの発表を続けた。アルジェリア、中国、ポリビア、インド、ブラジルなどを含めた非附属書I締約国は、条約の実施強化に焦点を当てる必要があると主張、条約やバリ行動計画 (BAP) とは合致しない概念やアイデアが盛り込まれたことに懸念を表明した。ポリビアは、この文書を交渉の土台と考える前に、条約と合致しない提案を分けるよう求めた。ブラジルは、条約に則ったものでない提案が盛り込まれるなら、コペンハーゲン会議の成功はおぼつかないと述べた。

インドは、条約を「書き直す」こと、途上国に法的に拘束力のある約束を課することには反対するとし、アルジェリアや他の諸国とともに、先進国の約束を軽減し、途上国に負担を転換することに警告を発した。中国とサウジアラビアは、先進国にも資金供与を求める提案に反対した。

インド、中国、サウジアラビア、シンガポール、その他は、先進国と途上国の区別をあいまいにさせる提案に反対した。シンガポールは、条約と同じ用語を用いる必要があるとし、「貧しい途上国」といった表現に反対した。

米国は、自国の提案は条約の条項と関連するものでありその構造を反映していると説明した。同代表は、各国の違いを認識する一方で、全ての締約国に適用される約束が必要であると、全締約国共通の行動を各セクションに盛り込むべきだと述べた。同代表は、2050年までといった長期の計画を策定し、全締約国による低排出戦略を含めるよう求めた。また同代表は、1990年以降の世界の変化を考慮に入れた動きのある合意の必要性を強調、附属書や付録に関する提案もこの文書に反映されるべきだと述べた。

アルジェリアは、世界的な目標と附属書I諸国の緩和約束、そしてNAMAsに対する附属書II諸国の支援との関係に注目した。パラグアイは、責任の定義改定に反対し、歴史的な責任に現実的に取り組むには、附属書I諸国が、2020年から2050年までの間に排出量を45-95%削減する必要があると述べた。同代表は、最も脆弱な人々の権利を考える必要性を強調した。



ガーナは、アフリカの脆弱性を適切に反映させ、適応にもっと力点を置くべきだと主張した。同代表は、クロスカッティング・イシューとしてのキャパシティビルディングに注目、コペンハーゲン以後でも詳細について議論するとの項目を歓迎した。トーゴは、途上国が利用できる資金源の問題など、適応措置の実施を保証するよう求めた。タンザニアは、気候変動の影響による生命や機会、土地の喪失に対する補償を求めるとともに、地球社会に対するサービスについても補償するよう求めた。

ベネズエラは、適応や資金、技術移転に関するものなど、まだ守られていない義務に特に焦点を当てるよう求めた。コロンビアは中南米諸国を代表し、資金のセクション、特に資金源の項目の強化を支持した。スイスは、資金問題を重要な横断的テーマとして注目、世界的なCO₂税という自国の提案が盛り込まれたことを歓迎した。同代表は、REDDプラスを議論する適切なプラットフォームを確保する必要があると述べた。

ノルウェーは、MRVの重要性を強調、森林および炭素回収貯留（CCS）に関する確固としたメカニズムの必要性を説いた。同代表は、REDDプラス、革新的な資金メカニズムおよびバンカー燃料に関する同国の提案に注目するよう求めた。

サウジアラビアは、化石燃料依存諸国が直面する困難および対応措置の影響結果の可能性に言及することを支持した。また同代表は、CCS技術の途上国への移転などCCSの適正な扱いを求め、「低炭素」経済よりも「低排出」経済という表現にすることを希望した。ベラルーシは、最終文書では、技術へのアクセスなど経済移行国のニーズも検討されるべきだと述べ、ロシアもこれを支持した。

ロシアは、AWGs間の機能面での関係の必要性を強調した。同代表は、新しい組織的なメカニズムに関して「膨大な数の提案」があることに注目、それぞれのガバナンスの影響について議論する必要があると指摘した。同代表は、森林の役割強化の必要性を強調、NAMAsの法的な形式などNAMAsの重要性を説いた。オマーンは、両AWGs結合の提案に反対し、AWG-LCAでの作業は条約とBAPに基づく必要があると主張した。

ニュージーランドは、資金や組織の拡大など、文書の官僚的な特色を指摘、組織構成から一步退き、形式を考える前に機能について考えるよう求めた。同代表は、簡略な共通ビジョンを求め、資金問題をより効率的にまとめ、目録の報告を強化し、NAMAsに報告用のテンプレートを含め、NAMA取引に関する提案を盛り込むよう求めた。



パキスタンは、NAMA登録簿の提案に対する警戒感を表明、そのような登録簿には資金メカニズムが必要であると指摘、資金のセクションで登録簿に言及することを提案した。また同代表は、「気候に弾性のある開発」などといった新しい用語をまとめた用語集を提案した。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、取り上げられたテーマをまとめ、この文書の中で、各提案が正確に表現されているかどうか、文書の構成と記載順序、提案が条約およびBAPと合致しているかどうか、AWG-KPでの議論との関係などを指摘した。同議長は、この成果の法的な形式に関し非公式協議を開催すると述べた。

適応：その後、締約国は適応に関する文章についてコメントした。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、この文書では、途上国に適応実施の負担を課しており、計画の策定と評価に過度の焦点を当てているとして、遺憾の意を表した。クック諸島はAOSISの立場で発言、SIDSのニーズの緊急性が十分持ち込まれていないとし、具体的な適応活動の実施を主な目的とするべきだと述べた。南アフリカはアフリカグループの立場で発言、緊急に行動を起こす必要性を強調、資金規模の拡大と2020年までに700億ドルという目標値を伴う、適応に関する国際的な総合プログラムを求めた。アルゼンチンは、適応の枠組はすでに条約の下で創設されているとし、文書は具体的な行動を中心とするべきだと述べ、先進国による適応行動への援助は拘束力のあるものだが、適応行動自体は法的な拘束力がないことを強調した。同代表は、持続可能で明確に特定できる資金源への直接的なアクセスを求めた。

日本は、誰が何をいつやるのが決める必要があり、すぐにもできることは何かに焦点を当てるべきだと主張した。同代表は、汚染者負担原則への言及には途上国の排出者も含まれるかどうかを問い、いくつかの提案に対する懸念を表明、この中には、法的な拘束力のある適応枠組、ODAに追加的な新しい予測可能かつ適切な資金源、適応に関する委員会または補助機関などの提案が含まれた。カナダは、損失や被害に対応し、極端な気候現象の後に資金を提供する保険についての言及に懸念を表明した。オーストラリアは、適応枠組を拘束力のあるものにするかどうか、適応行動の定義、枠組の対象となる諸国の分類、枠組がCOPの権限の下のものであるかなど、合意の必要な問題に焦点を当てた。

メキシコは、適応を各国およびセクター別の開発計画に統合する必要があると主張した。米国は、特に、適応の開発戦略や開発計画への統合、全締約国共通の適応義務を含めることを支持した。同代表は、提案されている適応の附属書を本文に入れるよう提案、資金面の提案の合理化、リスクとリスク削減メカニズムの議論を適応行動や組織アレンジの議論とそれぞれ統合することを提案した。



同代表は、保険基金の提案は、リスク移転メカニズムという保険の特性を反映するものではないとして、この提案への不支持を表明した。

サウジアラビアは、対応措置の影響でも適応に言及することを求めた。ノルウェーと日本は、対応措置は緩和のところで議論されるべきだと述べた。ノルウェーは、国主導のプロセスとしての適応を主張、文書に各国の所有権と責任を反映させる必要があると述べた。アイスランドは、性差別への配慮を適応枠組の指針の1つとすることを主張した。エクアドルは、性による違いへの配慮と世界的なそして各国国内での社会的不公平に注目することを求め、特に脆弱なグループを認識したことを歓迎した。同代表は、生態系に焦点を当てる手法、地域社会レベルでの適応、資金、REDDプラスに注目した。

SBSTA

SBSTA議長のPlumelは、研究に関する協議を開催、条約に関係する科学面の発展をSBSTAに情報提供するよう、研究計画に対して要求している決定書（FCCC/SBSTA/2007/4）に留意した。

地球系科学パートナーシップ（Earth System Science Partnership）のRik Leemansは、排出パターンの変化に注目、現在の排出量の大半が途上国からのものだと指摘した。同氏は、そうはいても、米国やEUからの排出量がGHGsに占める割合は不釣り合いだと指摘した。Leemansは、最近の研究により海洋の酸性化や気温上昇のプロセスを取り巻く不確実性が減りつつあると指摘、こういった現象は、生物多様性を失わせ、魚類資源の生産能力は30–40%削減される可能性があるとして指摘した。また同氏は、黒色炭素が反射能力と氷の融解に与える影響に関する新しい研究、急速な進化を示す生物種の行動の変化、アマゾン流域の乾燥化が絶滅のレベルに与える影響などに注目した。

研究大学の国際連盟（International Alliance of Research Universities）のKatherine Richardsonは、新しい総合的な科学評価について発表し、これはIPCC AR4以降の最新のものであることを強調した。同氏は、主要なメッセージに焦点を当てた：たとえば、GHGの排出レベルと多くの気候面の要素がIPCCの範囲の上限に近付いている、海水面の上昇が予想を超える速さで進んでおり、2100年には1mに達する可能性がある、人間社会も生態系も気温の変化にはこれまで考えられたよりも脆弱である、必要な科学的根拠や政策ツールはそろっていることから、行動を行わない理由はないことである。

IPCCのJean-Pascal van Yperseleは、AR5に向けたIPCCの作業について発表した。同氏は、新しい証拠が積み重ねられており、過去の結論を確認できた分野に焦点を当てた。Van Yperseleは、IPCC報告書の政策関連性を、政策規範とならない形で向上させ、別の新たな疑問点に応えるとともに、途上国の参加を拡大することの重要性を強調した。



国際START事務局のJon Padghamは、政策策定、訓練、研究能力向上、博士課程およびポスト博士課程での研究支援、WMOやIPCCおよびUNEPとの協力など、関連する活動について報告した。

欧州委員会のElisabeth Lipiatouは、第7回研究開発枠組計画について報告、これは500億ユーロの予算をもち、39カ国からの寄付を受け、気候変動や気候の影響のモニタリングや予測、政策オプションの分析、気候に優しい技術の展開に対し資金援助を行うと述べた。

地球規模の変化の研究に関する汎アメリカ研究所 (Inter-American Institute for Global Change Research) のHolm Tiessenは、畑から取り除かれ、燃料として利用されることが多い農業作物の残滓について論じた。同氏は、作物の残滓の除去は、土壌の生産性を損ない、農業の収率を減少させるとし、このような作物の残滓は、「フリー」なエネルギーではないと述べた。

地球規模の変化の研究に関するアジア太平洋ネットワーク (Asia Pacific Network for Global Change Research) のAndrew Matthewsは、地域的な影響を理解することは、難しい課題であり、現在の研究能力には限界があると述べた。同氏は、300名を超える科学者を訓練した地域プログラムについて説明し、英語以外の言語で科学者と政策立案者との協議を推進することの難しさを論じた。

その後の会議で、参加者は、特にキャパシティビルディングの必要性についてコメントしたほか、政策立案に科学知識を活用するための技術的な専門性、気候の影響や適応、気候のフィードバック、転換点の定量化に関する科学的な理解の推進についてコメントした。数名のパネリストは、社会科学が気候の研究に十分取り入れられていないことを嘆いた。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 午前中のコンタクトグループで共同議長のLeon Charles (グレナダ) は、附属書Iの全体的排出削減量の範囲について議論することを提案した。

EUは、2020年までに40%という全体削減量の提案は、地球の気温上昇を2 以下に制限できる確率を50%としたモデル研究に基づいていると述べ、500ppmを超える可能性があるが、その後濃度は今世紀後半に450ppmまでさがると説明した。また同代表は、経済シナリオによるとこのためのコストは負担可能な範囲であり、先進国は比較可能な努力を行うとともに、途上国もそれぞれの能力や責任に応じた貢献をすると述べた。

EUは質問に答えて、この目標ではCDMの継続を想定しているが、LULUCFは規則が不確定なことから、考えに入っていないと説明した。また同代表は、30%の目標には途上国が含まれていないと述べた。ニュージーランドは、この目標は2020年までの削減であると指摘、第2約束期間について



の提案の多くが、2013-2017年としており、第2約束期間の目標をどう策定するか質問した。EUは、2017年の数値計算には、線形削減方式を用いると答えた。

午後の非公式協議では、質疑応答方式がとられ、各国が次の提案を行った：附属書Iの全体排出量目標には、多くの締約国から、提案された目標の想定条件や原則、用いられた情報に関する質問が浴びせられた。締約国は、特に、科学的な根拠、公平性、LULUCFの規則、メカニズム、バンカー燃料、遵守コスト、能力の配分、途上国への影響について疑問を呈した。

その他の問題 (AWG-KP)：スピンオフグループは、LULUCFについて議論するため非公式に会合し、このグループでの議論の進め方について討議した。締約国は、共同議長が木曜日の議論に向け新しい文書を作成し、これに議長文書 (FCCC/KP/AWG/2009/8) の提案および締約国が提出した他の具体的な法的文書案の両方を含めることで合意した。

その後湿地の定義に関する議論に移り、検討する必要がある項目として次のものを挙げた：排出源と吸収源に関する共通用語の可能性、湿地を広範に定義するかピート湿地 (泥炭地) に焦点を当てるか、人為的な影響のシグナルを明確にする手法論問題。

可能な影響結果 (AWG-KP)：コンタクトグループの会議で、共同議長のPaul Watkinson (フランス) は、附属書VIの文書 (FCCC/AWG/2009/5) を8つのクラスターにまとめ、これに基づき、議論を進めることを提案した、すなわち過去の作業に基づく問題と首尾一貫性の問題、影響結果の範囲とそれへの対処の複雑性、議定書の関連条項、ガイドライン、最も脆弱な国家、検討されるべき要素、影響結果の理解、技術面での協力という8つのクラスターである。

締約国は議論の後、この提案について合意した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言、8つのクラスターが次の論理的なパターンをとることを提案した：すなわち理解の深化、ガイドラインとベストプラクティス、設計と選択の問題、実施。共同議長は金曜日までに新しい文書を作成する。

また締約国は、COP/MOP決定書の作成に向けた作業とするか、AWG-KP結論書を作成するか議論した。EU、ニュージーランド、日本、オーストラリアは、成果文書の特徴を決定するまでにその内容に注目したいと述べた。

予算 (SBI)：コンタクトグループで事務局は、2010-2011年の2年度予算案 (FCCC/SBI/2009/2 and Add.1 and 3) について説明した。事務局は、特に強化が必要な分野として次のものを挙げた：条約締約国が提出した情報の報告書作成とレビュー、資金源の活用、特に途上国による活用の推進、炭素市場の役割促進、法的な助言、会議サービスと情報。また事務局は、節減が見込まれる分野も挙げた。



オーストラリアとニュージーランドは、報告作成とレビューを優先させた。ナイジェリアはG-77/中国の立場で発言、決定書ならびにコペンハーゲンでの成果に基づく活動の追加は、一定の予算規模拡大を正当化すると指摘した。メキシコは、貢献度達成を難しくするような制約条件について繰り返し言及、さらなる節減が可能な分野の探究を事務局に要請した。

午後、国際取引簿(International Transaction Log (ITL))に関する別な議論が行われ、Douglas Forsythe (カナダ) が進行役を務めた、事務局は、2010-2011年度のITL予算案を最適化し、課題を解決するための複数の措置を紹介した。

技術移転 (SBI/SBSTA) : コンタクトグループではその作業の構成が議論の中心となった。共同議長のHolger Liptow (ドイツ) は、8つの検討されるべき文書があると説明、このグループでは、報告書を念頭に置く一方で、これに関する議論を深めるよりもAWG-LCAに送ることを提案した。

一部の締約国は、文書に関する部分的な議論を望んだ。G-77/中国は、この文書をAWG-LCAに委ね、これに含まれる提案の検討を要請するよう提案した。

共同議長が結論書草案を作成する。

REDD (SBSTA) : コンタクトグループの議論で、多くの締約国は、森林の保全や持続可能な管理、森林の強化に関する手法論について議論を重ねる必要があると指摘した。パナマは、「実施コスト」に関するテクニカルペーパー (FCCC/TP/2009/1) に注目、途上国の半数以上は国家GHG目録を完成させておらず、この作業を完成させるには資金援助が必要であると指摘、多くの国では、過去の排出量データもそろっていないと指摘した。ブラジルは、正味の計算とグロスの計算で手法論問題が異なると指摘した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言、REDDに関するCOPの議題項目を加えて、異なる組織で並行した議論を行うことを提案した。米国は、次の項目について決議が可能であると指摘した：IPCCガイドラインの利用、第3者がレビューする確固とした透明性のあるモニタリングシステムの必要性。オーストラリアは、段階的手法が必要なことでは合意しているとし、各国はそれぞれ異なる能力と状況を抱えていると指摘した。共同議長のRoslandは木曜日の会議をモニタリング中心のものとするよう提案した。

条約の下でのキャパシティビルディング (SBI) : 共同議長のHelmut Hojesky (オーストリア) は、このコンタクトグループはこの会議でキャパシティビルディング枠組のレビューに関する最終文書を決定し、COP決定書案を作成するべきだと述べた。同共同議長は、このグループではこれま



でのレビューの進捗状況を評価し、キャパシティビルディングでのギャップや教訓を明らかにするべきだと述べた。同共同議長は、関連するAWG-LCAでの議論に注目し、重複を避ける必要があることを強調した。

事務局は、キャパシティビルディング活動のモニタリングや評価での実績指標の利用経験と教訓に関する統合報告書の要点を検討した。(FCCC/SBI/2009/5) 米国は、統合報告書について、だれに調査票を送ったのかわかることを求め、途上国からの調査表の数の多さに強く印象づけられたと述べた。同代表は、2国間の努力や南-南の協力を拡充するべきだと述べた。タンザニアはG-77/中国の立場で発言、途上国のキャパシティビルディングのニーズが達成されていないとし、成否はどのように図るのかと質問した。同代表は、提案されているNAMA登録簿など、新しい体制の下でさらに多くのキャパシティビルディングのニーズを明らかにし、推進するべきだと述べた。EUは、寄贈国の協力強化を求め、国連機関同士で作業をし、多くの利害関係者や現地の行動者がキャパシティビルディングに参加するよう要請した。オーストラリアは、モニタリングや評価、実績指標の開発は国家主導で行われるべきだと述べた。

議定書の下でのキャパシティビルディング (SBI) : 共同議長のHojeskyは、次回の非公式会議での議論に向け、決定書29/CMP.1に記載するとおり、CDMプロジェクト参加に関係したキャパシティビルディングの優先分野を検討するよう、参加者に求めた。

特権と免責 (SBI) : Chair Tamara Curll (オーストラリア) は、議定書の構成組織に務める個人の特権と免責に関する適切なアレンジを検討するとのマンデートを想起した。同氏は、このコンタクトグループが処遇案のCOP/MOP 5への送致に焦点を当てることを提案し、処遇案の文書は2013年以降に関する文書の一部として2009年6月17日までに各締約国に連絡する必要があると指摘した。

国連本部の法律専門官は、1946年の国連の特権と免責に関する条約第VI条に注目、新しい条約においても議定書の改定案においてもこのVI条の規定を反映させることを提案した。

EUとオーストラリアは、処遇の問題は2013年以降の合意の一部であるべきだと述べた。ツバルは、「独立した合意」の採用を希望し、コペンハーゲンでの成果文書がまだ明確になっていないと説明した。中国は、コペンハーゲンの成果文書に予断を与えると警告し、議定書の改定を希望した。EUは、このグループが、中身の議論を中心とし、今後の段階での形式に関連した問題の検討を提案した。

議長のCurllは、特権と免責を受けるべき構成組織について、さらに議論し、特権と免責の性質も検討することを提案、参加者もこれに同意した。



廊下にて

水曜日、会議を終えるなり廊下に出て、マリティームホテル全体に分散して行われた協力グループの会合に急ぐ参加者であふれていた。締約国は、コンタクトグループや非公式会議の拡散で協力し合うことが多かった。AWG-KPの排出削減量グループによる非公式の「質疑応答」から出てきた参加者の一人は、非公式会議を「明確化」会議と評せるだけの時間立ち止まり、「合意しているのかどうかはわからないが、少なくともお互いの理解は進んだ」と説明した。

プレッシャーを感じている参加者も何人かいたようで、一部のものは、各組織間での議論の重なりに対する焦燥感を口にした。「何でSBIでもいまだに適応を議論しているのだ、午前中いっぱいAWG-LCAで議論したばかりだということに」とため息をつく参加者もいた。「コペンハーゲンで必要な時間をとろうというなら、議題項目の一部はそろそろ置いていてもよいのではないかと」。

多くの参加者は、進展状況があったかどうかコメントするのを躊躇していたようで、その辺の話をするのは時期尚早だと言っていた。一部のものは、木曜日に予定される法的形式に関するAWG-LCAの非公式会議への期待感を示した。

REDDおよびLULUCFの議論が進められる中、「森林クラブ (forest club)」が今日初めてお目見えした。REDDコンタクトグループの後ろでは、「いったい何を話しているんだ」と当惑した表情のオブザーバーのささやきが聞かれた。仲間が「かれらは自分たちだけの言語で話しているのだ」とささやき返していた。火曜日のAWG-KPプレナリーで、あるアフリカの代表がLULUCF専門のスピノフグループを迎えて言った言葉がおそらく当を得ているのだろう、「一般的には、これらの交渉担当者は、まったく異なる人種だ」と。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301



SB 30、AWGハイライト 2009年6月4日木曜日

AWG-LCAは午前中非公式プレナリーを開催した。AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAはこの日1日を通して、さまざまなコンタクトグループおよび非公式協議を開催した。

AWG-LCA非公式プレナリー

適応：締約国は、議長の交渉文書の適応の章に関するコメントの発表を続けた。

(FCCC/AWGLCA/2009/8)

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、文書の多くの側面について明確化を求めるとともに、懸念を表明、同グループが別な記述を提案することになると述べた。同代表は、国家主導プロセスについてより強い表現にすることを求め、国家の行動および国際的な行動として何が求められているか明らかにする必要があると指摘した。同代表は、開発に適応を統合するとか、国家適応計画および行動の作成、モニタリング、レビューといった表現は、途上国に条件をつけるあるいは負担を課す可能性があるとして懸念を表明した。同代表は、実施方法に関し、附属書II締約国による条約の下での適応資金提供約束の履行を盛り込むべきだと主張した。

クック諸島はAOSISの立場で発言、適応セクションの目的で他のセクションにまたがるものの中には、共有ビジョンの章に入れるべきものがあると述べた。同代表は、特にLDCsおよびSIDSなど最も脆弱な諸国のニーズの緊急性に焦点を当てることを支持した。同代表は、適応の章では特に次のことを取り上げるべきだと述べた：全ての締約国ではなく、途上国締約国のニーズ；柔軟な組織構成を含める；対応措置への言及は含めない；実施資金に対する拘束力のある約束を含める；途上国に対する追加の負担を求めない、あるいは過度に規範的でないようにする。同代表は、適応計画のレビューに関する提案は適切でないとして、行動と実施手法との明確な連携を求め、行動をMRVの概念と結びつけることには懸念を表明した。

ツバルは、地域適応センターおよび気候に耐性のある開発の必要性を強調、先住民の知識に学ぶプロジェクトベースの適応やセクターベースの適応など、実施工動の詳細とりまとめを支持した。



同代表は、実施強化のための適応委員会の設立、リスク管理に関するセクションを別に設け、これに保険の手配の記述も含める、そして国際海上輸送および航空輸送への課税など、革新的な資金供与方法を求めた。

パナマは中南米諸国数カ国を代表して発言、実施方法を強化するべきであり、適応枠組は現在の影響と将来の影響の両方を対象にするだけの柔軟性を持つべきだと述べた。同代表は、バングラデシュ、カンボジア、その他とともに、附属書I締約国による資金援助の規定は法的拘束力を持つものにするべきだと述べた。セネガルは、法的拘束力のある適応枠組の必要性を強調した。

ニュージーランドとロシアは、適応が全ての締約国に影響を与える問題であることを強調した。ニュージーランドは、文書の冒頭に共通の約束を入れることを支持した。スイスは、適応の開発計画への統合を支持した。EUは、国際社会と締約国の役割を明確にするとともに先進国と途上国の役割も明確にするよう提案し、ニュージーランド、その他もこれを支持した。またEUは、枠組の概念に関する表現を強めるよう提案、条約の仲介者の役割を強調した。同代表は、対応措置の問題は緩和のところで取り上げるべきだと述べた。スイスは、適応行動は各国に適合したものとするべきだと発言、モニタリングとレビューの重要性を強調した。同代表は、保険や官民のパートナーシップの役割にも注目した。

この文書は行動ではなく計画に重点を置きすぎるとの一部の締約国の批判に対し、ニュージーランドは、何に資金を出すのかを知る必要があると指摘した。同代表は、汚染者負担原則の意味の明確化を求めた日本の要請を支持した。中国は、汚染者負担原則への言及に代えて、条約の指針原則の記載を提案した。ロシアは、気候変動の影響がプラスのこともありうると述べた。同代表は、気候難民への言及に懸念を表明、締約国は、適応行動実施の適切なレベルを国家単位で決めるべきだと述べた。

インドは、先進国と途上国のそれぞれの役割を明確にする必要があると主張、先進国のみが資金源を提供するべきだと指摘した。同代表は中国とともに、国際航空輸送および海上輸送に課税して適応に対する追加資金援助を行うとの記述に反対した。中国は、国際取引税への言及の削除も提案した。タイは、資金援助を譲許的融資として提供するとの表現に反対した。シンガポールは、適応枠組の実施および諸国の分類に関し、条約の表現と一致させることを提案した。インドと中国は、国家適応計画のレビューへの言及に反対した。

中国は、国家調整機関設立という提案に懸念を表明、パキスタンとともに、「貧しい途上国」との表現にも懸念を表明した。パキスタンは、「根拠に基づく脆弱性」や援助への「アクセス」とい



う表現にも懸念を表明した。トルコは、先進国や途上国という表現ではなく「脆弱な諸国」という表現の使用を提案した。

カンボジアは、LDCsを特別扱いする必要性を強調した。タンザニアは、技術移転や資金供与においてLDCsのニーズに対応するよう要請、復興や補償に関する文章の重要性を強調した。バングラデシュは、組織枠組の重要性を説いた。ポリビアは、BAPと交渉文書では適応の扱いがアンバランスだと指摘、適応活動では先住民の伝統的な知識も取り入れる必要があると述べた。ベネズエラは、先住民社会の脆弱性を認識する必要があると主張した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ペルーを代表して発言、生態系の適応戦略の重要性を強調、脆弱性には内的な不均衡も含めるべきだと述べた。ペルーは、高い生物多様性を持つ諸国への影響も考慮する必要があると主張、生物多様性条約とUNFCCCのシナジー強化を求めた。エジプトは、当てはまる場合、特に自然資源や生態系を他国と共有する国の場合には、地域協力が重要なことをこの文書に記載するべきだと発言した。同代表は、民間部門の役割は、公的部門の援助を補完するものであるべきで、これに代わるものではないと述べた。

アルジェリアは、悪影響に対する適応と対応措置とは関係があり、分離されるべきではないと述べた。サウジアラビアは、気候変動の悪影響と対応措置の影響は同等に扱うべきだとし、規制政策が保護主義を招く可能性に対する懸念を表明、たとえばCO₂税の場合、エネルギー集約型の商品が不利な立場に追い込まれると述べた。クウェートは、脆弱な諸国グループを特定するセクションに化石燃料依存国も記載するよう求めた。アルジェリアは、条約4.4条（気候変動の悪影響を受けやすい途上国に対する附属書II諸国の援助）の実施について定期的に報告し、有意の適応資金援助を妨げるような資金メカニズムの「障害物」を取り除き、GEFの資金供与から世界的な利益の要項を外し、CDMの収益の一部（share of proceeds）に代わり、適応に対する附属書II締約国の資金援助とすることを提案した。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、時間的制約を指摘、締約国に対し、少なくとも2つの並行する会議で文書の読み上げを続けるかどうか、最初の読み上げをどういった順序で続けるか、2回目の読み上げをBAPと同じ順序で行うかどうか検討するよう求めた。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書I排出削減量（AWG-KP）：コンタクトグループは午前と午後2回会合した。締約国は附属書I全体の削減量規模を1990年比40%以下とする南アフリカとフィリピンの提案について審議し



た。南アフリカは、この目標にはオフセットが含まれておらず、国内行動のみであることを明確にした。同代表は、柔軟性メカニズムの利用は国内行動に補足的であるべきだと主張、附属書I締約国によるオフセットは、附属書I締約国が最善の緩和機会を利用できることを意味し、非附属書I諸国に負担を追加するものだと言った。EUとノルウェーは、これに対し、途上国には、ビジネスアズユージュアルの排出量から乖離するための「低い位置の果実（low-hanging fruit）」の削減量が残されていると応じ、さらにEUは、附属書I締約国が用いる削減クレジットはこれらの（附属書I）締約国自体が全額支払うものだとも付け加えた。

オーストラリアは、AWG-LCAで策定される全ての新しいメカニズムで、議定書の締約国でもある附属書I締約国に利するものと、議定書の柔軟性メカニズムとを関係付けるため、こういった法的構造が必要か、法的問題に関するAWG-KPコンタクトグループでの議論に託すことを提案、ノルウェー、ニュージーランド、メキシコはこれを支持したが、南アフリカ、ブラジル、中国は反対した。南アフリカは、規則では議定書の締約国のみが柔軟性メカニズムを利用できると指摘、この規則を入れた動機の一つは、締約国でないものによる議定書の批准を促すことであると述べた。

ブラジルは、議定書3.1条（約束）を2つの項目に区別して考え、1項は附属書I締約国の個別または合同での排出削減約束であり、柔軟性メカニズムを用いた目標達成を認めているが、2項は、附属書I締約国の全体排出量を1990年比5%削減することを求めており、これは国内行動のみを指していると言ったが、日本はこれに反対した。日本とノルウェーは、この問題も法的問題グループに委ねることを提案したが、南アフリカはこれに反対した。

ノルウェーは、2020年までに30%削減という自国の目標案にはオフセットメカニズムが含まれていると言った、ただし目標の3分の2を国内行動で達成すると指摘した。中国は、歴史的な排出量および現在の一人当たり排出量の大きさで見れば、先進国が「大気スペース」の不相応に多い割合を占めていると言った、このため先進国はこのような「不当性」を是正するに十分な目標を持つべきだと述べた。

ニュージーランドは、IPCCの排出シナリオに関する「ボックス13.7」（AR4の作業部会III報告書）のプレゼンテーションを想起、ここでの排出範囲は、国内行動のみに関するものではなく、柔軟性メカニズムへの依存も含まれていると言った。ミクロネシアはAOSISの立場で発言、この図にはメカニズムやLULUCFが含まれていないとして、異なる見解を述べた。

インドは、「ボックス13.7」に基づく議論に反対し、この範囲は科学的なものではなく、執筆者のモデル研究の結果だと述べた。同代表は、気温上昇の2℃以下での抑制や450ppmでの濃度安定化



は、IPCCが推奨しているものではなく、いくつかの代替シナリオの1つにすぎないと述べた。同代表は、附属書I締約国の約束は「歴史的な責任の排出量」に基づいて計算されるべきだとし、この計算では、附属書Iの全体削減量は2020年までに1990年比79.2%になると指摘した。EUは、歴史的な責任の概念に疑問を呈し、条約はそれに基づくものではないと述べた。

スイスは、AWG-KP 5において、附属書I締約国は今後も柔軟性メカニズムを削減約束の達成に用いることができることで既に合意していると指摘した。

フィリピンは、附属書I締約国が合同の提出文書（FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8）で提案している個別目標を合算する努力がなされたかどうか質問した。オーストラリアは、目標の合算は行われ、その結果は「意を強くする」結果となったと答えたが、具体的な数字の提示は断念し、合同目標の計算を持って、他の締約国に代わり発言することはできないと主張した。AOSISは、自分たちでも数値の合計を求めたと応じ、LULUCFが含まれない場合は、2020年までに1990年比で約7-13%の削減量になり、LULUCFを入れれば8-15%の削減になると発言した。同代表は、これらの数値には米国が含まれており、特定の想定条件を前提としていると説明、想定条件には目標を発表していない締約国が行動しないとの想定も含まれると説明した。AOSISは、附属書I締約国が提案している個別の目標値の合算を事務局に要請することを提案、マーシャル諸島、EU、フィリピンもこれを支持した。締約国は、この点で合意し、事務局が土曜日に合算した数値に関するペーパーを提出することになった。

その他の問題（AWG-KP）：スピンオフグループは午前中会合し、LULUCFについて議論した。締約国は、共同議長作成の新しいノンペーパーにおおむね満足の意を表し、自然の破壊要素および「棒グラフ+」の計算方式オプションについて議論した。自然の破壊要素に関し、締約国は、特に定義付けや、引き金となる現象、非永続性との関係について議論する必要があると指摘した。締約国は、自然の破壊要素への対処に相当する分の割引効果について、短時間の意見交換を行った。ある締約国は、外乱要素への不干涉を選択したことによる排出量を人為的なものと考えべきかどうか質問した。

「棒グラフ+」の計算方式に関し、ある諸国グループは、「棒グラフバンド」方式であれば、年間の流動性の平準化計算にも役立つと指摘した。ある途上国は、棒グラフの設定には時間がかかると懸念を表明、バンドを超える吸収量を無制限に計算に入れることは問題だろうと指摘した。

午後、締約国は、非公式会合を開催、柔軟性メカニズムについて議論した。締約国は、議長文書（FCCC/KP/AWG/2009/8）の関連部分に、締約国の提案が適切に記載されているかどうか検討した。



このグループは、京都議定書とその附属書Iの改定案に関する附属書Vのうち、柔軟性メカニズムに関する箇所を検討、決定書案の可能性を探った。

成果文書の法律様式 (AWG-LCA) : 午後、AWG-LCA議長が非公式協議を開催、成果文書の法律様式が議論の中心となった。多様なオプションや関係する問題についても議論し、この中には次のものが含まれた：COP決定書とその法的な特性、議定書に向けた提案、実施合意の法的特性。

いくつかの締約国から、コペンハーゲンの実質的な成果に基づき、法律様式を決定することが提案された。一部の締約国から、成果文書をCOP決定書またはいくつかのCOP決定書にする提案があり、COP決定書の法的特性に関する議論に移った。他の締約国は、コペンハーゲンでは法的に拘束力のある手法にすることを求めた、既に3つの締約国が、コペンハーゲンでの採択を目指すそれぞれの議定書案を、条約17条(議定書)に則り正式に通知するよう事務局に要請している。ある締約国も同様の要請を行う意図があると述べた。別な締約国は、自国の議定書案について、京都議定書に代わるものではなく、これを補足するものであると明言した。非公式協議が続けられた。

議定書2.3条と3.14条 (SBI/SBSTA) : 共同議長のEduardo Calvo Buendia (ペルー) とKristin Tilley (オーストラリア) がコンタクトグループの会議を開会した。このグループでの作業の進行方法に関し、ポズナニ以来の議論が続けられ、議定書2.3条(政策措置の影響)と3.14条(悪影響)とを別々に議論し、実質的な審議に移ることで合意した。

議定書2.3条に関し、締約国は、情報交換プロセスに関するワークショップ開催の可能性について議論した。EUとオーストラリアは、全ての交渉の流れを首尾一貫する結論書に統合することが重要だと主張した。

議定書3.14条に関する議論は、決定書31/CMP.1 (3.14条関係の問題) の問題が中心となった。サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言、実施プロセスを設置し、悪影響に関する附属書I諸国の報告様式の統一を図る必要があると主張したが、ニュージーランドとEUは、このようなプロセスは国別報告書で既に存在していると指摘、コンタクトグループでは、新しい手法の創設ではなく現在の手法の実施方法に焦点を当てるべきだと述べた。G-77/中国は、報告書作成は条約3.14条の究極の目的を達成するため、悪影響を最小限に抑制する最初のステップであると主張した。

非附属書I国別報告書 (SBI) : コンタクトグループでは、議論の進め方を議論、CGE再結成の必要性が指摘された。ブラジルはG-77/中国の立場で発言、「全くの白紙」から始めるよりもこれまでの交渉文書を土台に議論することを提案、米国、EU、カナダはこれに反対した。締約国は、非公式



会合での意見交換に移ることで合意し、古い交渉文書を用いるが、新しい文書に進むかの決定に向け、指針を得ることとした。

資金問題 (SBI) : コンタクトグループ会合で、共同議長のJukka Uosukainen (フィンランド) は、グループの目的には、資金メカニズムのレビューに関するCOP 15決定書草案の作成が含まれると述べた。

特別気候変動基金 (SCCF) に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、GEFでのSCCFの扱いに懸念を表明、適応には極めて少額しか支払われていないと指摘した。コロンビアは、次の項目を明確にするよう求めた：SCCFに対し約束されている資金の額、実際に受理した金額、どのような活動に資金が使われたか。バングラデシュは、GEFから資金を得ることの難しさを指摘、SCCFには別なアクセスチャンネルを設けるべきだと主張した。南アフリカは、適切かつ予測可能な資金供与の必要性に注目、他の基金との補足可能性やガバナンスについて議論することを求めた。カナダは、GEFの強化を支持、問題の中にはAWG-LCAで議論した方が良いものもあると述べた。

資金メカニズムのレビューに関し、G-77/中国は、GEFが途上国のニーズに対応するよう、長年にわたり働きかけてきたが、成功していないと述べた。同代表は、GEFは変革の状況にあると指摘、現在続けられている改革を歓迎し、気候変動に関する最近の科学研究の成果に基づき、資金規模の拡大を図る必要があると主張した。参加者は、次の関係の問題についても議論した：GEFの資金不足、十分なレビューの必要性、これにはガバナンス構造のレビューも含める。EUは、GEFの改善方法を探る動きを歓迎するとともに、GEFが優先して支援を行うべき分野の特定を目指す動きも歓迎した。同代表は、現在の資金メカニズムとAWG-LCAでの資金に関する合意は、相互に補足しあうべきだと述べた。米国は、補足ガイダンスに基づくレビューの実行を提案、資金の広範な流れを考慮することを提案した。

予算 (SBI) : 締約国は、予算に関する非公式協議を開催、事務局は特定の費用項目に関する締約国の質問に答えた。一部の締約国は、特定の予算項目の削減を求めたが、そのような削減は、途上国が条約の下で負う義務の履行能力を削ぐとして、懸念を表明した。提案の中には、特定の項目を基幹予算から自主的なものに移すこと、AWGの成果の可能性に関する決定を延期すること、これらの費用項目を臨時予算で処理することが含まれた。

政府間会議 (SBI) : コンタクトグループの会合で、締約国は、AWGsの作業完了に関する3つのシナリオについて議論した：COP 15およびCOP/MOP 5の開会前に終了し、開会プレナリーで結果を報告する；コペンハーゲンでもAWGsの作業を続け、ハイレベルセグメントまたは最終プレナリー



でCOPまたはCOP/MOPに報告する；あるいは、ハイレベルセグメントでの報告に加えて、COPまたはCOP/MOPの開会時に進捗状況報告を行う。オーストラリア、日本、カナダ、EU、ニュージーランド、アイスランド、ノルウェー、米国は第1のオプションを希望したが、南アフリカ、ブラジル、インドネシア、メキシコは、第2または第3のオプション、またはその2つを何らかの形で組み合わせることを希望した。

補助機関会合のスケジュールについて、締約国は次のオプションを検討した：12月より前に、バンコックまたはバルセロナでのAWGs会合に合わせて補助機関会議を開催する；コペンハーゲンでSB 31を開催するが、一部の項目はSB 32に回す；コペンハーゲンでの会合期間中にSB 31を開催するが会合日数を3-4日に限定する；SB 31を2010年まで延期する。オーストラリア、カナダ、ベラルーシは、SB会合を2010年まで延期する案を希望したが、サウジアラビア、南アフリカ、メキシコはこれに反対した、ただしカナダは、SBはCOP 15の前にも開催可能だとも述べた。サウジアラビア、メキシコ、EU、中国、ブラジル、日本、ボリビアは第2のオプションと第3のオプションを希望した。また締約国は、ハイレベルセグメントの期間についても議論した。数カ国は、3-4日に延長する案を希望したが、サウジアラビアとベラルーシはこれに反対した。

条約の下でのキャパシティビルディング (SBI)：非公式協議で、締約国は、キャパシティビルディング枠組レビューの議論を継続、意見交換を行い、次のステップに関する提案を行った。ある締約国は、この枠組を、REDD問題に関するキャパシティビルディングなど、新しい要素にも開かれたものにするべきだと提案した。キャパシティビルディングのモニタリングと評価を行う実績指標の策定および利用について、締約国間の意見の不一致が残った。共同議長は、締約国に対し、もっと「創造的な」考察を行うことを求め、次回会合での検討に向け文書案を作成すると述べた。

REDD (SBSTA)：非公式協議では、手法論問題での先住民の役割とモニタリングが議論の中心となった。モニタリングに関し、REDDとREDDプラスでは異なる手法論とするべきかどうか議論された。多くの締約国が、リモートセンシングだけでは劣化を検知できないと指摘、リモートセンシングと地上の実態調査の組み合わせ、締約国の異なる能力と状況に適合したものをすることが適切だろうと指摘した、ただし一部の国は、市場ベースのREDDシステムではその国自身によるリモートセンシングは受け入れられないと指摘した。

ある締約国は、歴史的なベースラインの短所を指摘、非森林化の推進要素を探究するべく経済専門家の参加を得るなら、未来志向のベースラインの限度や利点を決めるのに役立つだろうと述べた。



先住民については、多くの締約国が、先住民やその伝統的な知識は炭素貯留量のモニタリングや歴史的なベースラインの決定に重要な役割を果たせると主張したが、ある途上国は、国際的な会計規則を適用する必要があるとし、先住民の科学が確固としたメカニズムを作り出せるわけではないと指摘した。

廊下にて

木曜日、マリタイムホテル内の雰囲気はこれまでになく活気がみなぎっていた。AWG-LCA議長が開催した昼時のテクニカル・ブリーフィングの会議室は、立席のみであった。このイベントでは、ブラジル、ボリビア、中国、インドがそれぞれ気候変動に関する将来行動の指針となる歴史的責任に関するプレゼンテーションを行った。続いて活発な意見交換が行われ、その後も、廊下や附属書I排出削減量に関するAWG-KPコンタクトグループなど、一部の交渉で意見交換が続けられた。あるオブザーバーは、歴史的責任の考えは一部の途上国間に「根強く続いている信念」を表したものであり、こういった諸国がこの問題で「押し戻される」可能性は少ないとコメントした。しかし一部の先進国は、現在の責任はいつ議論するのかとの疑問を口にしていた。

あまりにも多くの議論が、条約に何が書かれているかに集中していることから、条約についての再教育講座があればと打ち明けるものもいた。たとえば条約の条項に歴史的責任は含まれているのか、AWG-LCAでの多様な提案は条約の条項に関係しているか、関係しているならどのように関係するのかなどについての再教育講座である。「昨日のプレナリーで条約文書のコピーが余分にあると発表したものがいて助かった、事務局のカバー付きの条約ブックレットはすぐにもなくなってしまふ可能性があるからね。」

この日遅くに、数名の参加者がAWG-LCA非公式会合を開催、成果文書の法律様式について議論した。その後この会議から出てきたものの中には、困惑した表情を浮かべるものもいた。「法律家でないものにとっては、間違いなく国際法の集中講座だった」というものもいたが、興奮したものもいた。「これだよ。こういった議論を後回しにしてきたが、ようやくオプションがテーブルに載せられた、各国とも、どのオプションを希望するか忌憚なく話せたし、現実問題への取り組みを始められる」と、あるベテランの交渉担当者はコメントした。一日中SBでの型どおりの議論ばかり繰り返した参加者の中には、「それらの問題に取り組みたかった」とうらやましがるものもいた。



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



SB 30、AWGハイライト

2009年6月5日 金曜日

AWG-LCAでは、午前には非公式 プレナリーが開催された。また、AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAでは、終日、様々なコンタクトグループや非公式協議が行われた。

AWG-LCA 非公式プレナリー

資金問題: 議長の交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)の中の資金問題に関する章について締約国が所感を述べた。いくつかの先進国と途上国が、資金問題はコペンハーゲンでの合意に向けて重要であり、資金の拡充が必要だと強調した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、かれらの提案が文脈を無視して取り上げられ、その他の諸提案と同一視されているとの懸念を表明し、同グループとしては明確化した文書と代替テキストを提出する意思があると述べた。また、同テキストには、資金調達上の課題の大きさに対する記述が不十分であり、衡平性や“共通するが差異ある責任”、国家および需要主導型の金融といった具体的な原則が盛り込まれていないと強調した。また、適応への融資とアクセスの簡略化が必要だと強調した。提案内容としては、特に、「援助効果向上に関するパリ宣言」への言及を削除し、“公共部門が主要な資金源となる”と記載する方が良いと述べ、資金供給は“既存のODAに加えて”行うという内容を反映するテキスト案を支持した。その上で、協調融資を連想させる文言への懸念を示し、制度上の調整が重要だと強調した。

バルバドスは、AOSISの立場から、脆弱な途上国への言及はBAPと一貫性をもたせるべきであると述べた。また、利用可能な資金と必要な資金との間のギャップを埋めるよう先進国からの“確固たるコミットメント”を要請、追加的で予測可能な新たな資金源を求めた。また、付帯条件なしで直接、簡単にアクセスできるようにする必要があると指摘し、多様な資金源が必要であるとも述べた。さらに、排出枠(アローワンス)のオークション制度、ならびに収益の一部(share of proceeds)の適用拡大・増大案について、後者の問題をAWG-KPの下で取り上げるべきだと言及しつつ、支持を表明した。また、条約の適応基金が必要であると指摘した。

シエラレオネは、LDCsの立場から、プロセスの迅速化と、ODAの枠外の資金供給の“規模拡大”が必要であると強調し、LDCsに関連した協調融資に関する諸提案に反対の意を示した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、透明性、“ラーニング・バイ・ドゥーイング”、評価済みの寄付金を通じた資金供給の拡充の必要性を強調した。また、衡平なガバナンス体制；緩和に対する官民の投資；スタンド・アロン型の適応活動向けの資金供給について、支持を表明した。課徴金については、受け入れられないとし、資金メカニズムはCOPの監督下に置くべきであると述べた。

米国は、テキストを一本化し、資金動員のために全締約国による共通の行動を盛り込むことを提案した。ニュージーランドは、テキストのその他の分野とのリンケージを疑問視し、資金に関する全ての条項を1章にまとめることが有用であると述べた。EUは、議論の分断化を回避する必要性と、支援を伴った活動との関連づけの必要性について強調し、テキストを長期的に変化していくニーズへの対応を確実に許容するような内容にする必要があると指摘した。

途上国の数カ国が、適応への融資と緩和への融資を区別することを要請した。また、多くの途上国が、民間部門と炭素市場が補完的な役割を果たさなければならないとし、公共融資の必要性について強調した。

EUは、炭素市場の役割に関するテキストを強化するよう求めた。米国は、公共部門の資金援助は不十分になりがちであるという現状を認識するよう求め、どのようにガバナンスが民間資金へのアクセスを改善しうるか ということを検討するよう示唆した。また、民間投資の促進、国内能力の強化、低炭素関連の投資のための機会均等に対する政策についての記載を挿入することを提案した。

ニュージーランドは、官民の資金拠出の役割について強調し、排出削減を実現する上で炭素市場が果たしうる潜在的な役割を主張した。トルコは、公的な資金拠出に加えて、民間部門の資金を動員する必要があると指摘。スイスは、民間資金を引き込む上で公的資金が果たす触媒的な役割と費用対効果の原則について強調した。また、十分かつ予測可能な資金源を創出するためのCO₂課税の役割について強調した。さらに、ニュージーランド、パキスタン、ロシアからの支持を受け、テキストの中で資金 (funds) という語が増殖しているとして、懸念を示した。スイス、日本は、既存のファンド拡充案を支持した。メキシコは、様々な専門分野別の基金よりも多目的に使える単一基金案を支持した。コロンビアは、基金の数を増やすことが必ずしも資金源の増大にはつながらないと述べた。

EUは、こうした機能をどこが遂行するのかと議論する前に、機能についての議論に集中することを提案した。オーストラリアは、民間部門からの資金の流れを促進するための制度的な取り組みを実施可能にする必要があると指摘し、具体的なメカニズムに焦点を当てる前に原理原則や基準について議論の方がよいとの考えを示した。日本は、途上国の自助努力や、LDCsやSIDSを含めた最も脆弱国々のニーズへの対応の緊急性の認識についての見解を述べ、原則論についての議論に入る前に、資金メカニズムを担保するテキストを整理し直すことを要請した。

ウガンダは、気候変動はLDCsやSIDSの存続を脅かす“大量破壊兵器”であるとし、“全く同じことの繰り返しで”、新たな追加的で予測可能な資金源を要求することは合理的で妥当なことであると強調した。また、民間部門の融資は予測できないとし、タンザニア等の国々とともに、先進国が公的資金を使って迅速に現下の経済危機への対応を行ってきたことを思い起こさせた。タンザニアは、LDCsは民間部門からの融資をせがむことはできないと強調した。ガンビアは、同国でNAPAプロジェクトが1件も実施されていないことを指摘しつつ、民間部門を引き込もうとする様々な試みは失敗していると述べ、キャパシティビルディングとMRVを受けた融資を要請した。

ノルウェーは、適応や技術移転を含め、多様なニーズのための基金づくりの手段としてアローワンスのオークション制度があると述べ、特定されたニーズに基づき、オークションの対象とするアローワンスの量を決定するよう提案した。ツバルは、5つの窓口(緩和; REDD; 適応; 保険; 技術)を備えた多国間気候変動基金の設立を求め、各部門に諮問パネルを設置するよう提案した。また、AWG-LCAの下で、国際運輸税や市場メカニズムの収益の一部(SOP)の徴収など、多種多様な資金源や革新的な資金調達方法が必要であると強調した。インドは、条約の下で収益の一部の徴収に関して議論することに反対を唱えた。中国も、3-5%に収益の一部(SOP)を引き上げる案については高すぎだと反対した。また、中国は、国際運輸税についても反対を唱え、グリーン基金または世界気候変動基金に関するオプションを削除するよう提案した。

アルゼンチンは、COPに報告を行う執行部の下に、適応と緩和のための基金を個別に設立する案を支持し、先進国全体のGDP比で評価し、十分に安定的かつ予測可能な資金源をつくるよう要請した。また、途上国がどちらの資金源にしたいか選択できるようになれば、緩和基金は市場メカニズムによって補完されうると述べた。カナダは、機能や原則の議論を通じて制度的な取り組みを導き出すべきであるとし、最貧国や最も脆弱な人々のニーズを満たすことに専念する必要があると強調した。ベラルーシは、テキストに経済移行国に関する文言を入れるよう求め、トルコは締約国の役割を明言する案を支持した。

パキスタンは、歴史的責任に関する技術的なブリーフィングについて強調した。ロシアは、条約とBAPに“歴史的責任”が欠如していると指摘し、機能的なアプローチを用いるように締約国に呼びかけ、気候レジームに新原則を導入することには消極的な姿勢を見せた。中国は、基本理念の下に「共通するが差異ある責任」の原則を追加するという案を支持する一方で、「汚染者負担の原則」という言及を削除することを提案した。また、先進国の資金面の約束を弱めているテキストの部分を浮き彫りにした。サウジアラビアとシンガポールが条約と整合性ある文言を求め、ボリビアが条約とBAPを弱めないようにする必要があると強調、コロンビアが条約の完全性を維持しなければならないと述べた。

インドは、条約に基づき附属書II締約国の約束をテキストに反映させるよう要請し、資金メカニズムは複数の資金源の混成にするよりは公的資金で構成すべきだと強調した。また、コロンビアとともに、コスト全額、増分コスト全額の充当に関する文言を強調した。

バングラデシュは、適応のニーズへの融資基準の明確な定義を盛り込むよう要請した。インドネシアは、予測可能性、効率性、実効性、妥当性を資金メカニズムの基本とすること、ならびに資金配分の公正さとバランスが重要であると強調した。また、附属書I国に対しては、途上国のコスト全額と増分コスト全額の充当のための条約の下での約束を督促した。

メキシコは、“グリーン基金”提案を支持した。分担金の規模については人口・排出量・支払い能力を基礎とすべきであるとし、各国政府は民間部門とは対照的に最大限の貢献をしなければならないと述べた。また、最も脆弱な国々のニーズの検討を求めた。

コロンビアは、国民総生産（GNP）の2%で評価した分担金案が良いと主張し、適応費用の金額の明示を求めるとともに、締約国の約束が民間部門へと移管されることには懸念を示した。

ガーナは、複数のファンド窓口を備えた新たな一本の資金メカニズムを構築するよう呼びかけた。また、アフリカ、LDCs、SIDSに対して特別に配慮するよう求め、EGTT報告書(FCCC/SB/2009/2)が技術のための融資に関するオプションについて記載していると述べた。インドは、COPへの説明責任を有する理事会または執行機関案を支持した。

ウガンダは、地域や関係団体からの代表を参加させた透明で民主的なガバナンスをもつ“最小限の効果的なメカニズム”を求めた。アラブ首長国連邦（UAE）は、すべての締約国が衡平かつバランスよく参加するCOPの下での透明性あるガバナンス制度を求めた。エクアドルは、資金および技術移転の透明性ある実施を確保するための基準の必要性を指摘し、COPの下で多国間ファンドを設置する案を支持した。

G-77/中国およびAOSISは、遵守に関するテキストを強化するための提案を行うと述べた。日本は、遵守については、資金問題の議題項目の下だけではなく、もっと広い文脈で議論すべきであり、内容や最終結果の形式について合意がなされた後で議論すべきであると述べた。

コンタクトグループおよび非公式折衝

附属書 I 国の排出削減 (AWG-KP):コンタクトグループでは、2020年までに1990年比で附属書 I 国全体の排出量を45%削減するという、AOSISの立場から行ったミクロネシア等の国々の提案について、議論が行われた。AOSISは、同グループの提案は、非附属書I国のビジネス・アズ・ユージュアル(BAU)からの大幅な乖離と森林減少レベルの大幅低下を盛り込んだものであると明言した。また、この提案は、世界の温度上昇幅を2°C以内、究極的には1.5°C以下に抑制するという目標に駆り立てられて作成したものであり、2°Cを超える可能性は25%未満であると述べた。

発言に対する質問を受けて、AOSISは、同グループのマンデートを超えていると強調しながら、非附属書 I 国の貢献の数値を提供することを拒否した。また、この提案は、IPCC AR4の中の25-40%の幅から得ており、オフセットについては記載していないが、コスト分析では既存の世界炭素市場の存続が想定されていると説明した。イランは、COP及びAWG-KPのマンデートは附属書 I 締約国の 数値目標について合意することであると強調しながら、条約の下で問題について議論することに対して懸念を表明した。また、条約及び議定書の関連条項ならびにCOP/MOP及びAWG-KPの関連条項をとりまとめるよう事務局に提案した。

“X%” の削減という議長テキストからの提案に対して議論が引き続き行われた。カナダは、それはAWG-KPの議論に一部の附属書 I 国が入っていないという事実を反映させるという考え方であり、AWG-KPとAWG-LCAとの調整をとりまく不確定性は、6ヶ月ルールに則り締約国に連絡すべき数値幅をテキストの中に残すことを求めていると述べた。日本は、世界の排出量の40%という数値は議定書の締約国以外から出されているものであり、そうした国々の参加なくして数値目標の設定は困難であると強調した。また、数値幅に関するその他の提案が議定書の非締約国について検討しているのかどうかとの疑問を投げかけた。EU、ノルウェー、オーストラリア等は、かれらの提案がすべての先進国にあてはまるものだと述べ、AOSIS、フィリピン、南アフリカは、かれらの数値幅は、議定書の締約国とか非締約国といった区別に関係なく、すべての締約国に係わるものだと明確に述べた。

日本は、新たな議定書のための提案について説明し、すべての主要排出国が参加する必要があると主張、単純な議定書の延長では気候変動の課題に対処しきれないと強調した。また、目標は

2050年までに世界全体の排出量を50%削減する；提案にはいかなる数値も盛り込まれていない；先進国が先導しなければならない；緩和行動を引き受けることによって途上国は貢献すべきである等の見解を示した。ブラジルは、世界全体の目標を検討する際に、附属書I国と非附属書I国の公正なる貢献度を定義するために負担分担の基準を決定しなければならないと指摘し、非附属書I国にとっての最優先課題は持続可能な開発であると条約が規定しているのだと強調した。インドは、“主要な途上国”及び“主要排出国”といった言葉の使い方を疑問視し、条約の義務履行のため途上国が被る増分費用の全額を充当するため先進国が資金を提供するという条約の条項を引き合いに出しながら、何を根拠に途上国の参加が期待されるのだと疑義を投げかけた。今後とも議論は継続する。

その他の問題 (AWG-KP): 締約国の非公式協議の中で、確実にさまざまな提案を適切に反映させるよう、温室効果ガス・セクター・排出源;共通算定方式; その他の方法論に関する問題; “その他の問題”に関するテキスト(FCCC/KP/AWG/2009/8)の項目に関する検討が行われた。特権と免責事項に関する問題についてはSBIの下で議論を行い、簡素化手続きに関する問題については法律問題に関するAWG-KPコンタクトグループの中で議論を行うということで合意が得られた。

午後からはLULUCFのスピノフ・グループの非公式会合が行われた。特に、議論となったのは、共同議長ノンペーパーの中に一文を盛り込むべく、湿地管理について定義する文章に関するものだった。メタンやCO₂以外の排出量の算定能力に対する見解の違いを反映させて、「湿地あるいは泥炭地（PEATLAND）の管理」と言及すべきか、定義の中で炭素貯留の変化や温室効果ガスの排出量・除去量についてもっと大まかに言及すべきか等、見解は分かれた。

コンタクトグループでは、確実にノンペーパーに諸提案を適切に反映させることを目指して、伐採木材製品(HWP) と非永続性についても手短かに議論が行われた。火曜日の非公式協議向けの新たなノンペーパーに盛り込めるよう、関係国は、自然攪乱や棒グラフ計算方式、HWPについて非公式な協議を行い、月曜までに共同議長に意見を伝えるよう勧められた。

成果文書の法的形式 (AWG-LCA): AWG-LCAでの成果文書の法的形式をどうするか、非公式ベースの議論が続けられた。数カ国の政府代表が、法的形式に関する議論は時期尚早であり、COP 15まで議論を先延ばしにすべきだと主張した。形式の議論は機能論の後にするべきであり、すべてのオプションを検討すべきであるとの主張が一部から示された。BAPにある文言はAWG-LCAが法的成果の検討や新たな議定書の交渉を妨げるものなのかどうか、またそれがAWG-LCAの成果をCOP決議とすることを制限すべきかどうかという問題について、締約国から様々な見解が出さ

れた。

また、交換可能性や手続き上の問題なども含め、議定書に関する提案についても話し合いが行われた。COP 15の暫定議題のうち、“提案された議定書の検討”に関する項目の下に、議定書案を入れるということが留意された。数ヶ国の政府代表が、議定書の提案とAWG-LCAの下で検討中の交渉テキストとの関連性について疑義を投げかけた。交渉テキストの検討は、AWG-LCAの別のプロセスで行われることが明らかになった。

法的形式に関する議論は、今後のAWG-LCA会合でも続けられる予定だ。

特権と免責事項 (SBI): コンタクトグループでは、条約条項として明文化されている、特権と免責事項に関する交渉テキストが検討された。

中国は、京都議定書について当該機関やその他の機関で勤める個人々人について参照をつける形で言及することを提案し、ガーナがこの案を支持した。一方、オーストラリアは、議定書への言及を入れることを含め、成果を予断することは時期尚早だとし、この案に反対を唱えた。中国は、コンタクトグループの唯一のマネートは、議定書の下で構成される機関について討議することだと強調した。議定書への言及は、括弧をつけたままとなった。

通信コードや、国際宅配便、密封バッグ等を含めた、保護された機密の情報連絡手段の使用権について言及している括弧付きのテキストについては、G-77/中国の立場で行われたナイジェリアの発議により、電子的な通信手段を含めるべきかどうかという議論が行われた。電子的な情報連絡法の言及を支持しつつ、南アフリカは“いかなる形式でも”という語句を入れることを代替案として提示した。EUは、1946年の国連特権免除条約の文言をテキストに使用し、電子的な情報連絡についてもカバーすることを主張し、オーストラリアやカナダの支持を得た。また、この条約からの逸脱は、国内管轄事項の解釈問題につながる恐れがあると釘を刺した。国連法務官からは、1946年条約は最も一般的な情報連絡法を網羅するものと解釈されるべきであり、テキストからの逸脱は意図せぬ結果を招くおそれがあるとの助言があった。テキストは括弧付きで残された。改訂版テキストを議長が作成する予定だ。

条約の下でのキャパシティビルディング(SBI): コンタクトグループで、SBI結論書草案とCOP決定書草案に関して締約国が意見を交わした。SBI結論書草案については、AWG-LCAの今後の成果に関連して、“新たなキャパシティビルディングのニーズ”と言及すべきかどうか議論が行われた。一部の先進国からは、そうした文言はAWG-LCAの世界を予断するものだと懸念する声があがった。一方、テキストの中で新たに生じているニーズを説明する必要があると一部の途上国が主張した。

Gwage共同議長は、BAPのように、これまでの決定書を契機に特定された、キャパシティビルディングのニーズを取り上げることを提起した。

米国、日本は、これまでの包括的なレビューによって特定された過去のキャパシティビルディングの成功事例について、もっと前向きに言及するテキストを盛り込むという案を支持した。タンザニアは、G-77/中国の立場から、南・南協力への言及に反対し、包括的なレビュープロセスはモニタリングの優良な基盤となり、ギャップの特定を可能にするかもしれないと指摘した。COP決定書に関連して同様の問題点が指摘された。締約国による非公式な協議が行われる予定だ。

技術移転 (SBSTA/SBI): 非公式協議では、共同議長のSBSTA結論書草案について、パラグラフごとの詳細な議論が行われた。ほとんどのパラグラフについては合意がなされたが、特に以下の点については結論が出せなかった。すなわち、報告書の完成まで待つべきだとする意見がある中で、パフォーマンス指標に関するEGTTの報告書案 (FCCC/SB/2009/1)を検討または配慮するようAWG-LCAに促すべきかどうか; 一部締約国が、非附属書I国だけがTNAの作成を期待されるとの見方をもっており、ある附属書I国が作成した技術的ニーズ評価 (TNA)への言及を盛り込むべきかどうかという点である。

REDD (SBSTA): 非公式協議では、SBSTA結論書草案および共同議長作成のCOP決定書草案について、締約国から全般的なコメントが寄せられた。テキストは現状のまま採用すべきだと示唆し、テキストは満足できる内容だとの所感が数カ国から示された。多くの締約国は、“参照排出レベル”が言及される部分で、すべて“参照除去レベル”という語を追加することを提案した。一部の途上国から、望ましい活動に関する指示的リストを盛り込むよう提案があり、他からは方法論のコストについて言及するよう提案があった。こうした問題についてAWG-LCAではなく、SBSTAで取り上げることを危惧する声もあがった。ある締約国は、先住民の権利に影響する活動の法的な意味合いについて指針を要請するよう提起していた。非公式協議がつづけられる。

資金問題 (SBI): 非公式協議では、資金メカニズム第4次レビューとSCCFの評価について、特に、COP決定書草案をどのように進めていくか、コペンハーゲンでの議題に関して進行中の議論と政府間会合に関するコンタクトグループにおいて、SB 31へと延期または整理する可能性について触れつつ、討議が行われた。一部の締約国は、SCCF評価をSB 32まで持ち越すことを提案した。

第4次レビューについては、一部の政府代表がレビューで過去をふりかえることを提案。一方、AWG-LCAの中で作業が重複しないよう将来を見越したレビューを提唱する声もあった。また、決定書草案に盛り込む可能性がある、いくつかの要素が議論された。

また、GEF第4回包括実績調査に関する中間報告のハイライトが紹介され、GEF資金の妥当性に関する問題や、同グループがどの程度の志をもつのが適切かという問題が討議された。非公式協議がつづけられる。

政府間会合 (SBI): 非公式協議では、政府間会合に向けた調整に関する結論書草案について討議され、COP 15、COP/MOP 5及び将来の会合のための暫定議題が検討された。週半ば始まりの週半ば終わりという家族持ちに優しい会期日程を組んで欲しいとの要望が出された。

両AWGの作業については、1) COP 15及びCOP/MOP 5の開催までに完了させ、開会プレナリーまでに結果を報告する; 2) コペンハーゲンでもAWGの作業を続けつつ、COP及びCOP/MOPの最初に進捗報告を提出し、閣僚級会合に間に合わせる形で最終報告を出すという2つの選択肢が検討された。この2つの選択肢の間で見解が分かれ、数カ国は両AWGが閉会プレナリーまでに最終報告を提出するという第2の選択肢を提出するという修正案を支持した。

SBのスケジュールについては、コペンハーゲンで開催するのが良いが、3日に会期を抑えるという案を数カ国が希望した。また、閣僚級会合は3-4日にすべきかどうかという問題についても、締約国からさまざまな意見が出された。

共同議長が検討用の結論書草案を作成する予定となっている。

廊下にて

また忙しい1日が終わった。この5日間、朝から3時間に及ぶAWG-LCAプレナリーに連日出席していた政府代表など、多くの参加者の顔に疲れの色が見え始めた。「ようやく実質的な討議に入って、2つの重要な章は何とか切り抜けられたが、まだまだ進展は遅い。」さらに言葉を続け、「しかし、ここボンに於いて第2回査読会をやり遂げるというゴールを今も目指しているならば、2週目の激しい討議に向けて、気持ちを引き締めていかねばならない。」と、ある参加者が語った。

AWG-LCAの成果文書の法的形式に関する2回目の非公式協議でも、手に負えないような見解が続出したことについては大方の予想通りだったようだ。とはいえ、幅広い見解を反映させるべく、5回目の議定書案提出を計画しているという某途上国の発表には、廊下が騒然とした状態になり、一部の途上国代表団の間ではちょっとした騒ぎになっていた。ある交渉官が「一体どこからそんな話が出たんだ?」と叫びながら連絡会議の場を出てくると、「きっと、コペンハーゲンで法的拘束力をもつ包括合意を阻もうという目論見だろう」と返す、ベテラン交渉官。

AWG-KPでは、少なくとも一定の進歩は見られるとして、比較的楽観的な見方を示す参加者も

いた。その一方で、議論の内容は濃くなってきている、交渉の二極化現象は相変わらずだとの見方もあった。土曜に予定されている、一方的な附属書 I 国からの誓約をベースにした全体的な排出削減量の算定に関する新ペーパーは、そうしたムードに影響を与えるものとなるだろうか。午前の排出削減の会合後には、「さまざまな基準年や仮説が同じ言葉に翻訳されようとするとき、果たしてどんな数字がお目見えするのか、確認できるというのは悪くない」という感想も聞くことができた。

“その他の問題”グループのAWG-KP交渉官らも、“この先”を見つめている。ここ数日はテキストを走り読みして提案すべてを確実に盛り込めるよう腐心していたが、これからは実質的な話をスタートさせて選択肢を絞っていききたいという希望も聞かれた。「エキサイティングな仕事ではないけれど、それはやらなければならない事。」と、ある参加者。「基礎工事が手抜きだったら、いずれ家屋は崩壊してしまうものだから。」

交渉の議場を離れ、従来の溝を埋めようとする試みと、場外バトルをしてみようという企画が見られた。事務局やNGO、先進国と途上国の政府代表で構成されたメンバーで、夕方からサッカーのチーム対抗試合が行われ、“世界の面々”が戦った。「このイベントひとつ見ても、先進国と途上国が同じチームでプレーできるということは分かるよね。」ゲーム前に写生をしていた、ある政府代表がにやりと笑った。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development : DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



SB 30、AWGハイライト 2009年6月6日 土曜日

AWG-LCAでは、午前・午後に非公式のプレナリーが開催された。AWG-KP、SBI、SBSTAの下では、各種コンタクトグループや非公式協議が終日開催された。

AWG-LCA非公式プレナリー

技術: 議長による交渉テキスト草案中の技術の章(FCCC/AWGLCA/2009/8)について、締約国がそれぞれの意見を述べた。

ガーナは、G-77/中国の立場から、同グループのサブミッションをよく検討してほしいと述べ、途上国のキャパシティビルディングのニーズに関するテキストの強化を求めた。さらに、技術移転とキャパシティビルディングのための資金源は、新たに十分かつ予測可能で安定的なものにすべきだとし、特に長期的な技術の普及のための戦略について記載しているEGTTの3つの報告書(FCCC/SB/2009/1-3)について強調した。ベリーズは、AOSISの立場から、手頃な価格の、環境にやさしい技術、ならびに研究開発(R&D)面の協力に関する文言案を支持するとともに、SIDSの懸念事項とニーズを反映させる必要性について確認した。

米国は、キャパシティの違いについて認識しながらも、あらゆる締約国に共通する一連の行動を含めるという案を後押しした。ノルウェーは、技術移転は明確な目標を基に行うべきであるとし、この点をテキストの中で検討するよう提案した。カナダは、技術の供与に関する条文を1章にまとめることを提案した。オーストラリアは、章の冒頭に、締約国共通の責任、これらの提案の触媒的な役割、様々な外部の技術的枠組みとのつながり、民間部門と国際機関の役割に関して、“説明”を入れるよう提案した。

数カ国が、適応技術と緩和技術の両方を検討する必要があると強調し、具体的な行動の必要性を訴えた。インドは、提案されている様々な評価は、具体的な行動の代替案にはなりえないと強調した。ノルウェーは、低炭素戦略やNAPAsを含め、各国の戦略はおしなべて行動の基盤を成す

ものであると述べた。スイスは、NAMAsとNAPAsで行動を関連づけることを支持した。EUは、技術と低炭素な開発戦略を明示的に紐づけすることを要請した。メキシコは、既存技術を特定し、それらを普及させるためのインセンティブを提供するため、ならびに新技術のR&Dを促進するための効果的な戦略を求めた。

いくつかの途上国が、技術移転は、条約での先進国の約束であると強調。インドネシアは効率的に実施するためには十分な資金源が必要であると強調した。ブラジルは強力な実施メカニズムが必要だと提言し、厳しい融資条件を押し付ける提案はあってはならないと強調した。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、技術対応における抜本的な変革を求め、世界全体の数値目標が必要であると指摘した。中国は、技術に関する基本的な前提についての合意が必要であると、特に、条約の中で技術関連の約束ならびに多様なソリューションの併用について強調した。さらに、資金供与、制度的な調整、知的所有権(IPR)の間のリンクに対処する必要があると指摘した。サウジアラビアは、気候変動による影響を最小限に抑え、対応措置による影響を低減するためには、行動強化は全業種ならびにCCSを対象として行うべきであると言及するとともに、経済多角化も対象のひとつとして含める必要があると強調した。フィリピンは、技術移転と技術協力は国家主導で行われるべきであるとし、関連する資金源はODAとは別途で追加的に供与されねばならないと主張した。

民間部門の参加が必要だと指摘しながらも、G-77/中国は、それが条約に基づく先進国の約束実施の代わりにはなりえないと強調した。また、公共部門が確実に主たる資金供給元であるよう担保することを要請した。南アフリカは、アフリカグループの立場から、民間部門の投資があまり期待できない適応技術にとっては、公的融資が不可欠であると述べた。また、技術行動計画を融資条件として利用することには反対を唱えた。

アイスランドは、技術移転での効果的かつ包括的な協力には民間部門を巻き込むことが必要であるとし、スイスとともに、炭素市場の役割を強調した。スイスは、そうしたことを可能にする環境が重要だとし、民間部門を対象とするインセンティブが必要だと強調した。米国は、官民協力の促進に関するテキストを求めた。オーストラリアは、技術移転のための地域センターとビジネスの関与に関するテキストには詳細が欠けていると述べた。米国は、“自主的な技術重視の協定”の活用について強調した。カナダは、研究の“飛躍的な拡充”を求め、すべての締約国に係わる共通の約束を主張し、単一の技術行動計画というアイデアについては留保する姿勢を見せた。パキスタンは、自主協定という提案に対して意見を留保した。メキシコは、グリーン基

金の提案に技術の普及に関する要素が盛り込まれていることにスポットを当て、自主協定が機能するかどうかは疑問であると述べた。

IPR問題を検討する必要があると数カ国が強調した。トーゴは、技術移転に関する約束を遵守しなかった国には罰則を与えるよう要求し、途上国が技術にアクセスできるよう、UNFCCCには民間企業と折衝する役割を付与することを提案した。インドネシアは、新たなパラダイムを使ってIPR問題に取り組むよう求め、WTOの下での「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)による障害について言及した。ボリビアは、IPR体制の全体的な構造について再考を求め、必要に応じて、現行の特許(権)取消を要請した。また、先進国が原因で生じた“気候の負債”は、IPR体制の変革を余儀なくさせるものだと述べた。

パキスタンは、技術移転を促進するために、IPRの枠組みの中に柔軟性が必要であるという案を支持した。トルコは、IPRの諸規制を再検討するよう提案した。メキシコは、IPRの代替となる選択肢を検討するよう呼びかけた。インドは、気候に利する高コスト技術を移転しなければならないと主張し、“IPR体制を厳しく見直す”必要があると述べた。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、強制的なライセンス供与などの措置も検討することを支持した。

オーストラリア、カナダ、米国は、技術の開発・普及にIPR保護のための強力な枠組みが不可欠であると強調し、TRIPS協定の侵害を牽制した。スイスは、強制的なライセンス供与に関する提案に“強い留保”を示した。日本は、技術移転の主な障碍はデータ及び情報の不足であり、IPR体制ではないとし、IPRは技術革新を推進しているのだと強調した。また、官民パートナーシップを通じたボトムアップ型の活動の保証を強調した。カナダは、IPR体制の改正に反対した。

数カ国の中南米諸国が、特に適応のためには、地元で代々受け継がれてきた先住民の知識を反映させる必要があると強調した。フィリピンは、先住民やコミュニティーに根づいた技術やイノベーションの促進・普及を提唱した。エクアドルは、中南米諸国の数カ国の立場から、南・南協力の強化が必要だと強調した。ウガンダは、LDCsの立場から、適応技術の点で南・南協力を支持し、適応と緩和のための技術政策パネルを求めた。

トルコは、現行の制度枠組みでは不十分であると強調した。ニカラグアは、技術を促進するメカニズム、ならびに多国間の技術基金の創設を要請した。スイス、オーストラリア、アイスランド、米国は、現行制度の効率的な活用を要請した。アイスランドは、制度的な調整では、中小企業のニーズを考慮しなければならないと述べた。

南アフリカは、アフリカグループの立場から、土着の技術の普及・拡充、地域の技術イノベ

ーションセンターの設置(既存施設が存在しない場合は新設を含む)を支持した。パキスタンは、地域別・国別のインキュベーションセンター設置案を支持した。ベニンは、沿岸統合管理のための制度枠組みや気候モデルの中核研究拠点(COE)構築案を支持した。

また、キャパシティビルディングについても、締約国からの意見が寄せられ、多くの締約国がその重要性を強調していた。EUは、国家主導のニーズと優先順位を踏まえつつ、反復プロセスを通じたキャパシティビルディングを土台とする必要があると言及した。また、キャパシティビルディングのために提供された支援だけでなく、進捗評価についても、モニタリングする必要があると強調した。ノルウェーは、国家の自助努力とキャパシティビルディングに係わるニーズの定義の明確化を求め、キャパシティビルディングは全体的な枠組みの中に統合すべきだと述べた。また、特に、MRVやインベントリ、報告といった分野で、キャパシティビルディングが必要とされていると述べた。スイスは、キャパシティビルディングをテキスト全体の標準的な要素にすべきであると述べ、EUも、その他の章の冒頭で核となる概念の説明を挿入する案を後押しした。

緩和: 午後からは、議長の交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)の緩和の章について、全体的な所感を手はじめに、締約国の意見表明が行われた。

インドは、G-77/中国の立場から、基本理念や指導的な目標についての記載を冒頭に挿入し、緩和の強化は、議定書の下での附属書I国の義務の法的地位や運用の継続に影響を与えないということを反映させるよう提案した。南アフリカは、アフリカグループの立場から、条約の実施強化に専念する必要があると強調した。途上国の数カ国が、すべての先進国が法的拘束力をもつ排出削減目標を掲げる必要があると強調した。アフリカグループは、国内活動とオフセットとの間で適切なバランスを築くための配慮を示唆した。

バルバドスは、AOSISの立場から、BAP及びAWG-KPに基づく緩和がどれくらい野心的なものであるかが、最も脆弱な国々に“深刻な影響”を及ぼすと強調しつつ、科学的な背景や危機意識を反映させる必要があると強調した。また、議定書の約束を侵害または代替しようとする意図をもった提案に対して懸念を表明した。ペルーは、コロンビア、コスタリカを代表し、緩和の数値目標と適応コストの間に反比例の関係があると前文で明言するべきであると発言し、特に、CDM、森林活動や農業を通じた途上国の緩和を支持した。また、REDD-プラスを、柔軟で衡平なメカニズムの一部とするべきだと主張した。

米国は、すべての締約国に対する緩和の項を含めるよう要請した。カナダは、すべての締約国に共通する約束の再確認を提言; 長期的な国別排出削減経路に照らして、すべての先進国による

比較可能な2020年までの約束を支持; すべての締約国によるMRVに関する新たな項の追加を提案した。日本は、自主的なNAMAsでは不十分であるとして、先進国ならびに主要な途上国からの、包括的な緩和の約束を求めた。オーストラリアは、AWG-KPの議論との関係を強調した。

先進国による緩和: その後、BAP (先進国の緩和)のパラ1(b)(i) について検討が行われた。

G-77/中国は、附属書I国は、2013-20年までの削減目標に表明された、法的拘束力をもつ国家規模の約束を担わなければならないと強調した。AOSISは、附属書I国の約束の比較可能性が対処すべき問題の中心にあるとの見方を示し、歴史的責任や能力の問題を重視するよう求めた。

EUは、志のレベルと法的形式の点から、排出削減の総量と削減努力の比較可能性の両方に焦点をあてながら、AWG-KPの議論との関係を確認した。ニュージーランドは、AWG-KPの下での交渉に一貫性と整合性をもたせる必要があると強調した。日本は、AWG-KPとの密な連携に関する文言を提案する一方で、議定書の締約国と非締約国との間で異なる取扱いをすることには反対の意を唱えた。

EUは、コペンハーゲンで法的拘束力をもつ数値目標を設定する必要があると強調しつつ、自主的な先進国の約束という選択肢を削除するよう提案した。また、既存のものと新たな市場メカニズムとの連携、ならびにLULUCF算定ルールに関するテキストの挿入を求めた。日本は、セクター別や原単位目標による、やや範囲を狭めた行動の一部について言及しながら、主要排出国による、法的拘束力をもった行動に関する案を支持した。

ノルウェーは、すべてのOECD加盟国と加盟候補国、ならびに先進国に匹敵するGDPをもつ国々は、GDPや緩和ポテンシャルといった係数で削減幅を設定し、法的拘束力をもつ数値目標を掲げるべきであると主張した。メキシコは、法的拘束力をもつ緩和の約束や行動を義務付けられる国々は附属書I国に限定すべきであると述べた。ロシアは、附属書II以外の締約国の削減目標達成のために、そうした国々に柔軟性を与えるよう示唆し、先進国の定義に関するテキストの挿入を支持、歴史的責任について言及することには反対の意を示した。

米国は、各国の事情が時間の経過で変化すると記述を含めるよう提案した。トルコは、各国の事情や能力を踏まえた「広範な約束」を求め、先進国および途上国の区別に関するガイダンスを文書に入れるよう提案した。スイスは、目的や透明性のある規準に基づき、先進国および途上国の区別をするよう求め、緩和ポテンシャルや支払い能力に注目した。同代表は、歴史的責任などの新しい原則の導入に反対した。日本は、歴史的責任の記述は不適切であると述べた。

ブラジルは、歴史的責任の考えを冒頭に置くとの考えに注目することを求めた。同代表はマレーシアとともに、「途上国」の定義に関する基準への言及に反対した。マレーシアおよびその他は、条約と同じ用語の使用を求めた。

ボリビアは、どういった目標であれ、先進国が重ねてきた歴史的な債務に基づくものにするべきだと指摘、先進国の過剰な排出量により、途上国は大気スペースの公平な利用ができなくなっていると主張した。

米国は、自国の提出文書をもっと明確に反映させるよう求め、合意文書に比較可能性基準のリストを含める可能性などないだろうと述べた。アイスランドは、大国と小国の間での努力の比較可能性に配慮することを提案した。また同代表は、各国の事情や経済的な特性を考慮した透明性のある指標を求めた。サウジアラビアと中国は、多様な比較可能性基準をリストするパラグラフは歴史的責任の項目以外削除することを提案した。中国は、歴史的責任を冒頭に置くことを提案した。

アフリカグループは、比較可能性を図る一つの方法として技術パネルがあると指摘、その一方で、マンデートやプロセスからするとさらに議論を重ねる必要があると指摘した。メキシコおよびG-77/中国は、附属書I締約国の努力に関する比較可能性の評価を目的に提案されている技術パネルのマンデートについて説明を求めた。ニュージーランドは、この提案に関する態度を保留した。日本は、提案されている技術パネルには膨大な事務手続きが必要となる危険があると述べた。

セネガルは、緩和行動をとるレベルを全て記載するため、文書の中に地方当局への言及を含める必要があると指摘した。日本は、柔軟性メカニズムへのアクセス可能性を定める基準に反対した。シンガポールは、附属書I締約国の緩和約束の大半は国内行動で満たされるべきだが、その数値を規定することは有用ではないと主張した。

コスタリカは、効果のある遵守メカニズムを支持し、不遵守の場合の影響結果を規定する記述の強化を支持した。中国は、新しい遵守メカニズムの記述削除を提案、罰則に関する残されたオプションは、議定書のこれに関連する規定と組み合わせ、強化することを支持した。シンガポールは、遵守について、文書の各章間を通した首尾一貫性を求めた。パキスタンは、遵守メカニズムについて作業する必要があると指摘した。

米国は、MRVに関し、現在の報告システムを土台にすることに支持を表明、これは附属書I締約国を超えて広範に適用されるべきだと主張した。また米国は、この文書は、議定書の下での報告書作成約束に関するものであると指摘した。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、この点で議定書の下で重要な

作業が行われてきたことを強調、MRVを議定書の外でも適用し、そのような作業を無駄にしないようにする必要があると指摘した。

途上国による緩和：締約国はBAPの1(b)(ii)項（途上国の緩和）に関する議論を開始した。

EUは、低炭素な開発戦略が、途上国の低排出社会への移行を助けるツールを提供する最善の方法だと主張、これには排出経路を規定するNAMAも含めると述べた。同代表は、低炭素な開発戦略は協力メカニズムや登録簿で推進できると指摘した。日本は、NAMAsは義務であるとの表現を提案、NAMAsは先進国による援助を条件とするとの表現に反対した。同代表は、主要途上国での原単位目標を支持、専門家レビューチームによるレビューを提案した。ニュージーランドは、NAMAsは拘束力のある義務を成すものではなく、途上国間の差異化の基礎として用いられるものでもないとするオプションに対し、態度を保留した。

インド、マレーシア、その他は、条約と合致する表現を使用する必要があると主張、「途上国」を定義する提案に反対した。インドは、NAMAsと先進国による援助との関係を強調、一国による、または援助を受けない行動はNAMAsを構成しないと発言、低排出開発戦略への言及など、これに反する表現の削除を提案した。

アフリカグループは、NAMAsは先進国からの援助を条件すると主張、資金援助やNAMAの両方におけるMRVの重要性を強調した。同代表は、援助は低炭素な開発戦略の展開を条件とするべきではないと主張した。

コスタリカはパナマおよびペルーの立場もあわせて発言、途上国のNAMAsは先進国からの資金や技術の援助を得て初めて、2020年までにベースラインから計測可能、報告可能、検証可能な形で大きく離れる結果を生むべきだとする表現を支持した。同代表は、途上国の行動と先進国による援助との関係強化が必要だと主張、NAMA登録簿は自主的なものであるべきだと述べた。バングラデシュは、LDCsの場合、NAMAsの実施を要求されるべきではなく、定期的な国別報告書の提出も求められるべきでないと主張した。

コロンビアは、「NAMA」の概念を明確にする必要があると指摘するとともに、オプションの明確な定義を求め、次のことも明確化する必要があると主張した：それぞれのオプションにはどのような行動が含まれるか；その行動の資金はどう調達するか；資金へのアクセスをどうするべきか。シンガポールは、NAMAsの分類として3つの小分類を提案した、すなわち一国のみで行うNAMAs、支援を受けるNAMAs、炭素市場とリンクするNAMAs。

EUおよびニュージーランドは、NAMAsからオフセットを発生させるオプションを除外しないよう求めたが、ツバルは、NAMAsからオフセットを発生させることに反対した。ツバルは、NAMA登録簿の要項として3層式手法の採用を求めた、すなわち一国のみで行うNAMAs、資金援助および技術援助を受けて行われるNAMAs、炭素市場とリンクするがオフセットはないNAMAs。日本はNAMA実施の登録や推進を図る新しいメカニズムの設置やそれに関係する技術パネルや組織の結成に対し、懸念を表明した。

コロンビアは、国際的な援助を受けないNAMAsの内容に関するMRVへの言及に反対し、提案されているNAMA登録簿の下での手法論や適格な活動をだれがあるいはどのような組織が定義するか明確にするよう提案した。米国は、資金援助の規模拡大を図るには、特定の緩和ポテンシャルの定義づけやMRVにより各国の戦略を理解することが重要だと指摘した。

ノルウェーは、各国の温室効果ガスインベントリの重要性を強調、ノルウェーではこれを毎年作成し、提出する用意があるとし、自国の専門家レビューを確保するべきだと述べた。EUは、次の必要性を強調した：キャパシティビルディングや技術援助、資金援助によりインベントリ作成を頻繁に行う、国家レベルのモニタリング、報告作成の要求強化、専門家レビューの支援を受ける検証。アフリカングループは、MRVに関する各国の国情を検討し、報告書を作成するかどうかは各国独自に決めべきだと主張した。ツバルは、一国でのNAMAsの場合の方が他のNAMAsの場合よりも報告書作成要求が少なくなると指摘した。

緩和の議論は、月曜日にも継続する。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、第2回の読み上げを非公式ブレナリーの形式で続け、その間に締約国が文章を提出することを提案した。同代表は、今回の会議で終わらない場合は、8月のボンでも第2回の読み上げを継続すると述べた。

コンタクトグループと非公式協議

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 新しい議定書に関する日本の提案について、コンタクトグループでの議論が続けられた。日本は、この提案は京都議定書に代わる、あるいは大きく改定するものだと説明した。同代表は、この提案は先進国が排出削減量目標を立てる一方、途上国は、それぞれの経済成長目標に見合った原単位目標をたてることを考えていると述べた。同代表は、現在の排出量が大気中の吸収能力の2倍になるとの科学的な結論を基礎にしたものだとし、排出量と吸収能力とのバランスをとることを目的とすると発言、この提案には、地球規模の気温上昇の抑制や温室効果ガス濃度の特定水準での制限などは含まれないと説明した。



ブラジルやボリビアは、新しい議定書の導入には15年かかることを強調、緩和努力を遅らせるとして、サウジアラビアとともに、合意までに残された時間が6カ月に過ぎないことを強調した。ボリビアは、負担分担の議論では先進国の気候債務を考えに入れるべきだと述べた。

ノルウェーと日本は、一部の附属書I諸国がいない中で附属書I諸国の集合目標を議論する難しさに注目した。セネガルはアフリカグループの立場で発言、議定書の非締約国を理由にする議論の先延ばしに反対し、そのような締約国がAWG-KPまたはAWG-LCAで合意された目標の実施に参加するとの保証はないと主張した。

コンタクトグループは午前中の会議後、夕方に非公式会合を行った。事務局は、一部の附属書I締約国が提案している排出削減目標値をまとめ、集約したペーパーを提出した。締約国は、このペーパーについて議論し、特に、各国の提出文書に記載される基準年の種類、柔軟性メカニズムの利用が含まれているかどうか、LULUCFを含まない排出削減範囲について記載することを求めた。

その他の問題 (AWG-KP) : このコンタクトグループは、LULUCFスピノフグループでの最新の進捗情報および残された「その他の問題」の文章 (FCCC/KP/AWG/2009/8) について話し合うため、短時間会合した。

政府間会合 (SBI) : このコンタクトグループの会合で、締約国は政府間会合のアレンジに関する結論書草案を議論した。政府間プロセスの構成について、オーストラリアとサウジアラビアは、会合は午後6時で終わるべきとする表現の強化を主張、EUはこれに反対した。オーストラリアは、関連する会合に先立ち主要文書を翻訳することの重要性に注目するよう提案した。気候行動ネットワーク

(CLIMATE ACTION NETWORK) は、透明性向上のため、交渉を、できる限りオブザーバーに公開するよう求め、介在する機会を歓迎した。

COP15に至る2009年の会合に関し、事務局は、資金供与約束について「心強い傾向」が見られるが、まだこの1年全体に対する十分な資金供与は確保できていないと説明した。事務局は、各適格国から、ボン、バンコック、バルセロナでの会議に2名、COP15に3名の参加者を得るための資金確保については楽観的な見通しを示した。

締約国は、コペンハーゲンでのハイレベル会合の期間について様々な見解を述べ、閣僚間の意見交換は各国のステートメントの形式のみとするかどうかについても意見陳述を続けた。非公式協議が続けられる。

REDD (SBSTA) : 非公式協議で締約国は、共同議長作成のSBSTA結論書に関するパラグラフごとの検討を行った。「参照レベル (reference levels)」、「参照排出レベル (reference emission levels)」、

「レベル (levels)」の中、どの表現を用いるか、そしてSBSTAがCOP15で可能な成果への導入を提案する将来的ガイダンスの幅が議論の中心となった。非公式協議が続けられる。

資金問題 (SBI) : 非公式協議で参加者は、資金メカニズムの第4回レビューについて、1つの諸国グループから提出された文書案を検討した。一部の締約国は、決定書草案は過去の実績を検討し、改善すべき分野を特定し、AWG-LCAでの作業を念頭においた前向きなものにするべきだと発言した。参加者は、全てのグループの見解を取り入れたバランスのとれた文章にする必要性を強調した。非公式協議が続けられる。

予算 (SBI) : 締約国は2つの非公式会合を開催、2010-2011年の2年度プログラム予算を検討した。108万ユーロを削減する改定案が検討された。締約国は、予算をドル建てではなくユーロ建てにするかどうか、条約と議定書での配分方法についても議論した。議論は続けられる。

廊下にて

交渉第1週を締めくくる土曜日、参加者は雨と作業量の多さに屋内にとどまることとなった。進捗状況についての考えは、興奮状況から焦燥感まであらゆる域を網羅している。

午後、AWG-LCAでの緩和の議論が進むにつれ、プレナリールームはオブザーバーや高官で埋め尽くされた。「まだ交渉の段階ではないが、ちょっと興奮してくるね」と昔からのオブザーバーの1人がコメントした。「歴史を目の前にしている感じだ。彫刻になるはずの石がこの部屋に置かれているんだ」と。一部の途上国からの参加者は、それほど楽天的ではないようで、バリ行動計画の柱はどれも重要だが、適応や資金、技術の議論は緩和の議論に遅れをとったままだと指摘した。

プレナリーの外では、森林の議論が続けられた。金曜日のREDDに関する非公式会合では楽天的だった参加者も、土曜日の協議ではそれほど喜んでおらず、あるものは、これを「ボズナニの再現」と評した。全体としては、どの参加者も、共同議長を信頼、微妙な問題について「驚くほどバランスのとれた」文章になったと称賛し、両共同議長は推進方法を見つけてくれるだろうと述べた。一部のAWG-KP参加者は、コーヒーを飲みながらのLULUCF問題の議論に集合した。何人かの参加者は、一部の問題の議論が「建設的」であったとの感触を示し、棒グラフ方式などの提案の明確化に役立ったと述べた。「もちろん、廊下での討議は廊下での討議だよ」とある参加者はエスプレッソを飲み干しながらコメントし、「火曜日にグループ全体が集まって議論するとき何が起こるかだ」と付け加えた。

この週の過密スケジュールは多くの参加者にとり重い負担だった。この日の終わり、AWG-LCAプレナリー後にプレナリー会議場を退場してきたものの中には、NGOのパーティーへ向かおうとするも



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

のもいたが、この週の出来事に関するブリーフィングをするだけのエネルギーを奮い起こすのに苦労しているものもいた。「パーティーで会おう」と呼びかけるものに対し、「冗談じゃない」と答えるものもいた。「寝ることにするよ」と。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development : DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



SB 30、AWGハイライト 2009年6月8日月曜日

午前中、AWG-LCAは非公式プレナリーを開催した。この日1日を通して、AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAの多様なコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。

AWG-LCA非公式プレナリー

AWG-LCA非公式プレナリーは、冒頭、土曜日午後に急死したベラルーシの代表団長Vladimir Tarasenkoの冥福を祈ることから始められた。ベラルーシ、アンブレラグループ、G-77/中国、EU、AOSIS、環境十全性グループの全てが、UNFCCC交渉プロセスでの同氏の功績と重要な役割を称え、同氏の家族および友人に弔意を表した。AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、Vladimir Tarasenko氏が常に持ち続けた熱意に負けない熱意で作業を続けることが、同氏の思い出に報いる最善の方法であると述べた。参加者は1分間の黙とうをささげた。

緩和：締約国は、議長の交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/8）中の緩和の章に対するコメント発表を続けた。

途上国の緩和：BAPの1(b)(ii)項（途上国の緩和）に関する問題の議論が続いた。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、NAMAsはその規模や法的な特性の両方において、先進国の緩和約束とは明確に異なり、別なものだと言明した。同代表は、持続可能な開発を行う権利など、条約の原則を守る必要があると指摘した。同代表は、途上国の行動を先進国による資金移転および技術移転の約束の有効な実施と関係づける条約4.7条の実施の必要性を強調した。同代表は、MRVについて、先進国からの資金、技術、キャパシティビルディングの援助供与というそれ自体MRVの対象となる活動により、途上国がとることのできる行動にのみ適用されるべきだと述べた。同代表は、途上国が自国の資源を用いて実施する行動を国際的にどう認識するか、その方法を探る必要があると指摘した。

いくつかの途上国が、NAMAsと先進国からの援助との結びつきを強調した。パキスタンは、NAMAsに対する支援は追加的なものであるべきだと主張した。中国は、行動と支援に関する文章をバランスのとれた形で扱う必要があると指摘した。サウジアラビア、ガンビア、メキシコ、中国、



その他は、NAMAsは自主的なものであるべきだと指摘した。中国は、途上国がそれぞれの国情に応じて緩和行動を選択できるだけの柔軟性が必要だと主張した。

スイスは、NAMAsには各国の能力進展を反映させるべきであり、定量可能な結果にするべきだと発言し、最も先進的な途上国の行動はビジネスアズユージュアルから明確な差を有するものにすべきだと述べた。同代表は、低排出開発戦略に関する提案は最も先進的な途上国には有用だが、あまり先進的でない途上国にとっては過剰な要求だと述べた。

パキスタンは、「排出経路」や「ベースラインからの偏差」といった表現に懸念を表明、途上国の差異化は、AWG-LCAの作業やBAPの枠外であると述べた。同代表は、経済成長と貧困撲滅が途上国にとっての最優先事項であるとする明確な記述を冒頭に置くよう提案した。ポリビアは、NAMAsを検討する前に技術移転と能力開発を計測し評価するべきだと主張、NAMAsは先進国が資金および技術面の約束を果たした後でのみ実施されると述べた。

ブラジルは、途上国が1国単独で行う行動を認めることの重要性を説き、1国単独で行う行動はNAMAsではないと主張した。メキシコは、途上国が既に1国単独での行動を多数とっているが、それが文書に反映されていないと主張した。同代表は、NAMAsと低排出開発戦略とのリンクに関心を示した。

韓国は、NAMA登録簿に関する同国の提案に焦点を当て、他国からの関連の提案を検討する意思があると述べた。中国は、可能性のある登録簿には行動と支援の両方を含めるべきだと述べた。パキスタンは、登録簿および支援と承認メカニズムに関する文章をさらに練り上げる必要があると指摘した。ポリビアは、登録簿の有用性と必要性についてはまだ納得していないと述べ、オフセット利用の難しさを指摘した。ブラジルは、登録簿はCDM手順の模倣であってはならないと発言、登録簿に対する資金援助にはオフセットをつけるべきでないと述べた。NAMAsに関し、スイスは、農業部門を含めたREDDプラスが重要な役割を果たすと述べた。同代表は、提案されている登録簿は、NAMAsならびに資金援助や技術援助のMRVを透明性のある形で可能にするツールだとの明記を支持した。

中国およびその他は、MRVは援助を受けたNAMAsのみに適用されると主張、援助に関するMRVの記述を強める必要があると指摘した。パキスタンは、MRVメカニズムを国別報告書から独立させるよう提案した。



ガーナは、途上国に対する報告義務の追加に反対した。スイスは、資金援助および技術援助または炭素クレジットの恩恵を受けるNAMAsは、ガイドラインに沿った検証がなされるべきであり、COPの下でそのようなガイドラインを策定する必要があると指摘した。

REDDプラス：締約国はその後、BAPの1(b)(iii)項（REDDプラス）に関係する問題について議論した。

その目的、範囲、原則に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、REDD活動は適切な資金援助および技術援助を受けるべきだと主張した。南アフリカはアフリカグループの立場で発言、REDDを森林に限定せず、より広範なものにすることを希望した。

EUは、REDDプラスの行動と低炭素開発戦略との関係に注目した。同代表は、次のことを求めた；野心的なレベルの明記；準備性の強調；生物多様性への配慮をREDDに組み入れる；締約国のREDD政策導入の用意と登録簿導入能力の確保。

ニュージーランドは、REDDまたはREDDプラスメカニズムを設置する規定の導入を支持した。同代表は、範囲規定プロセスおよび非持続性への対処オプションを求めた。ノルウェーは、自国の提出文書に焦点を当て、新しい活動を追加する場合の基準が必要だと主張した。また同代表は、段階的な手法を求め、生物多様性に対するセーフガードを設置する必要があると主張、EUもこれを支持した。

ブラジル、ボリビア、ツバルは、NAMAsの中でREDDを扱うことを支持し、オフセットには反対した。インドは、REDDプラス活動の明確な定義が必要だと主張、トーゴもこれを支持した。ツバルは、REDDプラスの概念の明確化が必要だと指摘した。ツバル、パラグアイ、ボリビアは、国連先住民の権利宣言への言及を求めた。ツバルは、条約の下でREDDを取り扱う全体枠組の難しさを強調、非森林化や森林の劣化を促す需要側の要素に対応する必要があると指摘した。

メキシコは、REDDプラス行動のコベネフィットに関する表現の導入を提案、地域社会や先住民社会への利益分配にも配慮するよう提案した。

パプアニューギニアは、他の非森林の土地利用活動に関する記述挿入に反対し、NAMAsにREDDを入れるかどうか議論するのは時期尚早だと述べた。同代表は、リーケージの議論は国内のリーケージに限定するよう提案、国内の小区分アカウンティングに反対した。

米国は、排出量を発生させる森林および土地への負荷に対する緩和行動の検討を全締約国に提案する文章の挿入を求めた。同代表は、人口の増加や消費パターン、土地利用の意思決定の間の動的な結び付きを考えると、REDDプラスは広い視野でみるべきだと述べた。同代表は、文書の構成に



懸念を表明、他のタイプの緩和行動と共通するものが多い規定は緩和の広い枠組の中に組み入れるよう求めた。同代表は、資金および組織構成に関する規定は、文書のそれぞれ該当する箇所に入れ、REDDのセクションで繰り返すべきではないと述べた。

日本は、持続可能な森林管理のコベネフィットに注目、永続性の意味の明確化を求め、アカウントティングは国レベルで行うべきだと述べた。コロンビアは、文書には国情を反映させるべきであり、柔軟なものにする必要があると発言、NAMAsとREDDを「混ぜる」必要はないと述べた。パナマは、排出削減オプションとしてのREDDプラスの重要性を考えると、REDDプラスとNAMAsは別々にしておく必要があると主張、パラグアイもこれを支持した。

パラグアイは、先住民の役割への言及を支持、関連する条約や計画との協調を支持した。同代表は、REDDプラスの社会経済的な影響結果の議論では、消費パターンと関係する非森林化や排出の根本の原因を考える必要があると述べた。

オーストラリアは、2013年以降の体制における森林炭素市場を提案、必要な資金規模を得られるのは市場メカニズムだけだと述べた。同代表は、REDDプラスを広範な土地部門に拡大することを希望した。また同代表は次の項目への支持を表明した：自主参加、確固として透明性があり簡素なMRV、取引コストの抑制を目的とする効果的で効率的なガバナンス枠組、気候以外の成果にも役立つキャパシティビルディング。

中国は、自主参加を主張、土地利用への言及削除を提案、持続可能な開発との関係を指摘、REDDはオフセットメカニズムであってはならないと述べた。

実施方法に関し、アフリカングループ、ボリビア、エルサルバドル、パラグアイは、市場メカニズムではなく公共投融資の利用を希望すると表明したが、インド、インドネシアは、市場手法と市場外手法の組み合わせを支持した。

パプアニューギニアは、準備資金は複数以上の資金源から供与されるべきだと主張、市場ベースの削減は追加的なものであるべきで、単なるオフセットメカニズムの一部であってはならないと主張した。コロンビアは、先進国による準備資金供与でのMRVを支持、REDDプラスに対する資金供与の表現を強め、特定の資金源を明記するべきだと述べた。

ツバルは、たとえば次のような革新的な新しい資金源を支持した：排出枠の競売入札、国際輸送に対する課税、信託基金。同代表は、REDDでの市場メカニズムの利用に反対し、市場メカニズムではリーケッジや永続性、追加性に伴う問題を引き起こしかねないと指摘した。また同代表は、広範な気候変動基金の中にREDDの資金窓口を設けることを支持した。



米国は、一部のMRV要素は緩和の下の広範なMRVセクションの中に入れるべきだと述べた。パプアニューギニアは、IPCCガイドラインおよび手法論の利用を支持し、行動の検証はCOPの専門家レビューチームが行うべきだと発言、援助に関する検証は、途上国および先進国の代表による技術パネルが行うべきだと述べた。

パラグアイは、提案されているMRVはコストを増加させると指摘、こういったコスト分に対する（資金）約束を求め、COP管理下の資金メカニズムを希望した。インドは、行動に関するMRVは援助行動に限定されるべきだと主張、援助のMRVを推敲し、規定する必要があると発言、両者の相互補完性を強調した。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書I国排出削減量（AWG-KP）：コンタクトグループ会合で、締約国は次の項目に焦点を当てた：約束期間数と長さ；それぞれの開始日；約束期間に関する目標の設定方法。

約束期間数と長さに関し、いくつかの締約国は、2014年に完成予定のIPCC AR5など新しい科学に照らし合わせて約束を評価する必要があると主張した。また一部の締約国は、約束遵守を定期的に評価する必要があると指摘した。コロンビアは、関連する検討事項として交渉コストに注目した。EU、オーストラリア、アフリカグループ、その他は、炭素市場および民間部門に対し、シグナルを送る必要があると主張した。

ボリビアは、炭素市場にシグナルを送ることではなく、気候変動への対応が優先することを強調した。

南アフリカは、1つの長期の約束期間として中期レビュープロセスを設けるか、2つの5年間の約束期間として新しい科学知識に基づき約束を再評価する機会を設けるよう提案した。コロンビアは、2013-2020年と2021-2027年の2つの約束期間とし、それぞれの約束期間の中間点で中期レビューを行うことを提案した。アフリカグループは、頻繁な交渉とそれに伴うコストを避けるため、長期の約束期間を希望した。同代表は、アフリカ諸国の炭素市場参入の希望にも焦点をあてた。ミクロネシアはAOSISの立場で発言、2013-2017年の1つの約束期間を提案、現在の「不十分な削減幅（insufficient level of ambition）」の長期固定化は避けるべきだと主張した。また同代表は、全ての附属書I締約国が2020年までに1990年比45%削減するとの提案の場合、第2約束期間の削減目標は33%になると説明した。

フィリピンは、2013-2017年と2018-2022年の2つの5カ年約束期間を提案した。また1つの5カ年約束期間というAOSISの提案を検討する意思と柔軟性は持ち合わせるが、8か年の約束期間は長すぎる



として反対した。オーストラリアは、1つの約束期間を希望、5年か8年で検討する用意があると述べた。

日本は、2013-2017年は約束期間としては短すぎるとして反対し、2つの約束期間にも反対を表明、これでは先進国と途上国の区別があまりにも長期間固定されると述べた。同代表は、「2013-V」というオプションを文書に含めるべきだと発言した。EUは、2013-2020年の期間を提案、その一方で、ノルウェーとともに、他のオプションを検討する用意があると述べた。ノルウェーは、長期の約束期間の利点を指摘したが、科学の進歩に基づきレビューする必要があることを強調した。

コスタリカは、2つの約束期間を支持、今は最初の期間の目標値について合意し、次の約束期間の目標は後日決定することを提案した。インドは、2013-2020年の約束期間とし、2016年にレビューすることを支持した。スイスは、2020年で終わる1つの約束期間を希望、中期レビューよりも「進展の実証」のオプションを提案した。コスタリカ、コロンビア、アフリカグループ、フィリピンは、中期レビューの必要性を支持した。

オーストラリアは、中期レビューの結果により、約束期間の半ばで各国の約束を調整する手法を法的問題に関するコンタクトグループでの議論に委ねるよう提案した。

基本年または基本期間の設定に関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言、EU、スイス、ノルウェー、韓国、AOSISとともに、比較可能性の必要性に注目、1990年を基本年のまま残すことを支持した。ロシアも1990年を支持したが、複数以上の基本年とし、1990年をその1つとすることも受け入れると付け加えた。カナダは、もっと最近の基本年とすることを提案した。ニュージーランドは、1990年の基本年を支持、各締約国の努力を反映させ、人口の変化にも対応するべく、より最近の基本年も含めるべきだと付け加えた。また、複数以上の基本年導入の可能性も指摘した。

日本は、1990年を基本年とするなら特定の国が有利になるとし、約束を絶対量で表現することを支持し、これであれば基本年の問題は避けられると主張した。

AOSISは、複数以上の基本年では混乱すると発言、第1約束期間からの約束を附属書Bに保持すべきだとし、オーストラリアとニュージーランドもこれを支持した。タイは、附属書Bに一人当たりの排出量を示す列を付け加えるよう提案した。

EUは、相対的な努力と相対的な目標パーセンテージの均衡をとることに懸念を表明した。インドは、1990年から第2約束期間の終わりまでのCO₂原単位の変化を評価するよう提案した。



次に締約国は、附属書Bを改定するか、それとも新しく附属書Cを加えるか議論した。ニュージーランドは、新しい附属書Cを支持したが、附属書に新しい表を挿入する形での附属書Bの改定にも応じる意思があると述べた。

オーストラリアは、次の疑問点を法的問題に関するコンタクトグループでの議論に委ねることを提案、日本もこれを支持したが、南アフリカ、ブラジル、中国、その他はこれに反対した：附属書Cの付与；それと議定書20.1条（議定書の改定）との関係；第2約束期間の前に議定書を改定する必要があるかどうか。

韓国は、各国間の差異化ではなく行動での差異化を提案し、ブラジル、中国、シンガポール、その他とともに、新しい議定書の提案に反対した。非公式協議が続けられる。

法的問題（AWG-KP）：締約国は、議定書の附属書改定の手順に関するベラルーシ、EU、日本の提案について議論した。

ベラルーシは、現在の改定手順では自国の場合、時間がかかった同国の経験を指摘、ロシアもこれを支持した、さらにベラルーシは、附属書Aと附属書Bと可能性のある附属書Cの改定手順簡素化に関する文章について説明した。EUは、9条に基づく議定書の第2回レビューの内容に関し詳しい議論が行われたと指摘した。同代表は、改定手順簡素化に関する2つのオプションを紹介した、1つは「調整」オプション、もう1つは「オプトアウト（除去）」オプションである。日本は、改定手順に関する日本の提案について説明、全体の目的は他の提案に相似すると述べた。締約国は、3つの提案には重なる部分がある可能性を指摘した。共同議長のde Wetは、各提案の組み合わせ可能性に関する非公式協議を提案、各提案の推進者もこれに同意した。

他の法的問題の検討に関する日本とオーストラリアの質問に答えて、共同議長のde Wetは、他のAWG-KPコンタクトグループから委託された法的疑問点にのみ注目し、要請書案を作成するとのAWG-KP議長の指示を想起した。中国とアラブ首長国連邦は、AWG-KPのマנדートとこのコンタクトグループの焦点を尊重する必要があると主張した。

その他の問題（AWG-KP）：LULUCFスピノフグループは、共同議長の新しいノンペーパー提出を受け非公式に会合した。共同議長は、ノンペーパーには特に伐採木材製品、棒グラフ手法、湿地に関する新しい記述が含まれていると報告した。

条約の下でのキャパシティビルディング（SBI）：午前中、このコンタクトグループでは、COP決定書草案の検討を続けた。締約国は、キャパシティビルディング枠組に規定される優先問題の記述方法について議論した。保留された問題には次のものが含まれる：キャパシティビルディングに



残されるギャップの状況を「巨大な」、「相当な」、あるいは「大きな」のどの表現にするか；AWG-LCAの交渉で提起される新しいキャパシティビルディングのニーズおよび優先策への言及；GEFにおけるキャパシティビルディングの「統合手法」への言及。

議定書の下でのキャパシティビルディング (SBI)：このコンタクトグループの会合で、締約国は、COP/MOP決定書草案のパラグラフごとの検討を行った。カナダはアンブレラグループの立場で発言、キャパシティビルディング枠組実施に関する報告書の作成とレビューのための情報収集プロセスについて、文章を提案した。タンザニアはG-77/中国の立場で発言、この枠組の実施成功の評価方法を確立するよう事務局に求める文章を提案した。次のステップについて、G-77/中国は、次の項目に関する記述を提案した：第3回の総合レビューに先立ち、今後5年間での成功を図るパラメーターや分野を特定する；他の作業で明確になった新しい追加的な能力向上のニーズに基づく、今後5カ年の主要な注目分野；決定書2/CP.7（途上国でのキャパシティビルディング）に基づき、それぞれの活動または行動に対する援助を確保する。非公式協議を続ける。

非附属書I国別報告書 (SBI)：非公式協議では、資金援助および技術援助の提供に関する結論書草案をパラグラフごとに検討した。参加者は、特に国別報告書作成に対するGEFからの資金援助の情報（FCCC/SBI/2009/INF.5）について議論し、一部のものは文書の発表の遅れを指摘した。改定文書案に関する非公式協議を続ける。

資金問題 (SBI)：非公式協議は、資金メカニズムの第4回レビューに関する決定書草案にどのような要素を盛り込むか、諸国グループの提案を議論することから始められた。AWG-LCAで規定されるGEFへの追加ガイダンス提供の議論が行われ、一部の参加者は、追加ガイダンスの必要性は想定されていないと指摘した。一部の参加者は、AWG-LCAの成果を先取りすることに反対して警告し、政府間会合のアレンジについて現在進行中の交渉との関連性を指摘、この会議で可能な限り進捗を図るよう求めた。一部のものは、GEFの第4回全体実績調査の最終報告書が発表された時点で、調整を行う必要があると指摘した。共同議長が提案をまとめて決定書草案を作成し、次の会議に回すこととする。

SCCFに関し、SCCFの評価を第4回レビューに入れるかどうか議論し、一部のものは、より多くの情報が利用できるよう、SB 32で議論することを希望した。共同議長がSBI結論書草案を提出し、このグループでの議論にかける。

予算 (SBI)：2010-2011年の2か年プログラム予算に関する非公式協議が、午前中と午後で開催された。参加者は、SBI結論書草案の改定版について検討した。コペンハーゲン会議の成果に基づく追



加活動の可能性の観点から、臨時予算の金額を決定するかどうか、そして後日、SBIが臨時予算を承認する際の大枠が議論の中心となった。議論が続けられる。

政府間会合のアレンジ (SBI) : 政府間会合のアレンジに関する非公式協議が午前中と午後開催された。参加者は、SBI結論書草案の改定版について議論したが、コペンハーゲンのCOPおよびCOP/MOPのプレナリーでAWGsが報告するタイミングについては意見の不一致は残った。いくつかの締約国は、コペンハーゲンでSBSTAおよびSBI合同会議を開催し、一部の議題項目は2010年5-6月の会合に回すことを希望した。ハイレベルセグメントで非公式非公開の会合を開催する可能性については、いくつかの締約国が懸念を表明した。非公式協議が続けられる。

REDD (SBSTA) : 非公式協議で、締約国はSBSTA結論書草案の審議を再開、「reference levels」そして/または「reference emission levels」への言及に関する疑問が保留事項として残った。その後、締約国は、COP決定書草案の検討に移り、序文について簡単な意見交換を行った。

議定書2.3条と3.14条 (SBSTA/SBI) : コンタクトグループの会議で、締約国は、議定書2.3条(政策措置の悪影響)に関する議長の結論書草案の第1回審議を終了、その後、議定書3.14条(悪影響と対応措置の影響)に関する結論書草案の第1回読み上げを開始した。各パラグラフの冒頭でSBIおよびSBSTAの両方に言及することで両結論書の相互のリンクを図るかどうか議論の中心となった。一部の先進国は、一貫性を保つことの重要性を説いたが、一部の途上国は、この問題は別なところで議論されるべきだと主張した。

議定書3.14条に関し、サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言、決定書31/CMP.1(議定書3.14条に係る問題)の実施には段階的手法を用いるよう求めた。オーストラリアは、「最も貧しく最も脆弱な途上国締約国」への言及を提案した。ニュージーランドは、各締約国は悪影響の経験に関する情報交換の道具として国別報告書を用いるべきだと主張した。

特権と免責 (SBI) : 非公式協議で締約国は、議定書の改定、またはCOP/MOP決定書という2つのオプションについて議論した。また構成機関に務める専門家に対し、限定的な免責を提供する方法も議論した。議論は続けられる。

廊下にて

第2週の会議が始まり、多くの参加者が、「ボン2」「ボン3」、それ以降の残された日数の中で、作業をどう構成するか考え始めていた。AWG-LCAは、BAPの緩和に関するパラグラフのうち最初の3つに関する第1回読み上げを終了したが、一部のものは、ボン2で交渉文書の第2回読み上げを終了できるかどうか、疑念を深め、「ここでは終わらないだろうが、ボン3でも終わらない場合はどう



なるのだ」とあるベテランの交渉担当者は首をかしげた。第1回読み上げでは、緩和の総合的な議論が終わらなかったが、火曜日に適応の章の第2回読み上げが開始されることを喜ぶものもいた。「前進だよ、ただ皆の言葉が記録されるまではどういう方向に進むかわからない」とある参加者はコメントした。

事実、AWG-LCA議長が月曜日の午後とした提出文書の締切期限に間に合うよう、コメントを紙に書く作業が、会議後のマリタイムホテルでの主な活動であった：ほとんど全ての小会議室が、夕方まで、自分たちの文書案を作成しようとする参加者で占められていた。ある参加者は、会議室へ戻りながら「これが夕食みたいなものだ」とため息をついて自分のコーヒーカップを指し示した。「まだ月曜日だが、まるで会議最終日の深夜みたいだ」と。

AWG-KPでは、附属書Iの追加排出削減量を議論するコンタクトグループの会議が長時間開催され、続いて火曜日に予定される議題に関する非公式協議がさらに数時間開催された。月曜日の議論の雰囲気について「かなり気のあった」ものだったと評するものもあり、締約国はリラックスしたようで、親しみのあるやり取りを交わすものもいた。「もちろん、全ての締約国が具体的な数値を提示したわけではない」とあるものは指摘した。一部の先進国の参加者も柔軟性メカニズムに十分な関心が寄せられていないことに懸念を表明、他のものは、法的問題グループのマンデートがあまり狭義に過ぎると感じ、嘆いていた。

またコペンハーゲン会議を含め、AWG-LCAや他の組織の今後の会合予定に関する非公式協議も行われた。昼食時にデンマークが開催したCOP 15のサイドイベントには、多くのものが出席した。「おいしいコーヒーと健康的な食事に重点をおいていると聞いてうれしいよ」と1人の参加者はコメントし、「コペンハーゲンでの困難さを考えると、こういったことが重要になる」と付け加えた。

追悼：ベラルーシの代表団およびVladimir Tarasenko氏のご家族に心からの弔意を表す。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301



SB 30、AWGハイライト 2009年6月9日 火曜日

AWG-LCAでは午前中に非公式なプレナリーが開催された。一日を通して、各種コンタクトグループと非公式協議が、AWG-KP、SBI、SBSTAの下で行われた。

AWG-LCA 非公式プレナリー

AWG-LCA非公式プレナリーは、ガボンのOmar Bongo大統領への弔辞から始まった。アフリカ・グループ、G-77/中国、AWG-LCAのZammit Cutajar議長は、地球環境分野における大統領の功績を強調、ガボンの国民と政府代表に対して追悼の言葉を送った。一分間の黙祷が捧げられた。

適応: 交渉テキスト草案、AWG-LCAのZammit Cutajar議長は、修正した適応に関する章を紹介。これは、特に、第1回読み合わせの際に締約国から寄せられた新たな文章案を盛り込み、削除の提案があったテキスト部分を括弧書きで示したものである。

その後、適応に関するテキストについて、2回目の検討会が行われた。一部の締約国は、自国の意見を適切に反映させられるよう、テキストに対する詳細な追加・修正事項を申し入れた。AWG-LCAのZammit Cutajar議長は、詳細な修正を要請する場合は、それを事務局にEメールで送ること推奨した。また、テキストについては、非公式に協議を行って議論の前進を図ると述べ、水曜午前に予定されている非公式プレナリーでの議論を進めるために技術とキャパシティビルディングについても文章案を提出するよう改めて呼びかけた。

コンタクトグループ 及び 非公式協議

附属書I国の排出削減 (AWG-KP): 午前・午後に附属書I国の排出削減に関する非公式協議が行われた。

午前の部では、各国の数値目標と附属書I国間の負担分担に関する議論に集中した。締約国の数値目標を決定する際に考慮すべき要素について確認が行われた。ここで検討された諸基準は以下の通り： 能力; 緩和ポテンシャル; 過去および現在の実績と講じられた行動; 人口トレンド; 遵守



コスト;国の相対的な財力;歴史的及び現在の排出責任。

一部の附属書I国が、個別の国家目標を明確な方式に従って設定することはできないと強調。これはコペンハーゲンで終結予定の交渉を通じて成される政治的な決定となるはずだとの意見もあった。別の国からは、第1約束期間を超えてLULUCFの諸規定を決定する必要があるとの意見があった。また、いくつかの国が反復的なアプローチをとる必要があると主張し、AWG-KPとAWG-LCAの議論との連携を推奨した。

途上国の多くが、科学に基づいた数値目標の設定が必要であると強調。まずは排出削減の全体的な範囲に関する合意をとりつけ、その後、各国の責任や能力などといった明確な基準を基に附属書I国の間での分担量を決めるべきだと主張した。いくつかの途上国は、これまでに附属書I国が誓約した値に基づき算出された削減総量の範囲は、科学が求める排出削減規模に及ばないものであるとし、申告した数字に対しては合意形成を図るという“基準ベースのアプローチ”の採用を提案した。ある途上国締約国は、個別の目標設定におけるボトムアップ・アプローチは今までのところうまく機能していないと指摘した。

午後から夕方にかけて、共同議長のノンペーパーを元に非公式協議がつづけられた。争点となったのは次の点である：ノンペーパーの位置づけ、および6ヶ月ルールに従って、COP/MOP 5に送付予定の交渉テキストとの関連性;締約国自身が申告したもの以外に附属書I国の個々の数値目標を文書に記載することの妥当性;附属書I国の目標達成を目的とした柔軟性メカニズムの活用に関する議論を反映させる必要性;マンデートの問題。

その他の問題 (AWG-KP): LULUCF分科会が非公式に開催された。一部の途上国が、共同議長のノンペーパーの“複雑さ”に対する懸念を表明し、数値目標およびLULUCF吸収源の上限に関する議論に専念する必要があると主張したが、いくつかの先進国がそれに反対を唱えた。LULUCF活動に対して大雑把にキャップを設定するという案に対して、ある途上国からは、森林管理活動にキャップを設定してはどうかとの提案があった。いくつかの先進国は、多様な提案の内容評価のため、今後、データを提出するよう提案した。

自然撓乱に関する今週の非公式協議に関しては、定義と誘因に関する共通要素、および撓乱の影響を推計・算定用に提案されている方法に係わる範囲の違いについて、締約国から報告があった。また、非持続性の問題についても手短かに議論が行われ、提案された方法論をミックスさせる形でこの問題に対処できないかと示唆された。

悪影響の潜在要因 (AWG-KP): 京都議定書に基づき附属書I国が約束を遵守するために利用可能な政策措置が潜在的に及ぼしうる環境・経済・社会面の影響について非公式に討議された。特に議論された点は：作業の枠組み;脆弱性および悪影響の潜在要因への対処能力;悪影響の潜在要因



に対する理解の向上; マイナスの影響を抑えるための政策措置の設計方法; 悪影響の潜在要因に対応するための技術の活用である。また、報告上の問題も指摘され、非附属書I国の国別報告書を活用して影響について伝えるという案や、もっと頻繁にマイナスの影響について検討できるようにするための新たなプロセス設置案などが提起された。

法的な問題 (AWG-KP): 非公式協議では、京都議定書の附属書改正手続きを簡略化するための合理化提案について検討された。その他の問題に関するAWG-KPコンタクトグループに同テキストが送り返された。簡易改正手続きに関する議論は、グループのマンドートを逸脱しているとの意見が途上国の数力国から出された。

REDD (SBSTA): SBSTA結論書草案およびCOP決定書草案について検討するため、非公式協議とコンタクトグループでの討議が行われた。SBSTA結論書草案については、“参照排出レベル” および “参照レベル” の両方を用語として含めることで締約国の合意が得られた。

COP決定書草案については、非公式協議では合意に至らず、水曜日に開催されるコンタクトグループで、括弧付きのCOP決定書をSBSTA 31に送付するか審議する予定だ。合意内容としては、COP決定書草案のタイトル部分に、森林の保全、持続可能な森林管理、森林貯留の強化という言葉を入れること等がある。未決事項としては、特に、IPCCガイダンスの活用について言及する文言; 国家森林監視制度の独立審査への言及; 参照レベル設定の際に考慮すべき課題がある。

非附属書I国の国別報告書 (SBI): 終日、非公式協議とコンタクトグループが行われた。非公式協議では特に、資金・技術的支援の供与に関するSBI結論書草案の改正について審議された。

夕方からは短時間のコンタクトグループが行われた。資金・技術的支援の供与に関する審議が継続され、その後にCGEのマンドート更新に関する議論へとテーマが移った。米国、EUが、同じマンドートでCGEを再構成すべきではないと強調し、この点においてテキストで改善すべき部分を明らかにした。G-77/中国は、CGEの再構成には特別な関心をもっているとし、SBI 28で交渉されたテキストを踏まえた議論の継続を希望すると述べた。夕方にかけて非公式協議が続けられた。

資金問題 (SBI): 非公式協議は午後いっぱい行われ、夕方にはコンタクトグループが開かれた。非公式協議では、資金メカニズム第4次レビューに関して、締約国から寄せられた提案を盛り込むべくCOP決定書草案の審議が行われたが、テキストの大部分に括弧書きが残された。また、SCCF評価に関する結論書草案部分についても審議が行われた。

夕方のコンタクトグループでは、Fakir共同議長より「非公式協議では建設的な議論が行われたが、COP決定書草案に関しては懸案事項が残った」との報告があった。COP 15での採択に向けて決定書草案を勧告することを目指し、本件をSBI 31でも継続審議することを共同議長が提案し、締約国も



これに賛同した。また、COP決定書草案については、現状通り多くのパラグラフに括弧を残す形で、SBI結論書に添付する形にするということで合意した。SBI結論書には、COP 15の期間中に両SBが開催されない場合にはCOP 15が本件の審議を継続するよう勧告するとして括弧付きのパラグラフを盛り込む。

SBI結論書草案にはSCCF評価に関する結論が盛り込まれているが、Fakir共同議長からは、今後の協議結果が出るまで、テキスト全体に括弧書きが残されるとの留意点が示された。

条約の下でのキャパシティビルディング (SBI): コンタクトグループと非公式協議で終日、SBI結論書草案とCOP決定書草案についての審議が行われた。COP決定書草案のほとんどのパラグラフで見解の相違が残った。その後は、同グループの作業の進め方の議論に移った。主な論点となったのは、キャパシティビルディングの第2回包括見直し体制について決定書 2/CP.10 (途上国のキャパシティビルディング)の規定通りにCOP 15で終了する必要があるかどうかという点、および次回SBI会合の開催時期の不確実さである。締約国の意見の一致が依然として見られないことを受け、共同議長からは幾つかの代替案をつけた形でSBI結論書の提案があった。

政府間会合のための調整事項(SBI): 政府間会合のアレンジについて検討するため、非公式協議が行われた。コペンハーゲンのCOP及びCOP/MOPプレナリーに両AWGが報告する時期やSB 31のための調整事項などの問題について意見の相違が残された。複数の締約国から、こうした問題の検討をCOP議長団に付してはどうかという案が出された。

特権と免責事項 (SBI): 京都議定書の下に制定された機関に勤務する個々人の特権と免責事項について、括弧書きのテキストを付託するための今後のステップについて検討した。2013年以降に関する合意に基づいて設置される可能性のある新機関やその他の団体組織を設立するための諸提案についての検討も含め、AWG-LCA及びAWG-KPの作業についてSBIが留意するべきだとの提案がいくつかの締約国から出された。他方、両AWGの作業との連携に反対する意見もあり、結論書草案をSBI 31に送る案も示唆された。また、SBI 31がCOP 15と連動する形で共催されない場合、条約の取決めについては、AWG-LCA及びAWG-KPを招聘して検討するという代替策も出た。

技術移転 (SBSTA/SBI): SBI及びSBSTAの結論書草案について討議するため、午前の非公式協議が行われた。懸案事項となっていたのは、条約4条1項(c)及び4条5項(技術移転)の実施効果に関する検討準備のために行われた作業に関する事務局への指示; パフォーマンス指標に関するEGTT報告書案への言及であったが、どちらの問題についても合意がまとまり、SBI及びSBSTA結論書草案に関する合意形成のためのコンタクトグループが開催されることとなった。



廊下にて

水曜に予定される閉会プレナリーを控えて、多くの参加者は長時間を費やして、様々な非公式協議やコンタクトグループでSB議事のとりまとめに努めた。「作業完了の方法」については早い時間に合意に至ったが、その一方で、REDDや非附属書I国の国別報告書などの「その他の問題」については夕方まで議論が延長した。「ボン女性市長に敬意を表して開催される今宵のビュッフェ・レセプションには行けそうにもない...。」と、ある参加者はため息をついた。REDDの議論は結局、びっしりと括弧がついた決定書草案という形に落ち着いた。テキストの第1ドラフトについては参加者の多くは満足していたが、「土壇場では括弧書きの嵐だ」と苛立ちを隠さぬ参加者もあった。

また、AWG-KPの下での非公式協議も終日続けられた。そんな中、交渉場をさっと後にして廊下での議論に加わった参加者らによって新しい用語も生まれた。「京都逃亡者(esKPees)」という新語は、議定書を離脱しようかと検討している締約国のメンバーが自らを称した言葉である。途上国のベテラン交渉官がため息まじりに曰く「心配は心配だが、京都議定書が生き続けるという前提でこうして議論を続けている訳だからね。」そうはいっても、AWG-KP 8で結論を出すためには、あと数回の長丁場の議論が必要になるだろうとの見方が優勢だ。「大きな問題の一つは、テキストの進め方だ」との意見があった。

一方、AWG-LCAをフォローしている参加者は打って変わって明るい表情を見せていたが、それは非公式プレナリーが午前の早い段階で終わったためだ。遺漏をほとんど指摘できないほどに諸提案をまとめあげた事務局の仕事ぶりに賞賛の声があがった。ある参加者は、「素晴らしいよ。自分も明日までに提案をまとめる時間ももっと必要だね」とコメントしていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomiila "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development : DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301



SB 30、AWGハイライト 2009年6月10日水曜日

午前中、AWG-LCAは非公式プレナリーを開催した。AWG-KP、SBI、SBSTAのコンタクトグループ会合および非公式協議が一日中開催された。午後と夕方、SBIおよびSBSTAは、それぞれの作業を取りまとめるべくプレナリー会合を開催した。

SBSTA30

ナイロビ作業計画：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.2）を採択した。サモアは、NWPにおける地域センターの役割に関するテクニカルワークショップの主催を申し出、この種のワークショップとしてはアジア太平洋地域で最初のものになると指摘した。

技術移転：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.8）を採択した。

研究ならびに体系的観測：SBSTA議長のPlumeは、2009年6月3日に開催された条約関係の科学的な発展に関する研究者協議について報告した。SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.6 and Add.1）を採択した。

手法論問題（条約）：附属書I温室効果ガス目録：SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.7 and Add.1）を採択した。

温室効果ガスのデータ・インタフェース：SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.4）を採択した。

国際航空輸送および海上輸送の排出量：SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.3）を採択した。

IPCCガイドライン：SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.11）を採択した。

手法論問題（議定書）：HCFC-22/HFC-23：SBSTA議長のPlumeが非公式協議について報告、各締約国は前回のSBSTA会合以降、立場を変えておらず、結論書を作成できなかったと述べた。この議題はSBSTA 31でも取り上げられる。

炭素回収貯留：SBSTAは、結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.12）を採択した。



共通の計測方法：Gytarsky議長が非公式協議について報告、締約国は合意に達することができなかったと述べた。ブラジル、EU、ニュージーランドは、この結果に遺憾の意を表し、IPCCに対してはその作業に感謝した。この議題は、SBSTA 31で再度議論される。

関連国際機関との協力：SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.5) を採択した。

REDD：SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.9) を採択した。この結論書の附属書には、SBSTA 31で審議されるべきCOP決定書草案が括弧書きつきで入れられた。

環境NGOsおよび先住民組織は、森林が「炭素以上に価値のあるもの」だと主張、先住民の権利に関する国連宣言尊重の必要性を強調した。

議定書2.3条（政策措置の悪影響）：SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.10 and Add.1) を採択した。コンタクトグループ共同議長のTilleyは、「長年がない、この問題で最も大きな前進だ」と指摘、SBSTA議長のPlumeも同意した。

本会合の報告書：締約国は本会合の報告書 (FCCC/SBSTA/2009/L.1) を採択した。

閉会ステートメント：スーダンはG-77/中国の立場で発言、ベルリーズはAOSISの立場で発言、両者とも、技術移転の議論の長期的な枠組を示すEGTT報告書に注目、地域的な研究プログラム、国際的な研究プログラムの継続を求めた。両者は、LDCsの立場で発言したレソトとともに、NWPでの進展を歓迎、この成果により途上国の適応行動遂行能力が改善されるだろうと発言した。

SBSTA議長のPlumeは、午後5時42分、この会合の閉会を宣言した。

SBI 30

非附属書I国別報告書：非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ（CGE）：午前中と午後、非公式協議とコンタクトグループ会合が開催された。議論の中心は、CGEを2、3年間の任期で再結成するかどうか、CGEのレビューをいつ行うかであった。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言、次の提案を行い、米国、日本、オーストラリア、ノルウェーもこれを支持した：CGEをさらに3年間再結成する；COPが別な決定を行わない限り、CGEの活動およびマンダートは2011年12月で終わるとの文章を削除する；CGEの任期ならびにマンダート、そしてCGE継続の必要性は、COP 17までに再検討するものとする。更なる協議の後、EUもこの共通意見に同調した。SB閉会プレナリーで参加者は、結論書 (FCCC/SBI/2009/L.3/Rev.1) を採択した。

G-77/中国は、「CGEがなかったことによる時間のロスは取り返しがつかない」が、最終的な合意達成を喜んでいると発言した。EU、米国、カナダ、その他も、CGEの再結成に満足 of 意を表した。

資金援助と技術援助：SBIは結論書 (FCCC/SBI/2009/L.12) を採択した。



G-77/中国は、残されたCGE資金の再配分で非附属書I国別報告書の作成が妨げられることを懸念、今回のCOPでのCGE報告に対する期待感を表明、特に各国を支援する実施機関の設置手順に関する報告に期待を寄せた。

資金問題：資金メカニズムの第4回レビュー：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）を採択した。

特別気候変動基金（SCCF）の評価：締約国は1日中、非公式協議を開催、SCCFの評価を検討し、特に評価の範囲について議論した。SBI閉会プレナリーで締約国は、結論書（FCCC/SBI/2009/L.14）を採択した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言、SBIの作業では、途上国が特に関心をよせる問題での遅れを想定しており、これに呆然としていると述べた。

議定書の適応基金：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.16 and Add.1）を採択した。

条約4.8条、4.9条：決定書1/CP.10（プエノスアイレス作業計画の実施の進展状況）：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.13）を採択した。

LDCs関係問題：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.4）を採択した。サモアは、この結論書で扱われる問題は、LDCsだけでなくSIDSにも広範な利益をもたらすことが可能だと述べた。

技術移転：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.8）を採択した。

キャパシティビルディング（条約）：共同議長のGwageは、コンタクトグループは大変な作業を行ってきたと指摘した上で、このグループは、キャパシティビルディング枠組の第2回総合レビューに関し、COP決定書でもSBI結論書でも合意に達せなかったとして、遺憾の意を表した。同共同議長は、審議を終わらせる時間がなかったと指摘した。SBI 31でもこの議題の審議が続けられる。

キャパシティビルディング（議定書）：共同議長のGwageは、合意がなかったと報告。SBI 31でもこの議題の審議が続けられる。

議定書附属書I締約国の報告ならびに情報のレビュー：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.5 and Add.1）を採択した。

議定書3.14条（悪影響）：SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.11 and Add.1）を採択し、附属書記載の文書に基づくSBI 31での本議題の審議を求めた。

遵守：SBIは、SBI 32で本議題の審議を続ける。

政府間会合のアレンジ：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国はSBI結論書について議論した。締約国は、特にコペンハーゲンでのハイレベルセグメントを3日間とする文章について合意した。ロシアは、会議は午後6時で終了することとし、特別な事情がある場合には午後8時までとする



との表現を強めるよう提案、サウジアラビアもこれを支持した。ロシアは、午後9時までに会議を終らせるとの文章に反対した。意見の相違が残ったことから、コンタクトグループはこのことに言及する括弧書きを付した結論書草案をSBI閉会プレナリーに送った。

SBI閉会プレナリーで、共同議長のMuyungiは、次のことに関する結論書で合意できなかったと報告した：AWGsがCOPおよびCOP/MOPプレナリーに報告するべき時期；SB 31の日程；会議時間の長さ。会議時間の長さについては簡単な非公式協議が開催され、その後スーダンはG-77/中国の立場で発言、全ての会議を午後6時までに終了させるが、特別な事情がある場合、またケースバイケースで、さらに2時間から3時間延長するとの表現で合意に達した。

SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.10）を採択した。

事務管理、資金、組織面の問題：2008-2009年の2カ年度予算実績：SBIは、結論書（FCCC/SBI/2009/L.6）を採択した。

2010-2011年の2カ年プログラム予算：SBIは、多少の改定を加えた上で、結論書（FCCC/SBI/2009/L.9 and Add.1）を採択した。

本部契約書の実施：SBIは、結論書（FCCC/SBI/2009/L.2）を採択した。

特権と免責：共同議長のCurlllは、特権と免責に係る処遇の要素について合意に達せなかったと報告した。モルディブは、「SBIはコンタクトグループが作成した処遇草案をSBI結論書の附属書として付すべきと指摘する」、という文章を提案、締約国も合意した。SBIは結論書（FCCC/SBI/2009/L.7）を採択した。

本会合の報告書：締約国は本会合報告書（FCCC/SBI/2009/L.1）を採択した。

閉会ステートメント：スーダンはG-77/中国の立場で発言、条約ならびに議定書の下でのキャパシティビルディングなどいくつかの問題で進展がなかったことを懸念、CGEでの合意を歓迎し、SBI 31における決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）の議論の進展を希望すると表明した。多数の締約国が、キャパシティビルディング枠組の第2回総合レビューでの進展のなさに失望感を表明した。グレナダはAOSISの立場で発言、CGEマンデートの更新を歓迎した。同代表は、資金メカニズムに関し、非附属書I国別報告書作成に対するGEFの支援に感謝を表明、その一方で、今後の国別報告書に対する資金増額を求めた。レソトはLDCsの立場で発言、NAPAsを含めたLDC作業計画の全面的な実施の必要性を強調した。

SBI議長のBratasidaは午後10時54分、閉会を宣言した。

AWG-LCA非公式プレナリー



技術: AWG-LCA非公式プレナリーは、午前中に開催され、交渉文書案の検討を続けた。AWG-LCA議長 のZammit Cutajarが技術およびキャパシティビルディングに関する改定案を提出、この文書では特に、締約国提出の新しい文書案を組み入れる一方、第1回の読み上げで締約国から削除が提案された箇所を括弧書きで示した。

続いて、技術とキャパシティビルディングに関する記述の第2回読み上げが開始された。一部の締約国は、文書に詳細な記述を入れるよう提案、他の締約国は、それぞれの提案が文書に適正に反映されるような修正を提案した。AWG-LCA議長 のZammit Cutajarは、各締約国が詳細な変更点を事務局に電子メールで連絡することを提案した。同議長は、資金および緩和に関する全ての文章案が木曜日および金曜日の会議に提出される必要があることを想起した。

日本は2020年までに2005年比で15%とする中期排出削減目標を発表した。

コンタクトグループおよび非公式協議

その他の問題 (AWG-KP) : コンタクトグループは午後に短時間会合した。AWG-KP副議長 のDovlandは、LULUCFスピンオフグループも含めた各グループの作業成果を盛り込むノンペーパーを提出、AWG-KP議長にこのペーパーを提出すると述べた。

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 締約国は午前中と午後に非公式の会合を開き、2013年以降の附属書I締約国の排出削減量について議論した。共同議長 のノンペーパーに、附属書I締約国の個別目標の提案を入れるかどうか議論の中心となった。一部の先進国は、個別の国に関する数値は入れないことを希望、他の諸国は、数値を含める場合には、関連する締約国自身が提案した数値のみにするべきだと述べた。途上国は、ペーパーには個別目標の提案を盛り込む必要があると主張した。意見の違いが残ったことから、議論が続けられた。

廊下にて

水曜日、会議場の廊下や会議室は、再度活気を取り戻し、参加者は両SBでの作業終了に務めた。資金問題や政府間会合など保留事項での最終決着を図るべく、1日中非公式協議が開催された。実質的な面はともかく、少なくとも推進方法については、結局、全ての問題で合意に達した。参加者は、非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループの再結成に関する合意など、多くの成果にある程度満足していたようだ。しかし、SBIの閉会プレナリーは午後11時直前によりやく終了、SBIでの審議参加者にとっては長い夜となった。

両SBsでの議論が徐々にまとまっていくにつれ、AWGsに全員の眼が集まり始めた。事務局は、AWG-LCAでの緩和および資金に関する文章案の提出期限を踏まえ、木曜日のプレナリーでの議論



に間に合うよう、交渉文書草案に各国の提案を盛り込むには「もう一度徹夜」することになるろうと予想していた。

AWG-KPのその他の問題に関するコンタクトグループは、議論をとりまとめることができ、文書をAWG-KP議長に提出した。排出削減量に関する非公式協議が1日中続けられたが、大きな進展は報告されなかった。一部のものは、この後の2日間、AWG-KPの結論書をめぐって「本当の戦い」になるものと予想。「締約国が、意見を集約して議定書改定案を回すことができるか、それともいくつかの締約国がそれぞれの改定案を提出することになるか、確かなことは言えない」とあるベテランの参加者はコメントした。「自分は議定書の大ファンだから、将来については心配していない」とも付け加えた。別なベテラン交渉担当者は、今後の進展について、「木曜日は、AWG-KP結論書に関する非公式協議から始まるが、これが本当に議論のタイヤが道を走り始める時だよ」とコメントした。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



SB 30、AWGハイライト 2009年6月11日木曜日

AWG-LCAは、午前と午後、非公式プレナリーを開催した。AWG-KPのコンタクトグループおよび非公式協議は一日中会議を開催した。

AWG-LCA非公式プレナリー

資金: AWG-LCA非公式プレナリーは、午前中、交渉文書の検討を続けた。AWG-LCA議長のZammit Cutajarが資金に関する改定文書を提出、特に締約国から受理した文章案を盛り込んだほか、第1回会議で締約国から削除提案のあった箇所をカッコ書きとした。

その後、資金に関する文章の第2回読み上げを開始、締約国から追加ならびに訂正の意見が出された。フィリピンはG-77/中国の立場で発言して、資金の文章は他のセクションよりも短いと指摘し、この問題の重要性を強調した。

緩和: AWG-LCAの午後の会議では、緩和に関する交渉文書の改定案に焦点が当てられ、バリ行動計画1(b)iv-vi項に関する文章の第1回および第2回を組み合わせた読み上げが行われた。

対応措置の経済的および社会的影響結果に関し、サウジアラビアは、このセクション全体を保留しSBSTA/SBI合同のコンタクトグループおよびAWG-KPでの議論の結果を待つとする、一部締約国の構成面の提案に反対した。同代表は、このセクションでの環境上の影響結果への言及にも反対し、その一方で、条約の3.2条（負担共有）、そして条約序文の項目のうち、化石燃料の生産、利用、輸出に大きく依存する経済を持つ途上国への言及を入れるよう提案した。

日本は、対応措置の経済的、社会的影響結果に関する情報や経験および意見の交換を中心的な目的とするフォーラムの創設に反対した。ツバルは、低所得諸国に焦点を当てるよう求め、特に女性や子供への影響にも注目することを求めた。同代表は、緩和による非森林化および森林の劣化の進行を防ぐ政策措置を実施するべきだと主張した。

EUは、市場など、費用効果の高い緩和行動の推進方法に関し、議定書の下で創設された市場メカニズムと、AWG-LCAが提案している市場メカニズムとの関係を念頭に、世界的な炭素市場をどう



発展させるか、共通のビジョン構築を求めた。日本は、先進国が削減目標とのオフセットに利用できるクレジットを10%に制限するオプションに疑念を表明した。ツバルは、この文書での議定書用語の使用に懸念を表明、AWG-LCAの作業が議定書の第2約束期間への延長に置き換えられることがあってはならないと主張した。

協力的なセクター別アプローチおよびセクター特定アプローチについて、G-77/中国は、セクター別の努力は附属書I諸国が有する法的拘束力のある緩和約束に貢献できるだろうが、これに代わるものであってはならないと述べた。同代表は、途上国での緩和に関し、セクター別努力を「NAMAsのツールボックス」に入れることは可能だと述べた。日本は、セクター別アプローチの資金メカニズムおよび技術メカニズムへの組み入れを支持し、セクター別諮問グループを設置して、排出削減達成の行動と支援のマッチングを行うよう提案した。

EUは、農業部門の重要性を強調し、海上輸送および航空輸送部門で世界的な行動を起こす必要があると主張した。オーストラリアは、国際航空輸送および海上輸送の排出量に関係する全ての部門および排出源に対応する必要があると主張した。同代表は、これらの部門での排出削減達成には、全ての国が効果的かつ公平な形で協調努力し、貿易上のゆがみや観光などの部門への影響を回避する必要があると述べた。同代表は、この2つの部門それぞれで、地球規模排出削減目標を示すことを支持し、条約の下で航空輸送および海上輸送の排出量に対応するべく、COP 15で2つの新しい協定に関する交渉開始を合意し、COP 17での交渉終了を目指すことを提案した。

タンザニアはLDCsの立場で発言、セクター別アプローチは、LDCs特有のニーズを念頭に、各国に適合させるべきであり、各国の研究開発関連イニシアティブの推進を助けるものであるべきだと述べた。

ツバルは、農業部門での緩和に対する国際協力の価値を評価し、セクター別アプローチは、NAMAsの下で検討される方が良いとし、新たなセクター別オフセットメカニズムの創設に警告した。バンカー燃料に関し、同代表は、バンカー燃料が新たな資金源を呼ぶチャンスがあると指摘する一方、AWG-KPではバンカー燃料についてさらに審議するべきだと述べた。アルジェリアは、セクター別アプローチおよびセクター別行動を、附属書Iおよび非附属書I諸国間の差を回避する、またはその差を縮める目的で使うべきでないと主張した。同代表は、航空運輸部門に関し、途上国の航空会社が大きな制約を受けることになりかねないと懸念を表明、途上国は免除する、または増分コストを発生させない形での資金援助および技術援助を途上国に与えるべきだと述べた。

その後、締約国は、文書のバリ行動計画1(b)i-iii項関連の箇所に関する第2回読み上げを開始し、同時に緩和の章の冒頭部分または序文の文章を提出した。一部の締約国は、詳細な記述の追加を提案し、他の締約国は、それぞれの提案が適正に反映されるよう修正を提案した。

コンタクトグループおよび非公式協議

可能性ある影響結果 (AWG-KP) : コンタクトグループの会合で、締約国は、文書草案に関する作業を続けた。特に次の問題が議論された：可能性ある影響結果に対処できる技術の利用、他のUNFCCCプロセスとの作業の調整、条約の関連する条項および決定書、対応措置の影響結果可能性に対処する能力と脆弱性。

オーストラリアは、技術移転に関するパラグラフの導入に反対し、こういった問題はSBIおよびSBSTAで検討されるべきだと指摘した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、技術に関する記述は、実施関係であり、この技術の利用の項目では資金やリスク管理のツールも扱われていると指摘した。サウジアラビアは、経済多角化への言及を支持し、議定書2.3条（政策措置の悪影響）および議定書3.14条（対応措置の影響と悪影響）に関するSBIおよびSBSTAの議論は現在の約束に焦点を当てているが、このコンタクトグループの作業は将来の約束に関係していることを強調した。議論は今後も続けられる。

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 午前中のコンタクトグループ会合で、共同議長は、附属書I締約国の個別目標に関する南アフリカおよびフィリピンの提案についてそれぞれの説明を求めた。

南アフリカは、自国の提案はIPCC AR4に記載された最も野心的なシナリオに則り、附属書I諸国の集約削減範囲を2020年までに1990年比で40%削減として計算していると説明した。同代表は、この集約目標を各附属書I諸国の責任および能力に基づき配分したと述べた。同代表は、責任範囲については、特に1850年から2005年の期間で計算した産業革命以来の累積排出量を責任量とし、能力については単なる一人当たりの所得だけでなく、広範な評価を行ったと説明した。

フィリピンは、南アフリカと同様の手法および基準を用いたとし、異なる集約目標値に基づいてると述べた。同代表は、次の数値を用いたと説明した：2013-2017年の第2約束期間における附属書I締約国の集約削減量を30%、2018-2022年の第3約束期間では50%の集約削減量。

南アフリカは、質問に答えて、責任と能力の比重は、責任が60%、能力が40%であると説明、能力基準の調整には、UNDPの人類発展指標（Human Development Index (HDI)）を用い、歴史的データでは、世界資源研究所の気候分析指標ツールとIPCCで得られた値を用いたと説明した。



日本は、用いたデータには高レベルの不確実性があると指摘し、そのようなデータに基づく法的に拘束力のある合意とすることに疑念を表明した。南アフリカ、インド、その他は、このデータセットは歴史的責任を示す信頼性のある指標だと主張した。インドとブラジルは、気候変動のデータなど、科学的なデータにはさまざまな程度の不確実性が含まれていると指摘し、このようなデータセットに広く基づくものであるからといって、行動が排除されるわけではないと主張した。ニュージーランドは、「政治的に受け入れ可能な」数値を提起する必要があると主張した。

廊下にて

SB会議が終了した後でも、木曜日のマリチームホテルの廊下は賑やかであった。多くのものが「騒がしい1日」だったとコメントした。というのは、午前中、ホテルの外でNGOの活動家が大音量の「気候の警笛」を鳴らしていたためである。面白い参加者もいたし、議論している問題の深刻さを思い起こさせるものとして抗議行動を歓迎するものもいた。しかし、騒音源の近くで議論していたものの中には、それほど理解を示さないものもいた。「確かに効果的だったよ、議論に集中できないようにすることが目的なら」とある参加者は冗談交じりに話していた。

AWG-LCAの議論に参加しているものの中には、この会合の実績や今後の進路の可能性を検討しようとするものもいたようだ。第2週のAWG-LCAプレナリー会合の短さを不思議がるものもいたが、今や200頁を超えた文書をまとめるため、相当量の重要な作業が行われたとして称えるものもいた。「ここでの作業は有用だった、非公式プレナリーで文書全体をパラグラフごとに検討していたら、それほど有用ではなかったろう」とある参加者は述べ、「短期間の時間的な損失」と思えるものはボン3会議で補えると楽観的な見通しを示した。別な参加者は、「実際のところ、この会議ではこれ以上のものは望めなかった」と付け加えた。

プレナリーの外では、AWG-KPの進み方が、廊下での主な話題の1つであった。この日はAWG-KP議長を迎えて一連の非公式協議が開催され、AWG-KP 8の結論書の形式と内容が議論された。午後8時ごろ、最終の非公式協議を終えてできたものはあきらめムードであった。「議定書改定の可能性に関する文書の通達を議長に求めることで合意できなかった、議長には、せいぜい次回の議論を進めるための文書作成を求めるくらいになりそうだ」とある参加者は報告した。「共同で法的文書を回せるなら良いのだが、他のものがそれを望まなかった理由もわかる」と。この日の夜のAWG-KPの非公式会議は特に短時間で終わり、驚いていたものもいた。しかし、あるベテラン参加者は、早く終わったことを喜び、また徹夜になるかと心配していたと述べた。



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ENBサマリーおよび分析：SB 30およびAWG会議に関するThe Earth Negotiations Bulletinのサマリ

ーおよび分析は、2009年6月15日月曜日、次のウェブサイトで入手できる：

<http://www.iisd.ca/climate/sb30/>

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



UNFCCC第30回補助機関会合(SB30)及び

条約の下での第6回AWG及び京都議定書の下での第8回AWG会合

2009年6月1日~12日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)と京都議定書の下で現在継続中の交渉の一環として、2009年6月1日(月)~12日(金)の日程で、独ボン(マリティム・ホテル内)で、4つの会議が開催された。条約の補助機関である、実施に関する補助機関(SBI)、および科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)がそれぞれ第30回会合を開催した。また、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)第6回会合、および京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)第8回会合が開催された。これらの会合には、政府関係者、政府間組織、NGO、研究者、民間部門、メディア関係者ら総勢3500名を超える参加があった。

ボン会議の主たる目的は、京都議定書の第1約束期間の期限が終了する2013年以降の期間を含め、気候変動に関する国際協力を強化することであった。こうした長期的な問題については、AWG-LCAとAWG-KPで討議されたが、両AWGの作業は2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の第15回締約国会議(COP 15)で結論を出す予定となっている。

AWG-LCA 6では、議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)をたたき台とした交渉テキスト作成が焦点となった。会合を通じて、AWG-LCAは非公式なプレナリー(全体会合)を開催、交渉テキスト草案について第1回と第2回の読み通しを実施した。参加した締約国代表の多くは、今回の会合が各国の提案を明確にし、内容を練っていくための有用な機会を提供してくれたと感じた。主な成果は、200頁に及ぶ交渉テキスト草案となり、AWG-LCAの次回会合へと付託される。同文書の内容は、バリ行動計画の主要な要素の全て:すなわち長期的協力行動に向けた共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術が網羅されている。交渉テキストに記載するオプションを絞り込み、COP 15での合意に達するためには、専門的な草案作成力と政治的ビジョンの両方



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

が必要となると強調しつつ、多くの出席者が今回は建設的な結果が得られたとの感想を述べていた。



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

AWG-KP 8では、京都議定書に基づく附属書I国の更なる約束に関する審議が続けられた。議論の焦点となったのは、2013年以降の排出削減に関する附属書I国全体の総量目標および国別目標についての様々な締約国からの提案内容だった。数値目標については何らの合意も得られず、途上国は、附属書I国が提案している一方的な数値目標は、科学が求める排出削減量に及ばないとし、こうした結果に失望感を示した。いくつかの先進国は、附属書I国の削減総量の規模に関する交渉においては、京都議定書の締約国ではない先進国の参加も必要であるとし、AWG-LCAとの緊密な協力を要請した。

SBIの主な成果としては、非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ（CGE）を再構成することの合意が含まれる。しかし、多くの途上国は、条約及び議定書に基づくキャパシティビルディングの枠組みに関する第2回包括見直しについての合意が無かったことに失望した。SBSTAの下では、主として、研究及び系統的観測、多様な方法論の問題、技術移転、および途上国における森林減少・劣化に由来する排出量の削減（REDD）などの問題が討議された。REDDに関するCOP決定書草案については何の合意にも至らなかったが、政治的な議論を促すための方法論的な作業を行える分野を明確にすることができたとの印象を抱いた。全体として、今次会合では、31の結論書が採択され、7の決定書草案が2009年12月デンマーク・コペンハーゲンで開催されるCOPまたはCOP/MOPでの検討用に付託されることとなった。

UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動への国際政治上の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）採択に始まる。UNFCCCは、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目指す行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在192の締約国が加盟する。

日本の京都で開催された1997年12月の第3回締約国会議（COP 3）では、UNFCCCの議定書が合意され、先進工業国および市場経済移行国による排出削減の目標達成が約束された。UNFCCCの下で附属書I国と称されるこれらの締約国は、国ごとに異なる個別の数値目標をもって、2008年から2012年（第1約束期間）の間に、6種類の温室効果ガスの総排出量を1990年比で平均5.2%削減することで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在184の締約国を有する。



第1回目の京都議定書締約国会合（COP/MOP 1）は2005年、カナダ・モントリオールで開催され、議定書3.9条に則り、AWG-KPを設立し、第1約束期間終了の少なくとも7年前に、附属書I国の更なる約束に関する検討を行うことが規定された。さらに、モントリオールのCOP 11では、条約の下での長期的協力について検討することで合意。「条約ダイアログ」と称される4回のワークショップの開催が決定し、COP 13まで続けられた。

バリ・ロードマップ：COP 13・COP/MOP 3は、2007年12月、インドネシア・バリで開催された。バリ会議の焦点は長期的な問題であった。交渉の結果、バリ行動計画（BAP）が採択され、条約ダイアログで明確化された長期的協力の4つの主要要素、すなわち緩和・適応・資金・技術を集中的に扱うためのAWG-LCAが設置された。バリ行動計画には、網羅的ではないものの、これら主要分野で検討すべき問題のリストが盛り込まれ、「長期的協力行動に関する共有のビジョン」の明確化を求める内容となった。

また、バリ会議では、バリ・ロードマップという2年間のプロセスについても合意した。このロードマップは条約および議定書の下での交渉トラックに関するもので、2009年12月のコペンハーゲン会議（COP 15）を交渉の決着期限と定めた。バリ・ロードマップの下での主要な2つの組織がAWG-LCAとAWG-KPであり、2008年に4回の交渉会合を開催。4月にはタイ・バンコク、6月にはドイツ・ボン、8月にはガーナ・アクラ、そして12月にはポーランド・ポズナニで会合を行った。

COP 14：ポズナニのCOP 14開催期間、AWG-LCA 4では、BAPの主要要素全てに関する議論を継続。AWG-LCA議長に対し、バリ行動計画達成に向けた交渉に焦点を絞った文書を作成してAWG-LCA 5の審議にかけるよう求めるとともに、2009年6月に開催されるAWG-LCA 6の交渉文書も作成するよう求めた。

また、AWG-KP 6は、その作業計画の全要素に関して戦略的な討議を実施。附属書I国の更なる約束に関する最終合意をCOP/MOP 15でとりまとめるためには、2009年中に附属書I国全体の排出削減量の規模、また、これに対する締約国毎あるいは締約国共同での貢献、さらには結論書(FCCC/KP/AWG/2008/8)の第49パラグラフに明示されたその他の問題について検討する必要があるとの決議を出した。これらの問題は、柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）、温室効果ガス・セクター（産業分野）・排出源、各種ツールや政策、措置及び方法論に係わる政治的な影響、航空・海上輸送で使用されるバンカー燃料油、法的諸問題などである。



AWG-LCA 5 & AWG-KP 7:2009年3月29日－4月8日、ドイツ・ボンにて、AWG-LCA 5及びAWG-KP 7が開催された。会合の主たる目的は、両AWGの下で交渉テキスト作成に関する作業を行うことであった。

AWG-LCAでは、BAPの実現及び合意の諸要素(FCCC/AWGLCA/2009/4、Part I・II)に関する交渉に集中するための議長作成メモについて審議された。AWG-LCA 5では、2009年6月に開催される次回AWG-LCA会合に向けて議長が準備する交渉文草案のための諸要素をさらに詰めることが中心となった。

AWG-KP 7では、京都議定書の下での附属書I国の2013年以降の排出削減総量および議定書の今後の改正を含めた法律上の問題が焦点となった。また、AWG-KPでは、柔軟性メカニズム、LULUCF、対応措置の今後の影響などを含めた同部会の作業計画のその他の問題についても検討が行われた。AWG-KPは、6月の会合までに二つの文書—3条9項(附属書I国の更なる約束)に基づく議定書改正に向けた提案、およびLULUCFや柔軟性メカニズムといったその他の問題に関するテキスト—を準備するよう議長に要請することで合意した。

今次会合のレポート

ボン気候変動交渉は6月1日（月）、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第6回会合」（AWG-LCA 6）、「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第8回会合」（AWG-KP 8）、「実施に関する補助機関（SBI 30）および科学的・技術的助言に関する補助機関（SBSTA 30）第30回会合」の開会によって幕を開けた。このレポートでは、それぞれの会合の議題に基づき、2週間にわたる会合の議論と成果について要約する。

「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」(AWG-LCA)

AWG-LCAのMichael Zammit Cutajar議長(マルタ)は6月1日（月）、これから完全に交渉モードに移行する必要があると強調し、開幕を宣言。締約国による議題(FCCC/AWGLCA/2009/6)採択後に、作業計画(FCCC/AWGLCA/2009/7)が合意された。

その後、各国から開会ステートメントが述べられた。スーダン、G-77/中国の立場から、コペンハーゲンにおける合意文書の内容や形式に関する実質的な議論の開始をもって、本会合はAWG-LCAの転換点になると強調した。また、議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)に、同グループの諸提案をよりバランス良く、明確に反映することを求めた。アフリカ・グループの立場からアルジェリアと途上国数カ国は、交渉テキストが全ての締約国の意見を公平かつバランスの取れた形で反映していないとの懸念を表明した。サウジアラビアは、交渉テキスト中の多くの提案が条約とバリ行動計画 (BAP)を超えていることに対する危惧を表明し、イン

ドは、全てのパラグラフで条約の実施強化をめざす具体的な条項について言及すべきだと主張した。

チェコ共和国は欧州連合（EU）の立場から、オーストラリアはアンブレラ・グループの立場から、交渉の出発点として同テキストを歓迎した。メキシコとともに、環境十全性グループ、EU、およびアンブレラ・グループも、2つのAWGとの間の関連性を強調した。ロシアは、国ごとの個別事情や経済発展レベルを考慮に入れつつ、全ての主要排出国からの約束と負担分担を要請。一方、ベラルーシは、今次会合で両AWGを統合し、単一の交渉テキストを一つのAWGの下で検討するよう提案した。

マリは、コペンハーゲン迄の間、各AWGは個別の作業を継続すべきであると主張し、中国はAWG-LCA及びAWG-KPの下でのダブルトラック交渉方式の継続案を支持した。サウジアラビアは、AWG-LCA及びAWG-KPの統合案、ならびに先進国から途上国への負担の転嫁を意味する諸提案に反対を唱えた。これらの詳しい意見表明については次のウェブサイト参照。

(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12411e.html>.)

長期的協力行動: 本項目はまず、6月1日のAWG-LCAプレナリーで検討された。Zammit Cutajar議長及び事務局が関連文書の紹介を行った。(FCCC/AWGLCA/2009/7-9; FCCC/AWGLCA/2009/MISC.4 parts I-II 及び Add.1-2; 及び FCCC/AWGLCA/2009/MISC.5)

議論の焦点となったのは、BAPに概要が示された主要な要素、すなわち、適応、資金、技術、緩和、及び長期協力行動のための共有ビジョンで、議論の主たる目的は議長草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)をたたき台とした交渉テキストの作成であった。

6月2-12日、AWG-LCAではAWG-LCAのZammit Cutajar議長の下で非公式プレナリーが開催された。6月2日、3日には、多くの締約国から議長交渉テキスト草案に関する全般的なコメントが述べられた。詳しくは、下記ウェブサイト参照。(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12412e.html>; <http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>.)

6月3-12日には、交渉テキスト草案の第1、第2の査読会が行われた。第1読では、提案内容を明確にし、相違点を特定し、追加された挿入部分や括弧書きにすべきテキストに印を付けるという作業を行った。第2読の前に、締約国は、事務局宛に交渉テキスト草案に盛り込むための文章案を提出。第2読の間、非公式プレナリーでの議論はテクニカルな内容で、各国の諸提案がきちんと反映されているかどうか、追加及び修正事項を確認するものであった。

結論書の採択は一切無かったが、主な成果は200頁に及ぶ交渉テキスト草案であった。6月12日（金）の非公式プレナリーの閉会時には、議長交渉テキストが今や“締約国のテキスト”になったとZammit Cutajar議長が述べ、すべての提出物と提案がまとめられ、情報文書―“改訂交渉テキスト”として発行される旨を説明し、締約国から寄せられたインプットに対する感謝の意を表明した。また、同文書の序文には、テキストの構成、およびその中の各要素の配置について締約国によって特定された問題点を記録することになると述べた。

BAPの主要素に関するAWG-LCA非公式プレナリーの議論の詳細を以下、総括する。

適応: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)には“適応に関する行動の強化”の章が盛り込まれた。第1読は、6月3日（火）・4日（水）のAWG-LCA非公式プレナリーにて行われ、改訂された章に関する第2読は9日（火）に完了した。

こうした議論の詳細については、下記サイトを参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>;
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12414e.html>; and <http://www.iisd.ca/vol12/enb12418e.html>.)

適応はすべての国に影響する問題だとして、セクションの冒頭に、共通する適応の義務を盛り込むよう一部の国から要請が上がったが、途上国を重視すべきだとの主張もあった。多くの締約国が、最も脆弱な国々、特に後発途上国 (LDCs)と小島嶼国開発途上国 (SIDS) の緊急課題を強調した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、各国の適応計画や行動の策定・準備・モニタリング・レビューに適応を統合させるとの言及に対する懸念を表明しつつ、適応分野を実施するための負担を途上国に課すという文章に遺憾の意を示すとともに、国家主導のプロセスを反映させる、より強い文言を入れるよう要請した。また、附属書IIの締約国は、適応資金を供与するため、条約に基づく資金的な約束を遵守しなければならないと述べた。クック諸島は、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、適応の章に特に、柔軟な制度上の取り決め、及び実施のための融資向けに法的拘束力の伴う約束について盛り込むべきだと主張した。

南アフリカ、アフリカ・グループの立場から、資金を拡充した上で、適応に関する包括的な国際プログラムを整備するよう要請した。アルゼンチンは、適応の行動は、先進国による適応支援とは対照的に、法的拘束力をもたせるべきではないとし、持続可能で明確に確認された資金源への直接的なアクセスを求めた。

日本は、特に、諸提案の次の点：法的拘束力を伴う適応枠組みの構築；政府開発援助(ODA)に加えて、新たな予測可能で十分な資金源；適応に関する委員会または補助機関、について懸



念を表明した。カナダは、損失と被害に対処するための保険、及び極端な気象現象の影響に対する資金供与についての言及部分に懸念を表明した。オーストラリアは、以下の点：適応枠組みに法的拘束力がもたせるかどうか;適応行動の定義; 枠組みで対処する国々の分類; 枠組みをCOPの監督下に設置すべきかどうかという点について、合意が必要であると指摘した。

米国は、スイス、メキシコとともに、適応を開発戦略・計画に統合することに支持を表明。また、米国は、ニュージーランドとともに、全ての締約国を対象とした共通の適応義務を盛り込むという案を支持した。さらに、リスク転換メカニズムとしての保険の性質を反映していないとして、保険基金に関する諸提案については支持することができないと述べた。

ノルウェーは、国家主導のプロセスとしての適応を強調した。アイスランドは、適応枠組みの基本理念のひとつにジェンダーへの配慮を掲げることを強調した。エクアドルも、ジェンダーへの配慮、ならびに国際的および各国の社会における不公平性についても注意を喚起し、生態系を重視するアプローチや、コミュニティ・レベルの適応および資金供与について強調した。

ツバルは、地域の適応センターと温暖化防止対策となる開発の必要を強調し、先住民の知識を活用したプロジェクトベースおよびセクターベースの適応を含めた実施に関する行動の詳細を支持した。また、次の内容を要請した: 実施強化のための適応委員会; 保険に関する取り決めを盛り込んだ、リスク管理に関する個別のセクション; 国際運輸・海運分野の課税を含めた革新的な融資の方策。

パナマは、いくつかの中南米諸国を代表して、適応枠組みは、現在および未来の影響をカバーできるくらいの柔軟性をもたせるべきだと述べた。セネガルは、法的拘束力を伴う適応枠組み案を支持した。

EUは、適応枠組みのコンセプトに関する文言の強化を支持した。スイスは、モニタリングとレビューについて強調し、保険の役割と官民パートナーシップを強調した。インド、中国は国家適応計画のレビューに関する言及に反対の意を示した。中国は、汚染者負担の原則の言及を条約の基本理念と入れ替えることを提案した。ロシアは、気候変動は正の影響も及ぼし得るものだとし、“気候難民”という言及については留保するとの見解を示し、適応の実施にふさわしい水準は、各国レベルで決定すべきであると述べた。

また、中国をはじめとする国々は、国際取引に対する課税に関する言及を削除するよう要請した。タイは、無利子融資として供与された資金援助に関する文言に反対を唱えた。シンガポールは、国毎の分類に関して条約と整合した文言を求めた。



中国は、国毎に調整機関を設置する提案に懸念を示し、パキスタンとともに、“貧困な途上国”という言葉に反対した。トルコは、先進国および途上国という言葉の代わりに“脆弱な国々”という言葉を使用することを提案した。

タンザニアは、復興および補償に関するテキストの重要性を強調した。ボリビアは、適応活動が先住民の伝統的な知識について考慮しなければならないとし、ベネズエラは先住民コミュニティの脆弱性を認識するよう要請した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ペルーを代表して、生態系の適応戦略の重要性を指摘し、脆弱性は内在的な非対称性を含めるべきだと述べた。ペルーは、生物多様性条約と気候変動枠組条約（UNFCCC）との相乗効果を強化するよう要請した。エジプトは、国家が天然資源や生態系を共有している場合には特に、地域での調整が必要であるとテキストに記述すべきと主張し、民間部門の役割については公的支援の代用ではなく、補完的なものにすべきであると述べた。

サウジアラビアは、対応措置の影響に対する適応について言及するよう求め、CO2課税案などのような規制的な政策によって保護主義が台頭する恐れがあるとして懸念を表明した。アルジェリアは、悪影響への適応と対応措置には関連があり、別個に扱うべきではないと主張した。クウェートは、脆弱な国家のグループについて明記したセクションの中に、化石燃料に依存する国々についての記述を入れるよう求めた。ノルウェー、EU、日本は、対応措置は緩和の下で議論すべきだと述べた。

成果文書: 改訂交渉テキストには、41頁に及ぶ“適応に関する行動の強化”と称される適応に関する一章が含まれている。また、これには、一部に括弧書きを含むセクションの表題など、章の構成に関する構造上の諸提案が盛り込まれている。テキストには、提案された前文の文言とセクション、すなわち、目的、スコープと基本理念;適応行動の実施;実施の手段;リスク低減などの同セクションの様々な構成の提案とともに、制度上の取り決め;モニタリング及び点検の行動と支援が盛り込まれている。これらの表題に係わる具体的な言葉遣いに関する提案に加え、特に、UNFCCCの役割を見出しにする提案もあった。

資金: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8) には、“資金供与、技術、及びキャパシティビルディングに関する活動の強化”という章が設けられている。資金に関するテキストの第1読は6月5日（金）のAWG-LCA非公式プレナリーで行われ、改正された章については第2読が6月11日（木）に完了した。詳しい討議は下記のウェブサイトを参照のこと。

(<http://www.iisd.ca/vol12/enb12415e.html>及び<http://www.iisd.ca/vol12/enb12420e.html>。)

多くの途上国が、次のニーズ: 既存のODAを上回る適応融資; 利用可能な資金源と必要な資金とのギャップを埋めること; 新たな追加的で予測可能な資金源; 付帯条件なしの簡素化アクセスに焦点を当てた。途上国の多くが、条約に基づく附属書II締約国の約束をテキストに反映させるよう要請した。

また、途上国は、民間部門と炭素市場は補完的な役割を担わなければならないとし、民間部門は予測可能な資金供給源とはいえないと述べ、公共融資の必要性について強調した。EUをはじめとするいくつかの先進国は、炭素市場以上の役割に係わるテキストの強化を求めた。ニュージーランドは、官民の資金面の役割について強調し、炭素市場の潜在的な役割について言及した。米国は、公共部門の資金拠出だけでは不十分との認識を求め、ガバナンスによって民間資金へのアクセスを改善できるか検討するよう示唆した。スイスは、十分に予測可能な資金源の源泉としてのCO2課税の役割について強調した。

ノルウェーが指摘した通り、排出枠の入札制に対して一部の支持があり、市場メカニズムに基づき、その利益の一部 (SOP) を拡大する案にも支持があった。しかし、インドは条約の下でSOPについて議論することに反対を唱え、中国はSOP3-5%の引上げ案は高すぎるとの意見を述べた。メキシコは、民間部門ではなく各国政府が最大限に貢献し、各国の人口・排出量・支払い能力に基づいて、資金を拠出する“グリーン基金”を支持した。中国は、グリーン基金または世界気候変動基金に関するオプションの削除を提案した。ツバルは、国際運輸税や市場メカニズムに対する利益の一部 (SOP) のようにAWG-LCAの下で整備しうるような、多様な資金源と革新的な融資制度の必要性を強調した。

アフリカ・グループは、COPの権限下で金融メカニズムを備えた衡平性ある管理体制が必要だと強調した。EUは、そうした役割の実施機関について論議する前に、機能を議論すべきだと提案した。オーストラリアは、民間からの資金の流れを円滑にするための制度的な調整ができる体制にする必要があると指摘した。ツバルは、緩和、REDD、適応、保険、技術という5つの窓口、さらにそれぞれに諮問パネルをもつ多国間気候変動基金を求めた。カナダは、議論を通して出てきた役割や原則論に基づいて制度的な調整を行うべきだとし、最も貧しく脆弱な人々のニーズを満たすことに専念すべきであると強調した。ガーナは、複数の融資窓口を備えた単一の金融メカニズムを求めた。遵守については、日本が、資金面からだけではなく、もっと広い文脈から議論すべきであり、最終成果文書の内容と形式の合意が成立した以後も討議すべき問題であると述べた。

成果文書改訂版交渉テキストには、“資金の供与と投資に関する行動の強化”に関する23頁の章が入り、その構成に対する様々な構造的な提案が盛り込まれている。また、章には、見出し（一部は括弧付きの見出しで、目的・スコープ・基本理念;資金の供与;複数の基金を含めた制度上の調整に関して、さまざまに提案された語句が含まれる。）が付けられている。

技術およびキャパシティビルディング: 議長交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)には、“資金、技術、キャパシティビルディングに関する行動の強化”に関する章が盛り込まれている。技術とキャパシティビルディングに関するテキストの第1読は6月6日（土）、AWG-LCA非公式プレナリーで行われた。その後、改訂版テキストが、6月10日（水）に紹介され、第2読が実施された。詳細は下記サイト参照。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12416e.html>; 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12419e.html>。

全般的意見として、多くの締約国が適応および緩和技術の移転を増加させる必要があると指摘していたが、実施手段と資金源については意見が分かれた。途上国の多くが、技術移転向けの公共融資の必要性を指摘。アフリカ・グループは、民間部門の関心が少ないことから、特に適応技術にとって公的資金が不可欠だと強調した。先進国の数カ国が、技術の開発・移転において民間投資への触媒作用が必要であると強調した。スイスは、この点に対する炭素市場の役割を強調した。

技術移転に係わる資金供給については、G-77/中国は、技術面の融資が新規、適量かつ予測可能で安定的なものであるべきと強調した。ブラジルは、融資への条件設定—特に協調融資メカニズムの活用—に反対した。

また、知的財産権（IPR）についての議論も行われた。一部の途上国は、IPR制度が効果的な技術移転の障害となっているとし、WTOの下での現行のIPR制度の変更もしくは一時停止を要請した。先進国は、IPR制度が技術移転を促進すると主張し、IPR制度のいかなる変更にも反対すると述べた。

実施メカニズムについては、EUが、技術移転と低炭素開発戦略との連携を構築することを要請する一方で、米国は、技術ベースの自主協定の活用を唱えた。パキスタンとメキシコは、技術移転の促進に対し自主協定は効果があるのかと疑義を表明した。技術の開発・移転の促進策として、国家戦略・行動計画の整備が、ノルウェーとスイスによって提唱された。アフリカ・グループは、国家戦略に係わる融資条件の設定に反対を唱えた。サウジアラビアは、炭素回収・

貯留(CCS)を含めるよう要求し、気候変動の影響と対応措置による影響を最小限に抑えるため、経済多角化が技術移転の目的のひとつであると指摘した。

また、多くの締約国が緩和と適応行動の強化策としてキャパシティビルディングの重要性を指摘した。

成果文書: 改訂版交渉テキストには、“技術の開発・移転に関する行動の強化”という章が含まれる。36頁にわたる同章には、その構成に関する構造的な提案ならびにセクション（項）ごとの見出しについての諸提案が盛り込まれている。目的、スコープ及び基本理念;技術の研究・開発・普及・移転 (RDDD) における先進国と途上国間の協力に関する促進政策;基金も含めた、制度的な取り決め等、見出しの一部には現状のままの括弧書きが残されている。キャパシティビルディングに関するセクションも含まれる。

緩和: BAPの緩和に関するテキストの中には、下記の小パラグラフが含まれる。:

- 1(b)(i) : 先進国による緩和
- 1(b)(ii) : 途上国による緩和
- 1(b)(iii) : 途上国における森林減少・劣化の削減+保全(REDD-プラス)
- 1(b)(iv) : セクター別アプローチ
- 1(b)(v) : 市場ベースのアプローチ
- 1(b)(vi) : 対応措置による影響

議長交渉テキスト草案(FCCC/AWGLCA/2009/8)には“緩和に関する行動の強化”についての章が入り、BAPの緩和に関するパラグラフを反映した小見出しが付いている。BAPのパラグラフ1(b)(i-iii)に関するセクションの第1読は、6月6日（土）及び8日（月）に行われた。また、これらのパラグラフに関するテキストの第2読は、6月11日（木）に行われた。BAPの1(b)(iv-vi)パラグラフに関するテキストについての第1、第2合同の読み通しは6月11日（木）に行われた。詳しい議論の内容は: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12416e.html>;

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12417e.html>; 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12420e.html>. 参照

緩和の章に関する**全般的意見**として、インドは、G-77/中国の立場から、基本理念と原則に関する前文を挿入させるとともに、緩和の強化は議定書に基づく附属書I国の義務に係わる法的立場や運用の継続に影響しないということを反映させるよう提案した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、条約の実施強化に集中する必要があると強調した。いくつかの途上国が、

すべての先進国による法的拘束力を伴う排出削減目標の必要性を強調した。アフリカ・グループは、国内行動とオフセットの適切なバランスを検討するよう示唆した。

バルバドスは、AOSISの立場から、科学的な背景と危機意識を反映させる必要があると強調し、BAP及びAWG-KPの下での緩和の野心レベルは脆弱な国々にとって“深刻な影響”を与えることを強調した。ペルーは、コロンビア及びコスタリカを代表し、前文には緩和目標と適応コストに負の逆相関があることを明記すべきだと述べた。

米国は、すべての締約国のための緩和に関するセクションを盛り込むよう要請し、カナダは、すべての締約国に係わる共通の約束を再確認するとともに、すべての締約国による測定・報告・検証(MRV)に関する新たなセクションを追加することを提案した。日本は、自主的な国毎の緩和行動(NAMAs)では不十分であると強調しながら、先進国ならびに主要途上国の包括的な緩和の約束を求めた。オーストラリアは、AWG-KPの議論との関係を強調した。

先進国による緩和に関しては、論点となったのは、特に、努力の比較可能性、AWG-KPとの関係、先進国を定義する責任と基準について、である。

G-77/中国は、すべての附属書I国が2013-20年の経済圏全体の排出削減目標を表明し、法的拘束力を伴う約束を担わなければならないと強調した。AOSISは、附属書I国による努力の比較可能性が対応すべき中心課題であると指摘し、歴史的責任と能力を強調した。

いくつかの先進国は、AWG-KPの議論との連携を強調し、調和のとれた一貫性ある交渉を求めた。EUは、コペンハーゲンでの法的拘束力を有する数値目標設定の必要性を強調し、先進国の自主的な約束に関するオプションの削除を提案した。

日本は、議定書の締約国と非締約国の扱いを区別することに反対し、主要排出国による法的拘束力を伴った行動を支持した。スイスは、客観的かつ透明性ある基準に基づき先進国と途上国を分類するよう要請した。ノルウェーは、OECD加盟国および加盟候補国ならびに先進国同等の国内総生産(GDP)を有する国々は、法的拘束力を伴う数値目標を担うべきであると主張した。米国は、時間経過により変遷する各国状況に関するテキストを含めることを提案した。また、自国の提案をもっと明確に反映させるよう要請した。

メキシコは、法的拘束力を伴う緩和の約束または行動を採択するよう求められる国々は、附属書I国に限定すべきであると述べた。マレーシア、ブラジルをはじめとする国々も、条約と一致した文言を使用するよう要求し、“先進国”を定義するための基準への言及に反対の意を唱えた。



ブラジル、中国、サウジアラビア等は、前文で歴史的責任の考え方を強調することを提案したが、スイス、日本をはじめとする国々は、新たな原則の導入に反対した。ボリビアは、先進国の過剰な排出が大気圏を公平に利用する権利を途上国から奪っているとして、先進国の累積歴史的負債に基づき目標を設定すべきだと指摘した。

途上国による緩和に関しては、NAMAsの性質；途上国の行動と先進国の支援との関連；NAMA登録簿関連の諸提案；一国単独行動の認識；MRVについての議論が行われた。

コロンビアは、“NAMA”という概念を明確にする必要があるとし、各オプションに含まれる行動；行動に対する資金供給の方法；融資へのアクセス方法を定義しなければならないと指摘した。シンガポールは ユニラテラルなNAMAs；支援付きのNAMAs；炭素市場に関連のあるNAMAsの3つの小分類を提唱した。

EUは、低炭素社会への移行に向けて途上国にツールを提供するための最善策は、排出経路を提示したNAMAsを含む低炭素技術の開発戦略であると強調し、低炭素開発戦略は調整メカニズムと登録簿を通じて促進されると指摘した。日本は、NAMAsが義務的であること示す文言を提案し、NAMAsは先進国の支援を条件とするという文言に反対した。また、主要な途上国における原単位目標案を支持した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、NAMAsと先進国の約束は、その規模と法的性質の両面で、明らかに別個のものであることを強調した。また、技術と資金の移転に関する約束において、先進国の効果的な実施と途上国の行動が関係していると示す、条約の4条7項の実施の必要性を強調した。また、MRVは先進国による資金・技術・キャパシティビルディングの支援によって実現される行動にのみ適用されると指摘し、それらはMRVの対象であるべきだと述べた。さらに、途上国が自己資金を用いて実施する行動を国際的に認知する方策を見つけなければならないと述べた。

いくつかの途上国が、先進国の支援とNAMAsとの関連性を強調し、NAMAsへの支援は追加的なものとなると述べた。サウジアラビア、ガンビア、メキシコ、中国などは、NAMAsは自主的であるべきだと指摘した。中国は、各国の国情に基づく緩和行動を途上国が選択できる柔軟性が必要であると指摘した。インド、マレーシアなどは、条約と矛盾しない文言を使用する必要があると主張する一方で、“途上国”を定義する諸提案に反対を唱えた。インドはこれに対する文言の削除を提案し、低排出開発戦略への言及を盛り込むように提唱した。

スイスは、NAMAsに各国の能力の変化を反映させ、定量化できる結果につなげるべきだとし、先進途上国による行動はBAUからの測定可能な削減を生じる結果であるべきだと述べた。パキスタンは、“排出経路”や“ベースラインからの差”といった用語に対する懸念を示し、途上国の区分はAWG-LCAやBAPの作業と無関係であると述べた。また、前文には、経済成長と貧困撲滅が途上国の最優先課題であると明記するよう提案した。ボリビアは、先進国が資金と技術面の約束を遵守した後にはじめてNAMAsが実行されるのだと強調した。

ブラジルは、途上国による一国での行動を認識し、これはNAMAsではないとすることが重要であると強調した。メキシコは、すでに途上国が実施した多くの一国での行動を反映していないと述べた。

韓国は、NAMA登録簿に対する同国の提案を強調し、他の国々からの関連提案についても検討する意思があると表明した。中国は、今後の登録簿には行動と支援の両方を盛り込むべきであると述べた。パキスタンは、登録簿と支援・認定メカニズムに関するテキストについて更に作業する必要があると指摘した。ボリビアは登録簿が有用で必要なのか納得がいかないと述べた。

EU、ニュージーランドは、NAMAsからのオフセット創出に関するオプションが除外されないよう要請したが、ツバルはNAMAsを活用したオフセットに反対を唱えた。

スイスは、金融・技術支援または炭素クレジットから利益を受けたNAMAsは、COPの下で整備されるべき指針に沿って検証されなければならないと主張した。米国は、金融支援の強化を確保するには、MRVおよび個別の緩和ポテンシャルの特定を通じた国家戦略を理解することが重要であると指摘した。

ノルウェーは、国別GHGインベントリの毎年の作成・提出を提案しながら、各国のGHGインベントリの重要性を強調し、専門家の点検を確保すべきだと述べた。EUは、キャパシティビルディング・技術移転・資金の支援を受けた より多くのインベントリ；国家レベルのモニタリング；報告要件の強化；専門家の点検による支援を受けた検証などの必要性を強調した。

アフリカ・グループは、MRVが各国の事情を考慮し、報告の決定は国ごとにすべきであると主張した。中国をはじめとする国々は、MRVは支援を受けているNAMAsだけに適用されると強調し、支援についてMRVに係わるテキストを強化する必要があると言及した。アフリカ・グループは、資金とNAMA支援の両方についてMRVが重要であると強調した。パキスタンは、国別報告書から独立したMRVメカニズムを求めた。ガーナは、途上国に対する追加的な報告の要

望に対して反対を唱えた。バングラデシュは、LDCsにNAMAsの実施や国別報告書の定期的な提出を義務づけるべきではないと強調した。ツバルは、他の国々のものよりもユニラテラルなNAMAsには報告義務が少なくなるだろうと言及した。

REDD-プラスについて、フィリピンは、G-77/中国の立場から、REDDの活動が適切な資金および技術の支援を受けるべきであると強調した。南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、森林だけに限定しない、幅広いREDDの範囲に支持を表明した。

EUは、REDD-プラスの行動と低炭素開発戦略との関連性を浮き彫りにした。また、野心的なレベルについて明確に言及することと、締約国がREDD政策を導入できる状況にし、必要なキャパシティを備えるよう担保することを求めた。

ニュージーランドは、REDDまたはREDD-プラスのメカニズム構築に関する条文を盛り込むとの案を支持し、範囲の定義や非永続性への対応策について定義するためのプロセスを求めた。ノルウェーは、段階的なアプローチを求め、EUの支持を得て、生物多様性のための保護条項を設ける必要があると強調した。

ブラジル、ボリビア、ツバルは、NAMAsとの関連でREDDに対処する案に賛同し、オフセットには反対した。インドは、トーゴの支持を得て、REDD-プラスの行動を明示的に定義する必要があると強調した。

ツバル、パラグアイ、ボリビアは、先住民の権利に関する国連宣言について言及するよう要請した。条約の下でREDDに対応するための包括的な枠組みの難しさを強調しつつ、ツバルは、需要側の要因による森林減少・劣化に対処する必要があると指摘した。メキシコは、REDD-プラスの行動のコベネフィットに関する文言の導入ならびに地元先住民コミュニティに対する利益分配への配慮に関する文言の導入を提案した。

パプアニューギニアは、森林以外の土地利用活動に対する言及を盛り込むことに反対を唱え、NAMAsにREDDを含めるという議論は時期尚早だと述べた。また、国内リーケッジの議論を制限するよう提案し、準国家レベルの算定に反対した。

米国は、排出につながるような森林及び土地に関する圧力を弱めるような行動を検討するようすべての締約国に奨励する文言をテキストに盛り込むべきだと主張した。また、人口増加や消費パターン、土地利用に係わる諸決定との動的な関係を鑑み、REDD-プラスのより広い視点をもつべきだと述べた。



日本は、持続可能な森林経営のコベネフィットを強調し、永続性の意味を明確にするよう求め、国家レベルの算定が必要であると述べた。コロンビアは、テキストには各国の状況を反映させ、柔軟性をもたせるべきであるとし、NAMAsおよびREDDは必ずしも“混合”しないと述べた。パナマは、パラグアイの支持を得て、排出削減策のひとつとしてREDD-プラスの重要性を反映させるよう、REDD-プラスとNAMAsは別個のものとしておくべきであると述べた。

パラグアイは、REDD-プラスの社会経済的な影響に対処するには、消費パターンと連動している、森林減少と排出の基本的な原因について考える必要があると述べた。

オーストラリアは、2013年以降の枠組みにおける森林炭素市場の構築を求め、さらに広い土地分野を対象としてREDD-プラスを拡充したいとの意欲について言及した。また、次の問題について支持を表明した。:自主的参加;透明で、単純でしっかりとしたMRV;取引コストを最小限に抑えるための効果的かつ効率的なガバナンス枠組み;気候以外の成果を支持するキャンペーンビルディング。

中国は、自主的参加を強調し、土地利用についての記載を削除するよう提案し、持続可能な開発との関係に留意するとともに、REDDをオフセットメカニズムにすべきではないと述べた。

実施手段については、アフリカ・グループ、ボリビア、エルサルバドル、パラグアイが、市場メカニズムに対して公的資金を活用する方が良いとの見解を示す一方で、インド、インドネシアは、市場および市場以外のアプローチの併用案を支持した。

パプアニューギニアは、複数の資金源による融資について強調し、市場ベースの排出削減は追加的なものとすべきであり、単純にオフセットメカニズムの一部とすべきではないと強調した。コロンビアは、先進国による即応体制のための資金に係わるMRVを支持し、REDD-プラス向けの資金に関する文言を強化し、資金源を具体的に特定しなければならないと述べた。

ツバルは、新たな新機軸の資金源を支持し、REDD向けに市場メカニズムを活用すれば、リーケッジや永続性、追加性に関連した諸問題を引き起こしかねないとして反対を唱えた。また、より広い気候変動基金においてREDDの融資窓口を設ける案を支持した。

米国は、緩和の項目の下に、より幅広くMRVの項目の中でMRVの要素の一部を盛り込むべきだと述べた。パプアニューギニアは、行動の検証についてはCOPの下で専門家レビューチームが実施すべきであり、支援の検証については先進国と途上国の代表が参加するテクニカルパネルが実施すべきだと述べ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のガイドライン及び方法論の活用を支持した。

提案されているMRVによって生じたコスト増について触れながら、パラグアイは、こうした費用を補填するための約束を求め、COPの管理下に資金拠出メカニズムを設置する方が良いとの見解を示した。インドは、行動に係わるMRVは支援された行動に限定すべきであるとし、この二つは相互補完的なものであると強調しながら、支援に係わるMRVについて具体的に内容を詰めなければならないと述べた。

対応措置の経済社会的な影響については、サウジアラビアが、合同コンタクトグループ及びAWG-KPの下での関連作業の結果が出るまではセクション全体を保留にしておくという一部締約国からの構造的な提案に反対を唱えた。日本は、対応措置の経済社会的な影響に関する情報・経験・意見の共有に特化したフォーラムの創設案に反対を唱えた。ツバルは、低所得国、特に女性や子供への影響を重視するよう要請した。また、緩和が森林減少・劣化に寄与しないと担保するための政策措置が講じられるべきであると強調した。

市場を含めた緩和行動の費用対効果を向上するためのアプローチについては、EUが、議定書の下で整備された市場メカニズムとAWG-LCAの下で提唱されている市場メカニズムとの関係を考慮しつつ、いかに世界炭素市場を構築できるか共有ビジョンをもつよう求めた。日本は、先進国の数値目標に対するオフセットクレジットの供与を10%に制限することをめざす選択肢に対する留保を示した。ツバルは、AWG-LCAの作業は第2約束期間に向けて議定書を延長するための代替にすべきではないと強調しつつ、テキストの中に議定書の用語を使用することに懸念を示した。

協調的なセクトラル・アプローチ及びセクター別アプローチについて、G-77/中国は、セクター別の努力は附属書I国による法的拘束力を伴う緩和の約束に貢献はするが、代替するものではないとの意見を述べた。ツバルは、途上国による緩和については、セクター別の努力は“NAMAsツールボックス”の下で検討する方が良いと述べ、新たにセクター別のオフセットメカニズムを創設する案に釘を刺した。アルジェリアは、附属書I国と非附属書I国との相違を回避または弱体化するためにセクトラル・アプローチ及びセクター別の行動を使うべきではないと強調した。日本は、セクター別アプローチについて資金と技術のメカニズムを統合する案を支持し、排出削減を実現するための支援と行動に見合った、セクター別の諮問グループの設置を提唱した。

EU及びオーストラリアは、海運・航空部門に係わる国際的な行動の必要を強調した。オーストラリアは、以下を提案した。前出の部門ごとに設定された標示的な国際排出削減目標;UNFCCCの下で航空・海運由来の排出量に取り組むための新たな条約二つに関する交渉の開

始;及びCOP17での交渉決着、である。 アルジェリアは、途上国の航空路に著しい制約を課すことへの懸念を表明し、そうした課税の免除やコスト増を招かず資金・技術的な支援提供を行うべきであると述べた。

ツバルは、AWG-KPの下で現在進行中のバンカー燃料油に関する作業の重視について言及しながら、融資の新たな資金源創出のため、バンカー燃料油に対する機会を強調した。

成果文書改訂版交渉テキストには“緩和に関する行動の強化”という82頁の章が含まれる。この章には、構造的な諸提案ならびにA～Eまでの見出しが並ぶ。セクションA及びBの見出しには、先進国および途上国による緩和に関して括弧付きの文言が入っている。セクションCはREDD-プラス、セクションDは協調的なセクトラル・アプローチ及びセクター別の行動について述べており、セクションEは緩和行動および市場メカニズムの費用対効果の強化に関する括弧付きの文言が盛り込まれている。

共有ビジョン: 議長交渉テキスト草案 (FCCC/AWGLCA/2009/8)には“長期的な協力行動のための共有ビジョン”に関する章が設けられている。6月12日(金)には、長期的な協力行動のための共有ビジョンについて参加者が全般的な意見を表明、また第1、第2合同通読会の中で改訂版交渉テキスト案に関する意見交換が行われた。

多くの参加者からは、共有ビジョンに求めるものとして:長期的な目標を盛り込んだ意欲的で野心的なビジョンと気候変動への取組みの緊急性を反映させること;条約の目的を指針とすること;共通だが差異ある責任への配慮;健全なる科学を踏まえること等が挙げられた。また、共有ビジョンにはBAPの4つの構成要素をすべて反映すべきだとの声が多かった。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、共有ビジョンは条約にすでに反映されており、議定書の中でさらに強化されていると述べた。また、緩和と適応を実現・支援するための資金・技術面での実施に係わるギャップを強調し、これを対等に扱うべきであると述べた。

アンティグア・バーブーダは、AOSISの立場から、共有ビジョンは、野心的かつ具体的で測定可能な長期目標を含み、SIDSやLDCsに対するマイナスの影響の最小化を長期目標の妥当性を評価するためのベンチマークの1つとすべきであると述べた。また、安定化濃度は350ppm未満、温度上昇は1.5°C未満へと抑制するよう求めた。

EUは、気候の危機に対処するために地球社会があるべき姿について“説得力ある最重要な物語”を求め、温度上昇幅2°C未満という目標や今世紀半ばまでに90年比排出量の半減というグローバルな目標、2020年までに排出量をピークアウトさせるというニーズ等を盛り込んだ、実行

可能で具体的な長期目標の必要性を強調した。韓国は、2050年までに排出量50%削減というグローバルな目標案を支持し、低炭素社会に移行するためのパラダイム・シフトを求めた。

インドは、排出削減に向けたグローバルな目標は、緩和、適応、資金・技術に関する行動の強化と切り離して対処することはできないとし、同時に連続的に取り組むべきであると述べた。また、安定化については、温室効果ガスの濃度も温度上昇のどちらも、持続可能な開発を実現する上で、途上国に必要とされる地球大気資源の公平分配の問題と密接に関連していると述べた。

日本は、共有のビジョンは全世界で共有すべきものであるとし、すべての国に対して、共通するが差異ある責任に従って、啓蒙された連帯意識をもって緩和行動を講じるよう要請した。また、共有のビジョンは長期目標を取り上げるべきであるとし、中期目標や附属書I国の総量については、緩和のセクションに盛り込むべきであると述べた。さらに、排出量を10-20年以内にピークアウトさせ、低炭素社会を構築し、抜本的な技術開発を行うことを強調した。

パキスタンは、炭素空間の衡平かつ公正な分担という共有ビジョンを強調し、長期協力行動は利用可能な最善の科学的な証拠を指針とすべきであると述べた。イランは、予防原則の重要性を指摘した。ノルウェーは、短中期的な目標は科学に準拠して設定すべきであるとし、2050年までに50%削減するためには消費や生活パターンの変革が必要であると述べた。

中国は、2020年までに90年比40%減という先進国向けの中期目標について強調した。また、長期目標は、適切な技術、資金、キャパシティビルディングによって支持・実現される健全なる科学と、経済・技術的な実現可能性、大気圏の公平分配に基づくべきだと強調した。ニュージーランドは、共有ビジョンは、政治的意志を簡潔に示した声明のかたちにするべきであると、排出削減には非常に明瞭な長期目標が必要だと強調した。

米国は、共有のビジョンはインスピレーション的であり、世界が目指すべきゴールを盛り込むべきであるとし、低炭素の未来を実現するために国家および国際レベルでの包括戦略が重要であると強調した。また、テキスト中のアイデアの多くが、特に、より長期のビジョンとは関係のない、閣僚級の声明またはCOP決定という文脈にあることが、より妥当であるかもしれないと述べた。排出削減のためのグローバルな長期目標を支持し、測定基準は未だにオープンで未解決であると述べた。また、目標については、運用面を重視するよりも大志を掲げるものとすべきであると指摘し、中期目標についての記載は緩和の項目の下に置くべきであると述べた。



インドネシアは、共有のビジョンには、途上国のニーズを勘案しつつ、排出削減だけではなく、適応、資金、技術を通じた地球規模の目標の定義のしかたに関する統合的なアプローチが求められるのだと述べた。また、持続可能な沿岸部および海洋の生態系が必要だと強調し、海洋および気候変動に関する諸提案を歓迎した。

南アフリカは、アフリカ・グループの立場から、資金、キャパシティビルディング、技術面の支援を含め、実施に係わる新しい予測可能な手段が早急に必要であると強調した。また、長期目標は、健全なる科学をベースにした野心的な中期目標によって裏打ちされるものでなければならないと述べた。オーストラリアは、最も脆弱な国々を支援するため適応を活性化させながら、CO₂換算450ppm以下の安定化濃度、2020年までに排出量ピークアウトのための明確な道程を支持した。また、先進国による強力な行動は途上国に自信を与えることになる述べた。

ウガンダは、LDCsの立場から、共有のビジョンは、大志を掲げ、すべての締約国および全世界の人々に指針を与えるものとすべきであると述べた。また、以下の案:安定化水準1.5°C以下;LDCsを含めた全ての国の参加;共有のビジョンの中に時間と緊急性の要素を反映させる必要性;気候変動の影響に適応するための具体的かつ実践的な行動を支持した。

アイスランドは、各国閣僚による、明瞭、簡潔で、分かりやすく、自立を促す共有のビジョンを求めた。また、それが気候変動の緊急性に関して適切な助言を示すべきであると、産業革命前の水準から温度上昇幅を2°C以内に抑制、2020年までに25-40%という中期目標を支持すると述べた。

スイスは、共有のビジョンに緊急性を求めるべきだとし、中・長期の目標を統合することが必要だと述べた。また、温度上昇幅2°C未満への抑制に関する文言のように、低排出技術の開発経路に至るためのパラダイム・シフトに関する文言をテキストに反映させるべきだと述べた。さらに土地利用および持続可能な開発、緩和・適応との間の関連性を反映させながら、特に食糧安全保障と貧困撲滅についての文脈の中で、農業について言及するよう要請した。

マーシャル諸島は、最も脆弱な国々、特にSIDSが直面している生存権の課題や、世代間の公平性、国家の責任について記載する案を支持した。また、利用可能な最善の科学と予防原則の活用を強調し、IPCC第4次評価報告書（AR4）を踏まえ、海拔の低い環礁国にとって現実的で深刻な脅威が存在していると述べた。また、そうした国々が主権国家として生き残れるかどうかは、会議場の交渉官の手に委ねられているのだと述べた。ブラジルは、歴史的責任や公平性、



共通するが差異のある責任、持続可能な開発や経済成長、貧困撲滅のためのニーズ等を考慮しながら、意欲的な参照基準としての長期目標を支持した。

パラグアイは、生物多様性や先住民族や現地住民のコミュニティが、不都合な状況下の適応を促進できるものだと指摘し、その役割の重要性を反映させるよう求めた。また、現在の経済モデルの再考が必要であると強調した。

バングラデシュは、GHG濃度を350 ppm未満に安定化させるという意欲を入れることが必要だと指摘した。サウジアラビアは、歴史的責任と負担分担の原則を含めることを強調した。ポリビアは、気候と歴史的排出量の負債という点で、先進国に焦点を当てるべきだと述べた。

成果文書: 改訂版交渉テキストには、“長期的協力行動のための共有のビジョン”に関する18頁の章が入っており、その中に共有のビジョン、また前文の文言案や運用面に関するパラグラフについても、どのように表現すべきか様々な語句が盛り込まれている。

その他の問題: 成果文書の法的形式: 6月4日(火)-5日(水)、Zammit Cutajar議長によりAWG-LCAの成果文書の法的形式に関する非公式協議が行われた。COP決議とその法的性質;議定書のための諸提案;実施する合意の法的性質などを含め、様々な選択肢や関連する諸問題についての討議が行われた。

いくつかの締約国が、法的形式に関する議論は時期尚早だとし、COP 15まで先送りすべきだと主張していた。また、BAPの中の文言がAWG-LCAが法的な成果文書の検討や新議定書の交渉を除外するものかどうか、また、それがAWG-LCAの成果をCOP決議に付すことを制限するものかどうかという点で様々な見解が出された。成果文書は、1つのCOP決議または幾つかのCOP決定書という形にすべきだとの提案や、コペンハーゲンで法的拘束力を伴う法律文書を出すよう求める声もあった。

一部の締約国は、“その形式は機能を伴うべきであり”、全ての選択肢を審議してコペンハーゲンでの実質的な成果を踏まえて法的形式を決定すべきだと主張した。

6月1日のAWG-LCA開会プレナリーでは、条約17条(議定書)に従って、事務局より、日本が提案している、条約の議定書案(FCCC/CP/2009/3)についての情報が伝達された。また、同会合では、実施合意案(FCCC/CP/2009/7)について、同様のリクエストが次の4ヶ国: ツバル(FCCC/CP/2009/4);オーストラリア(FCCC/CP/2009/5);コスタリカ(FCCC/CP/2009/6);米国から寄せられた。新たな法律文書案は、COP 15暫定議題の中の議定書案の検討に関する項目の下に記載され、交渉テキストについては、AWG-LCAの下別のプロセスで検討されるという点



を事務局が明らかにした。成果文書の法的形式に関する議論は、その後のAWG-LCAセッションでも継続して行われた。

今後の作業のための組織: AWG-LCA議長は、今後の作業のための組織に関して非公式協議を開催した。議長は、6月12日（金）のAWG-LCA閉会プレナリーでの成果文書について報告しながら、8月からAWG-LCAが5つの非公式グループに特徴づけられる第3期へと移行すると説明した。そのうち、全ての締約国とオブザーバーに公開されるのは、どの時期においても一度だけ開催予定となっている2グループだけであり、関連事項が同時に取り上げられることのないよう努力すると述べた。また、さらに、確認されているように、成果文書の法的様式やその他の課題に関する非公式協議を行う計画であるとし、非公式プレナリー及び可能な限り非公式協議の会合でも、その解釈について説明すると述べた。

その後、一部の締約国から8月の会合前の非公式会合用に出された提案について、議長から言及があった。そうしたセッションは、会合前のグループ調整となじまない可能性があるといくつかの締約国が懸念を示し、そうしたイベントが最終的な成果文書を予断するものではないと指摘した。インドは、そうしたイベントはAWG-LCAのマンドートの枠を超えるととして反対の意を示した。一方、米国は、各国のポジションを理解し合うために良い機会であるとして賛成の意を表明した。

閉会プレナリー: AWG-LCA閉会プレナリーが6月12日（金）に開催され、会合報告書(FCCC/AWGLCA/2009/L.3)が採択された。SBSTAのHelen Plume議長（ニュージーランド）からは、REDDに関するSBSTAの作業を含め、関連するSBSTA及びSBIの結論書についての報告があった。

国際海事機関(IMO)からは、現在行われている関連作業について報告があり、海洋環境保護委員会(MEPC)の次回会合について焦点をあて、国際課税を原資とした海運由来の排出量取引制度や船舶由来排出量の国際補償基金といった市場ベースの排出削減策について、さらに検討する予定であると伝えた。また、7月に採択予定の規制法案は、IMOが国際海運由来の排出規制のために必要な国際的な枠組みを整備する能力と用意があることの証左であると述べた。サウジアラビアは、バンカー燃料油問題への対応にはSBSTAを通じた確立した手続きがあるとし、これらの問題について、IMOおよび国際民間航空機関(ICAO)が今後も報告することに対しては、慎重に扱うべき問題だとして、反対を唱えた。スーダン、G-77/中国の立場から、AWG-LCAのプロセスが、オープンで透明性をもった、締約国主導型の包括的なプロセスであり続けるべ

きであり、BAPのマンデート通りに、条約の完全かつ効果的で持続的な実施にのみ専念すべきであると述べた。また、すべての文書を国連公用語である6カ国語に翻訳するよう要請し、プロセスの急な進展にあわせて、各国の共通見解を調整するという課題を浮き彫りにした。

200頁の交渉テキストについて、バルバドスは、AOSISの立場から、交渉のペースに対する懸念を示し、今後のセッションでスピードの大幅な加速とバランスのとれた時間配分を行うことを求めた。また、縮めの言葉として、気候変動という課題への対応に“遅れることのなきよう” 締約国に要請した。

レソトは、LDCsのために、約束をあらたに交渉に取り組み、最も脆弱な国々の生活を保証するよう要請した。アルジェリアは、アフリカ・グループの立場から、集中的な作業の強化、透明性、及びすべての政府代表を審議に加える必要などがあると強調した。また、作業構成に関する情報提供と公用語6言語への翻訳の速やかな実施を強調した。

EUは、これまでの進展を歓迎し、このテキストが今や“我々のもの”となったとし、至急、交渉スピードを速める必要があると強調した。また、テキストは、消化しやすい分量に減らし、さらにまとめていく必要があると述べた。

コスタリカは、2020年までの炭素中立度に関する同国の国家目標を強調し、高排出の経路から早く離脱すればする程、実現が容易になるとして、他の締約国も野心的でビジョンのある数値目標の設定に加わるよう求めた。

ボリビアは、先住民族の代表者に発言権を与え、先祖代々の知識との意思伝達経路が分断されつつある点など、先住民がすでに気候変動の影響を感じていることを伝え、締約国には将来世代について考えるよう求めた。

バングラデシュは、すべての締約国による“大きな量的飛躍”をして、この難局にあたり、コペンハーゲンで野心的な協定を取りつけられるよう求めた。

Zammit Cutajar議長は、事務局と通訳者に対して謝意をあらわし、コペンハーゲンで良い結果が得られるよう“風が吹いてほしい”との希望を述べた。午後1時43分、槌を打つ音で閉会が告げられた。

「京都議定書の下での附属書1国のさらなる約束に関する特別作業部会」(AWG-KP)

AWG-KP John Ashe議長(アンティグア・バーブーダ)により、AWG-KP 8は6月1日(月)、開会した。コペンハーゲンでの採択に向けて提案されている議定書の改正案については、6ヶ月ルールを強調しつつ、2009年6月17日までに連絡しておく必要であるとの確認があった。議題およ



び作業構成 (FCCC/KP/AWG/2009/6)が採択された。スーダン、G-77/中国の立場から、AWG-KP作業計画に基づく道程表の完了に向けて、“進展が極めて遅い”ことに懸念を示した。グレナダは、AOSISの立場から、これまでに附属書I国が提示した一方的な数値目標は 気温上昇2°C未満への抑制に向けた“実質的な可能性は皆無”であるとし、附属書I国においては、2020年までに1990年水準比で45%、2050年までに90%以上の削減幅を求めた。

ベネズエラは、柔軟性メカニズムの検討は、AWG-KPのマンデートを超えていると主張した。マレーシアは、その他の問題は後で検討することにして、議定書附属書Bの改正に専念すべきだと主張したが、ツバルは、収益の一部負担の拡大といった問題に対応する必要があると強調した。コロンビアは、共同実施 (JI) および排出量取引 (ET) に対する収益の拡大案を支持した。

EUは、AWG-KPのマンデートは、附属書I国のさらなる約束に影響を与えるような課題のすべてを議論することを認めていると強調した。スイス、環境十全性グループは、京都議定書の全般的な改善について議論することが重要であると強調した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、附属書I国のさらなる約束やその他の問題に関するテキストをパッケージとして検討すべきだと述べた、

EUや環境十全性グループなどは、AWG-LCAとの連携が必要だと強調した。日本は、すべての主要経済国による緩和を求め、単純な議定書の改正はコペンハーゲンで受け入れがたい成果となると主張した。ロシアは、現行の議定書は“公平で包括的な合意ではない”とし、2つのAWGの統合と、条約に基づくコペンハーゲン単一合意を求めた。開会のステートメント等の詳しい情報入手先：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12411e.html>。

附属書I国のさらなる約束:この項目には、京都議定書3条9項 (附属書I国の約束) に基づく議定書改正案に関する小項目やAWG-KP作業計画に概要が示されたその他の問題に関する小項目が含まれている。本件については、まず6月1日のAWG-KP開会プレナリーで審議され、そこで2つの小項目を一緒に取り上げることになった。

Ashe議長からは関連文書 (FCCC/KP/AWG/2009/5,7,8;FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8及びAdd.1;FCCC/KP/AWG/2009/MISC.9及びAdd.1-2; FCCC/KP/AWG/2009/MISC.10; FCCC/KP/AWG/2009/MISC.11及びAdd. 1; FCCC/KP/AWG/2008/8)についての紹介があった。

下記の3つのコンタクトグループの発足が、締約国によって合意された。

- 附属書I国のさらなる排出削減 (AWG-KP作業計画パラグラフ49(a), (b))。

共同議長: Leon Charles (グレナダ) 及び Gertraud Wollansky (オーストリア)

- その他の問題(AWG-KP作業計画パラグラフ 49(c))。

議長: AWG-KP副議長 Harald Dovland (ノルウェー)

- 法的問題。共同議長: Sandea De Wet (南アフリカ) 及び Gerhard Loibl (オーストリア)

法的問題グループについては、他の2つのコンタクトグループによって付託された問題についてのみ検討するという事で締約国の合意を受けた。

ボリビアは、排出削減目標と法的問題の重要性を反映した時間配分を求めた。

AWG-KP 7で要請された通り、AWG-KPのAshe議長は、本会合向けに二つの文書を用意した。

すなわち、3条9項に基づく議定書改正案(FCCC/KP/AWG/2009/7); AWG-KP作業計画

(FCCC/KP/AWG/2008/8)に記載された問題についてのテキスト(FCCC/KP/AWG/2009/8)である。

これらの“その他の問題”には、以下のテーマ: 柔軟性メカニズム; LULUCF; 温室効果ガス、業種、排出源の分類; 人為起源の排出量・吸収源除去量のCO₂換算共通測定基準; 方法論およびその他の問題が含まれている。

会合中、すべての提案内容を盛り込みつつ文書を整理するべく、コンタクトグループによる作業が行われた。その結果として出てきた文書をどのような形で進めていくかという点についてAWG-KPのAshe議長による非公式協議で討議された。京都議定書20条2項及び21条3項によると、議定書および附属書改正案は、採択をめざす会議の6ヶ月前に、事務局を通じて各締約国に伝達されなければならない。したがって、COP/MOP 5閉会プレナリーまでに採択をめざす議定書改正のための提案の最終伝達期限は、2009年6月17日ということになる。

一部締約国からは、この2つの文書を土台に議定書改正案に関するテキストを作成するという権限をAWG-KP議長に付与する方がいいという意見が出たようで、6ヶ月ルールを守ってテキストを配布するよう事務局へ要請があった。しかしながら、そうした要望に対して、コンセンサスを得るには至らず、結局「AWG-KP議長が作成した文書は、議定書20条2項及び21条3項に則り、事務局から締約国に伝達される議定書改正に向けた今後のテキストを“構成するものではない”と明記することで合意がなされた。

AWG-KPの閉会プレナリー中には、オーストラリア、ツバル、コロンビア、EU、ブラジル等の数カ国及び締約国グループが、途上国37ヶ国を代表して、この6ヶ月ルールに従って、議定書改正案を「すでに提出済み」または「提出予定」であると示唆した。

また、AWG-KP8の作業を踏まえ、AWG-KP議長が“文書化”を行うということが合意された。附属書I国の排出削減及び“その他の問題”に関連してAWG-KP 8で作成されたノンペーパーを元に、そうした文書化作業が行われると予想される。こうした問題についての議論の詳細は、下記に総括して記す。

AWG-KP 結論書: 結論書 (FCCC/KP/AWG/2009/L.10)で、AWG-KPは、特に、2009年8月の非公式会合では、附属書I国の排出削減総量、各国または共同での削減量、及びその他の問題に関する議論を継続するという合意があった。また、2009年8月の非公式会合までに、AWG-KP8で議論されたLULUCFの取扱いに関するオプションによる影響面について締約国の理解を促すための情報やデータの必要性に関する見解を提出することを奨励している。

さらに、AWG-KPは、AWG-KPの議長に対し、議長個人の責任で、AWG-KP 8の作業を踏まえ、交渉の円滑化のため、下記の“文書化”を行うよう促している。:

- 3条9項に基づく議定書改正案
- その他の議定書改正案
- AWG-KP作業計画パラグラフ49(c)に記載された、その他の問題に関する決定書案

AWG-KPは、こうした文書化によって、締約国の諸提案や見解、議論が完全な形で反映されるべきであり; AWG-KPの成果文書の内容を予断することなく; AWG-KPの今後の作業に関する結果、形式または構成についての締約国間のコンセンサス、ならびにCOP/MOP 5でのそれらの採択を反映するものでもなく; 議定書20条2項及び21条3項に則って締約国に伝達されるべき議定書の改正案用のテキストを構成するものでもない、と認識する。

また、AWG-KP 作業計画の性質に沿って、AWG-KP がこの文書の検討を繰り返し行うべきであるということで意見の一致が見られ、これらの各会合や 2009 年 8 月の非公式会合における締約国間の議論を生かして AWG-KP 議長に各会合の文書を見直すよう要請した。AWG-KP は、それらの修正文書や、締約国から今後提起される関連意見書などについて AWG-KP 9 で検討するという合意しており、少なくとも同会合の 3 週間前までに修正文書が事務局で利用できるようにすることを要請している。

附属書I排出削減量: 附属書I諸国による更なる約束の問題は、6月1日のプレナリーで議論され、その後コンタクトグループ会合ならびに非公式協議において、附属書I排出削減量の小項目が検討された。別段、結論書が採択されることはなかった。

6月12日金曜日、AWG-KPの閉会プレナリーで、共同議長のCharlesは、議論の結果として3件のノンペーパーが作成されたと報告した: 共同議長作成のノンペーパー2件は、議定書附属書Bおよび議



定書3条の改定に関する各締約国の見解をまとめたもの、事務局のノンペーパーは、締約国が提出した個別目標の可能性に関する情報をまとめたものである。

AWG-KPは、2009年の作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）において、2013年以降の附属書I国排出削減量の全体規模に関する結論書をAWG-KP 7で採択し、AWG-KP 8において排出削減量全体に対する附属書I締約国の個別または共同での寄与分に関する結論書を採択することで合意した。

AWG-KP 7においては、全体規模に関する意見の一致に達しなかったことから、締約国は、この問題をAWG-KP 8の「中心議題」とすべきことで合意した。このため、排出削減量の全体規模ならびに個別または共同での寄与分がコンタクトグループの2つの主要課題となった。またコンタクトグループは、約束期間の長さや数、基本年など関連する他の問題についても議論した。

日本は、議定書の非締約国である米国の参加がなければ、附属書I国全体の排出削減量に関する議論はまとまらないと指摘した。日本、オーストラリア、ロシア連邦、ベラルーシ、EU、その他多くの先進国がAWG-LCAでの緩和の議論とのつながりを強調した。

附属書I締約国全体の排出削減量に関し、EUは、2020年までに1990年比で30%の全体削減量とすることを支持した。同代表は、この提案された目標は地球平均気温の上昇を2°C以下に抑える確率が50%あるとのモデル結果に基づくものであると説明、濃度が500 ppmを超える可能性はあるが、今世紀後半には450 ppmにまで下がることを明らかにした。また同代表は、この目標ではクリーン開発メカニズム（CDM）の継続を想定しているが、LULUCFは考えに入れていないと述べた。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言、全ての附属書I諸国が2020年までに1990年比で45%削減するとの全体削減量目標を提案、これには非附属書I諸国がBAUから大きく離脱し、森林減少のレベルを相当程度削減することが含まれると述べた。同代表は、この目標は地球平均気温の上昇を2°C以下に抑え、究極的には1.5°C以下に抑えるとの目標に基づくものであり、2°Cを超える確率が25%以下になると説明した。

このほか全体削減量を「X%」とするとの提案も議論され、カナダは、一部の附属書I諸国がAWG-KPの議論に加わっていないという事実がこの提案の背景にあることを明言した。

日本は、京都議定書に代わる新たな議定書または京都議定書の大幅な改定という自国の提案について説明した。同代表は、全ての主要排出国が参加する必要性を強調した。同代表は、2050年までに世界の排出量を50%削減することが目標であり、先進国は排出削減目標策定の先頭を切るべきであり、途上国は緩和行動を行うことで寄与するべきであり、これには原単位目標方式もありうると

述べた。ブラジルとボリビアは、新しい議定書の導入には15年くらいかかる可能性があると主張した。

南アフリカとフィリピンは、附属書I国削減量の全体規模を2020年までに1990年比40%減とするよう提案した。南アフリカは、この目標にはオフセットは含まれておらず、国内行動だけであると説明した。スイスは、締約国が既にAWG-KP 5において、附属書I締約国の削減目標達成のため、柔軟性メカニズムの継続利用が可能であることで合意したと指摘した。

ノルウェーは、2020年までに1990年比30%減という自国の提案した削減目標では、オフセットメカニズムの利用が含まれていると指摘、ただし目標の3分の2を国内行動で達成することを強調した。

インドは、附属書I締約国の約束は、「歴史的な責任の排出量」に基づき計算されるべきであり、これは附属書I国全体の削減量を、2020年までに1990年比で79.2%減とすることに相当すると述べた。EUは、歴史的責任という概念に疑問を呈し、これは条約の基本ではないと発言した。

EU、ノルウェー、オーストラリア、その他はそれぞれの提案が全ての先進国に適用されるものであると明言し、AOSIS、フィリピン、南アフリカは、自国の提案が議定書の締約国と議定書の非締約国を区別することなく、全ての附属書I諸国を対象範囲とすると特定した。

フィリピンは、附属書I締約国共同の提出文書（FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8）の中で提案されている個別目標の集計が行われたかどうか問うた。オーストラリアは、目標の集計を行ったと発言したが、数値を提供することは拒否し、共同目標の集計をするだけで他の締約国の立場で発言することはできないと主張した。AOSISは、数値を集計したとして、その数値は2020年までに1990年比でLULUCF抜きでは9-14%、LULUCFを入れると8-13%の削減とする最新の全体値を示した。

事務局は、締約国数カ国の要請を受け、一部の附属書I締約国が提案している排出削減目標をまとめ、集計するノンペーパーを作成した。このノンペーパーでは、LULUCFを除き、森林減少を含める場合には2020年までで1990年比の17-26%削減、LULUCFを含める場合には16-24%の削減範囲を示している。

その後議論は、次の項目に関する問題が中心となった：**約束期間**の長さの数；その開始日；約束期間（単数または複数）に関する目標の策定方法。約束期間の数と長さに関し、いくつかの締約国は、2014年に完成予定のIPCC第5次評価報告書など、新しい科学に則り約束を評価する必要があると主張した。また一部の締約国は、約束の遵守を定期的に評価する必要があると指摘した。

基本年または基本期間の設定に関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言、EU、スイス、ノルウェー、韓国、AOSISとともに、基本年として1990年を保持することを支持した。ロシア連邦も1990



年案を支持したが、1990年を一つとする多数の基本年とすることも受け入れ可能だと付け加えた。カナダは、より近い参照年度利用を提案した。ニュージーランドは、1990年を基本年とすることを支持したが、各締約国の努力を反映させ、人口の変化にも対応するには、より近い参照年度も含めるべきだと付け加えた。日本は、1990年では一部の国に有利となるとし、約束を絶対幅で表現することを支持、これならば基本年の問題を回避できると主張した。AOSISは、多数の基本年にすると混乱すると発言、第1約束期間からの約束を附属書Bに保持すべきだと述べ、オーストラリアとニュージーランドもこれを支持した。タイは、附属書Bに一人当たり排出量の欄を加えるよう提案した。

コンタクトグループで議論した主題のうち最後のものは**附属書I締約国の個別目標**であった。いくつかの先進国は、附属書I締約国の個別目標策定に特定の方式を用いることに反対し、個別目標策定時に考慮に入れる必要がある要素をいくつか挙げた、この中には次のものが含まれた：能力、緩和ポテンシャル、過去および現在の実績と取った行動、人口の動向、遵守コスト、各国の相対的な富、排出量の歴史的な責任および現在の責任。南アフリカは、個別目標の情報を得るため基準に基づく手法をとり、その後この個別目標で合意する方式を提案、中国、インド、その他もこれを支持した。また科学に基づく目標設定の必要性を強調、排出削減量の全体範囲について合意することを求め、附属書I締約国がこれまでに行った約束に基づき計算された排出削減量の全体範囲は科学的に求められる排出削減量規模をはるかに下回っていると主張した。

南アフリカは、自国の提案する附属書I国の個別目標について説明し、この提案は、附属書I諸国の削減量全体範囲を2020年までに1990年比で40%減とすることを基本としたものだと述べた。同代表は、この全体目標を各附属書I諸国の責任と能力に基づき配分したと述べた。フィリピンも提案を提示、南アフリカと同様な方法論と基準を用いたが、基本となる全体目標値が異なっていると説明した。同代表は、次の数値を用いたと述べた：2013-2017年の第2約束期間では附属書I諸国の全体削減量を30%、2018-2022年の第3約束期間の全体削減量は50%。

この会議において、共同議長は、コンタクトグループでの議論の成果を示すことを目的とするノンペーパーを作成、これには議定書改定に関するAWG-KP議長の文書（FCCC/KP/AWG/2009/7）に記載するオプションの改定版も盛り込まれた。締約国はこのノンペーパーについて議論し、次の問題に注目した：ノンペーパーの位置づけ、6カ月規則に則りCOP/MOP 5に送られる可能性がある交渉文書との関係、締約国自体が提案するもの以外の各附属書I締約国の個別目標を文書に記載することが適切かどうか。途上国は、ペーパーの中に個別目標の提案を盛り込む必要があると主張したが、

多くの先進国はこれに反対した。締約国は、共同議長が2つのノンペーパーを作成すると決議し、この問題を解決した。全体的には、3つのノンペーパー作成という結果となった：議定書附属書Bおよび議定書3条の改定に関する各締約国の見解をまとめた共同議長のノンペーパー2件と、締約国が提出した個別目標の可能性に関する情報をまとめた事務局のノンペーパーである。

AWG-KPの閉会プレナリーで、Third World Networkは環境NGOの立場で発言、先進国がそれぞれの気候面での債務を増やすのではなく、歴史的な責任を尊重するよう求めた。同代表は、原則に基づく手法こそ、附属書I締約国の削減目標を公平かつ恣意的でない形で決定する唯一の方法であると述べ、附属書I締約国に対し十分な範囲の削減を求めた。また同代表は、一部の附属書I諸国が「京都議定書を殺している」とし、そのようなことはやめるよう求めた。持続可能な発展のための世界経済人会議はビジネスおよび産業界NGOの立場で発言、締約国が引き続きビジネス社会と協力するよう提案し、新しいメカニズムの設計においても直接かつ忍耐強く協議を続けるよう求めた。

その他の問題：「その他の問題」に関するコンタクトグループのマンドートは、AWG-KP作業計画（FCCC/KP/AWG/2008/8）の49(c)項に示す問題を議論することであった。

締約国は、この会合でLULUCFに焦点を当て、Bryan Smith（ニュージーランド）とMarcelo Rocha（ブラジル）が共同議長を務める「スピノフ」グループを結成することで合意した。EU、カナダ、コロンビア、パナマなど一部の諸国は、柔軟性メカニズムを議論する必要があると主張した。

LULUCFスピノフグループの参加者は、共同議長が議長文書（FCCC/KP/AWG/2009/8）に記載する提案および他の締約国提案書の両方をまとめたノンペーパーを作成することで合意した。締約国はこの新たなノンペーパーを用いて議論を進め、湿地、自然のかく乱要素、非永久性、棒グラフ算定方式、伐採木材製品（HWP）に焦点を当てた。

湿地に関し、いくつかの国から排出源と吸収源に関する表現の対称性を図る必要性が指摘された。2つの国が、泥炭地は、湿地の小項目であると指摘、泥炭地での算定は可能だが、その方法論は湿地全般の算定には十分とは言えない可能性があるとして指摘した。1つの国は、温室効果ガス（GHG）排出量や除去量ではなく炭素貯留量の変化に注目することを提案、CO₂以外のGHGs算定における方法論の問題点を指摘した。これらの問題に関する文章は、意見の食い違いを示すため、括弧書きを残すこととなった。

また締約国は、自然のかく乱要素と非永久性とのつながりについても議論した。この二つの問題に関し、ある先進国は、抜け穴がないようにする必要があると主張、非永久性や棚ぼた式利益を扱う手法としてディスカウント方式を指摘した。しかし、1つの途上国は、非永久性を扱う上でのディ



スカウント方式の能力に疑念を表した。先進国グループは、「全体並行方式 (parallel universe)」の算定は回避する必要があると主張した。

棒グラフ式算定方法に関し、EUは、この提案について説明、棒・帯方式は、年間の変動も円滑に算定できると指摘した。一部の途上国は、棒の設定には時間がかかるうえ、キャップは棒よりも上部にある必要があるとして懸念を表明した。一部の締約国は、各国の棒の設定方法を評価するため、データの提出を求めることが有用であると指摘した。

HWPに関し、締約国は、文章をなめらかなものにするため、会議室の外で主に議論し、5つのオプションを3つに絞り込んだ。また2つの土地ベースの算定オプションを統合できた。

共同議長は議論の進展と提出されたコメントに基づきノンペーパーの改定版を作成した。最終の非公式会合で、締約国の大半はこのノンペーパーの有用性で意見が一致したが、一部の途上国・締約国は、ノンペーパーにはあまりにも多くの内容が盛り込まれているとし、目標設定の進展を遅らせるのではないかと懸念を表明した。共同議長はこのノンペーパーをAWG-KP副議長のDovlandに送り、同副議長は他の問題の議論の結果と合わせた統合ノンペーパーをAWG-KP議長のAsheに送った。

LULUCFおよび議定書附属書改定手順の簡素化に関する問題以外の全ての問題に関し、AWG-KP副議長のDovlandは、その他の問題に関する議長文書 (FCCC/KP/AWG/2009/8) の関連するセクションの議論を進行、締約国の提案が適切に反映されていることを確認した。議定書附属書改定手順の簡素化に関する提案は、法的問題に関するコンタクトグループでの議論にゆだねられ、そこでEUおよび日本の提案を一つの文書にまとめるべく非公式に協議し、その文書を「その他の問題」のコンタクトグループに差し戻した。

影響結果可能性：この問題は6月1日、AWG-KPプレナリーで最初に議論された。その後Mama Konate (マリ) およびPaul Watkinson (フランス) が共同議長を務める非公式協議ならびにコンタクトグループでの議論に委ねられた。AWG-KP閉会プレナリーは6月12日に結論書を採択した。

主に非公式協議で議論が行われた。主に次の問題について議論した：影響結果可能性に関する議論の指針となる議定書の関連条項；脆弱性と適応能力；影響結果可能性の理解を深める方法；緩和行動によるマイナスの影響結果を最小限にする政策措置の策定；実施。

他の交渉トラックとの一貫性保持に関し、オーストラリアは、このグループの作業は他のUNFCCCプロセスでの作業と一貫性を持たせるべきであり、技術移転など一部の問題は、議定書2.3条 (政策措置の悪影響) および議定書3.4条 (対応措置の影響と悪影響) に関するSBSTA/SBI合同コ



ンタクトグループなど条約内外の他のプロセスに委ねることが最善であると主張した。G-77/中国は、影響結果の可能性よりも実際の影響結果を取り上げる必要性を強調、途上国が既にその影響を感じていることを強調した。サウジアラビアは経済多角化の問題を強調、これを影響結果可能性を緩和する方法として文書に盛り込むことを支持した。COP 15で提出されるべき文書の形式は決定されなかった。この問題は、未解決のまま残され、文書は括弧書きのまま、AWG-KP結論書の附属書とされた。

AWG-KP結論書：AWG-KPは結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.12）において、括弧書きつきの文書草案を2009年8月の非公式会議での更なる審議にゆだねた。

その他の問題：AWG-KP議長のAsheは、今後の作業構成に関し非公式協議を行い、6月12日、AWG-KP閉会プレナリーで結論書を採択した。

AWG-KP結論書：AWG-KPは、その結論書（FCCC/KP/AWG/2009/L.11）において、特に次のことを行う：2009年8月の非公式会議において、AWG-KPの作業計画49(c)項に記載する議定書改定案および他の問題について、実質的な審議を行うことで合意する；附属書I締約国の全体目標および個別ないしは共同の目標を話し合うグループの非公式会議に関し、同様の手配を行うようAWG-KP議長に要請する；2009年8月の非公式会議に向けた準備にあたり、公開および非公開の会議を組み合わせる手配を行うよう事務局に要請する。

閉会プレナリー：AWG-KP閉会プレナリーは6月12日午後開催された。締約国はこの会議の報告書（FCCC/KP/AWG/2009/L.9）を採択した。

途上国数カ国は、その成果および附属書I締約国の約束した目標に対する失望感を表明した。スーダンとG-77/中国の立場で発言、附属書I締約国の約束の欠如のためプラスの成果をもたらすに至らなかったと指摘した。グレナダはAOSISの立場で発言、議定書締約国全体が6カ月規則の適用開始に至らしめなかったことへの失望感を表明した。同代表は、小島嶼諸国の存続を確実にするため、少なくとも2020年までに45%、2050年までに95%削減することを求めた。レソトはLDCsの立場で発言、気候変動との戦いに敗れるなら貧困が増大し、脆弱な諸国の存続と生活が脅かされることを強調した。

アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、附属書I締約国の行った提案は附属書I締約国全体の排出削減量を40%にするとの同グループの提案にはるかにおよばないものであると指摘、附属書I締約国は、条約が課す指導的役割から身を引いているようだと言った。同代表は、2つのAWGsのリンクという提案に反対した。ボリビアは、先進国の「気候債務」を反映する目標を求めた。中



国は、コペンハーゲンを成功させるには、各国がバリ・ロードマップに示されたマンドートを尊重することが求められるとし、すでに合意された問題の議論を再開しないことが必要だと主張した。

ブラジルは、「あらゆる努力にも拘わらず」一部の附属書I諸国のとった姿勢により、附属書Bの改定に向けた6カ月規則の適用を開始する文章を机上に載せることができなかつたと嘆いた。同代表は、「確認されないままであれば」、この成果は、「第二約束期間設定の可能性を失わせる」と主張した。同代表は、議定書の改定について37の途上国が共同提案を提出したと発表、これには、2020年までに1990年比で最低40%という附属書I諸国全体の排出削減目標と個別の量的削減約束が含まれると述べた。インド、南アフリカ、その他はこの改定提案に賛同したことを発表、同時に全体で45%の排出削減量を求める途上国への支持も表明した。ガンビアは、先進国と途上国の間には一人当たりの排出量において相当な差があると指摘、京都議定書に代わる戦略が提唱されていることに「顔をうしなつた」と述べた。

コロンビアは、自国が議定書改定案を事務局に提出したと発表した。メキシコは、各種提案を真に理解するための有用かつ関心のある議論に注目したが、AWG-KPの目的達成には遠くおよばないと主張した。コスタリカは、エネルギー効率の高い生産および消費を行う活力のある経済の達成方法を実証するよう先進国に求めた。

EUは、議定書改定案を事務局に提出したと発表、この提案はコペンハーゲンの全体成果に先入観を持たせることのない「1つの構成要素」であると指摘した。同代表は、一部の附属書I諸国がAWG-KPの交渉に参加していない中、相対的な目標値を議論することの難しさを強調した。同代表は、日本とともに、AWGs間のリンク強化を求め、これが重要な問題をコペンハーゲンで全員が合意できる1つの政治的なパッケージにまとめあげる唯一の道だと指摘した。クロアチアとトルコは、一部の締約国が提案している自国の目標に対する不満を表明した。

AWG-KP議長のAsheは、この会議では「様々な立場に関する理解を深めること」ができたと述べ、事務局に提出された数件の議定書改定案は、COP/MOP 5において締約国が議定書の改定案を採択するに十分な法的根拠を与えるものだと述べた。同議長は、午後4時50分、会合の閉会を宣言した。

科学・技術上の助言に関する補助機関

SBSTA議長のHelen Plume (ニュージーランド) は、6月1日月曜日、会合の開会を宣言、締約国は、議題書ならびに作業構成書 (FCCC/SBSTA/2009/1) を採択した。

ナイロビ作業計画：この問題 (FCCC/SBSTA/2009/INF.3, FCCC/SBSTA/2009/MISCs 4 and 6) は、6月1日のSBSTAプレナリーで最初に議論された。その後Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)

と Donald Lemmen (カナダ) が共同進行役を務める非公式協議での議論にゆだねられた。SBSTAの閉会プレナリーは、6月10日水曜日、結論書を採択した。締約国は、ナイロビ作業計画 (NWP) の作業が第2段階に十分突入していると指摘、パートナー組織からのプラスのインプットを強調、速やかな結論に達した。

SBSTA 結論書: SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.2) において、NWPの実施における締約国ならびにパートナー組織の貢献を指摘、NWPの仲介役としての役割を強化し、あらゆるレベルの利害関係者に対するアウトリーチ活動を増強する必要性を認識した。

技術移転: この問題は、6月1日のSBSTAプレナリー (FCCC/SBSTA/2009/INF.1) で最初に議論された。技術移転に関する専門家グループ (EGTT) のBruce Wilson (オーストラリア) 副議長が、EGTTの作業 (FCCC/SB/2009/1-3 and summaries) について報告した。その後、Carlos Fuller (ベリーズ) およびHolger Liptow (ドイツ) が共同議長を務める非公式協議およびSBI/SBSTA合同のコンタクトグループでの議論にゆだねられた。議論は直截的であり、主に表現に関して意見の不一致が見られた。SBSTAプレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書: SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.8) において次の決定を行う:

- AWG-LCAに対し、適切な場合には、EGTT報告書に記載する資金オプションおよび長期戦略に関する情報を検討するとともに、実績指標に関するEGTT報告書が完成する場合には、これも検討することを求める。
- 技術的ニーズ評価ハンドブックの最新版を歓迎し、非附属書I締約国に対し、技術的ニーズの評価を行う際には、このハンドブックの利用を推奨する。
- 2009年8月に開催予定の、技術移転プロジェクトの資金調達に関するアフリカ地域ワークショップを主催するとのボツワナ政府の申し出に留意する。
- 事務局に対し、このワークショップの実施に当たっては、UNFCCC刊行の提案作成および提出; 「技術移転プロジェクトの資金調達」に関するガイドブックを用いるよう求める。

またSBSTAは、事務局に対し、次の項目を要請する: 資金オプションおよび長期戦略に関するEGTT報告書2件を広く配布し、実績指標に関する報告書も完成した時点で広く配布する; 決定書4/CP.13 (技術開発と移転) に則った、条約4.1条(c)項および4.5条 (技術移転) の実施レビュー、ならびに技術移転枠組の実施効果の定期的なモニタリングおよび評価に有用な実績指標の利用にあたり、必要な情報について報告書を作成し、SBSTA 32までに検討できるようにする。



途上国における森林減少による排出量の削減：この問題（FCCC/SBSTA/2009/2;

FCCC/SBSTA/2009/MISCs.1 and 2 and Add.1-2; and FCCC/TP/2009/1）は、6月1日、SBSTAプレナリーで最初に審議された。その後Lilian Portillo（パラグアイ）およびAudun Rosland（ノルウェー）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に委ねられた。SBSTA閉会プレナリーは6月10日、結論書を採択した。

開会プレナリーで、スイスは環境十全性グループの立場で発言、REDDに関するCOP議題項目を異なる組織での並行する議論にかけることを求めた。続いて、共同議長の作成した結論書草案およびCOP決定書草案の審議に移った。審議項目は次のとおり：「比較対象レベル」と「比較対象排出レベル」および両方を記載するかどうか；REDDプラス方法論の開発と適用における先住民の役割；途上国に対し、IPCCが最近採択したガイダンスおよびガイドラインの使用を要請するかどうか；森林モニタリングシステムの第3者によるレビュー；比較対象レベルまたは比較対象排出レベルの策定に当たり考慮すべき要素。

比較対象レベルおよび比較対象排出レベルに関し、一部の締約国は、単なる汎用としての「比較対象レベル」とし、これには比較対象排出レベルおよび他の関連する比較対象レベルを含めることとするよう要請した。一部の締約国は、比較対象排出レベルは森林減少と森林の劣化のみに関係するものであると指摘、コペンハーゲンでの結論に先入観を与えないため、両方の表現を使うよう主張した。

先住民の役割に関し、いくつもの国が、モニタリングや報告および比較対象基準設定の活動における先住民とその知識の重要性を強調した。1つの途上国は、先住民の知識により確固としたモニタリング方法論が確立できるかどうか、懸念を表明した。締約国は、決定書草案に括弧書きをつけたが、REDDプラスの活動のモニタリングおよび報告においては、先住民ならびに現地社会の全面的かつ効果的な参画が必要であるとの認識で暫定合意した。

IPCCの最近のガイダンスおよびガイドラインの利用について、締約国に要請するかどうかでは合意に至らなかった。一部の締約国は「適当な場合には」利用することを求めた。このフレーズは、決定書草案の中に括弧書きで残され、SBSTA 31で議論されることになる。森林モニタリングシステムの第3者によるレビューに関し、締約国は、成果またはシステム自体を第3者によるレビューのため公開するかどうか議論した。一部の先進国は、モニタリングシステムおよびその結果を第3者によるレビューのため公開するとの表現を求めた。ある途上国は、この文章を括弧書きにするよう求めた。



比較対象レベルおよび比較対象排出レベルの設定に関し、特に次の点において、広範な意見の一致が見られた、各国の事情、各国の可能性と能力、過去のデータを考慮に入れる。最終の非公式会議において、森林を有する途上国の1つは、将来予想される排出傾向に関する調整項目も考慮に入れるよう提案、別の国は、策定途上の法律も考慮に入れることを提案した。これらの提案を審議するだけの時間が不足していたことから、これらの提案は括弧書きとされ、SBSTA 31で議論されることになった。

いくつかの途上国からの提案を受け、この決定書草案につける主題には、森林の保全と持続可能な管理、森林の炭素貯留量の増強が含まれることとなる。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.9）において、比較対象排出レベルならびに比較対象レベル設定を目的とする正確かつ詳細なデータならびに情報の獲得、ならびにモニタリングシステムの運用には、研究面の優先性およびキャパシティビルディングが必要であると認識する。またSBSTAは、COP 15で採択される全ての関連する決定書に則り、方法論問題に関する追加ガイダンスを検討する必要があると指摘する。

本結論書には、附属書として括弧書きつきのCOP決定書草案が付される。この括弧書きつきの決定書は、特に、次のことを行う：それを行いうる立場にある全ての締約国に対し、途上国が推計値を得るために必要なデータの収集、アクセス、分析、解釈を行う能力の向上を支援し強化する；REDDプラス活動のモニタリングおよび報告にあたり、先住民ならびに現地社会の全面的かつ効果的な参画の必要性を認識する。

研究および組織的観測：この問題（FCCC/SBSTA/2009/MISCs 5 and 8; FCCC/SBSTA/2009/MISC.7 and Add.1; and FCCC/SBSTA/2008/MISC.11）は、6月1日のSBSTAプレナリーで最初に審議された。これに続き、6月3日水曜日の条約関連の研究活動に関する協議でも議論された。この協議の詳細については右記参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12413e.html>

また、この問題は、Sergio Castellari（イタリア）およびClifford Mahlung（ジャマイカ）が進行役を務める非公式協議の長時間の議論でも議題として取り上げられた。SBSTAの閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

研究に関し、非公式協議では、協議の活用に焦点が当てられ、参加者は、協議の有用性について広範な合意を得、その継続を支持した。一部の途上国は、途上国における研究能力の向上、特に、適応努力を支援する研究に関する能力向上の重要性を強調した。多数の先進国は、すでに相当な努力がなされていると指摘した。結局、締約国は、既存の努力を一層強化することで合意した。



組織的観測に関し、参加者は、全球気候観測システム（GCOS）実施計画を検討した。締約国は、GCOS報告書に記載する全ての優先項目を指摘するかどうか、それとも特定の項目に焦点を当てるかどうかで意見が一致しなかった。さらに、一部諸国は、この計画に記載された優先項目およびギャップに対応するための資源の供与への言及を求めたが、他の諸国は、これはこのグループのマンデートの外の問題だと指摘した。結局、締約国は、全ての優先項目をリストし、特に次の項目に対応することを求めることで合意した：GCOS地域行動計画を実施する、必要な資源の提供を含め、必要な本来のネットワークの長期運用保持を確保する。

参加者は、関連する国連機関および国際標準機関（ISO）間の共同陸上枠組メカニズムの進捗状況報告書最新版に記載された提案に満足の意を表し、地球陸上観測システム(GTOS)事務局およびスポンサー機関に対し、この枠組の実施を推奨した。また地球観測衛星委員会（Committee on Earth Observation Satellites）を通してGCOS実施計画に記載するニーズに協力して対応するなど、GCOSの宇宙ベース部分での協調を図ることの重要性を指摘した。

AWG-LCAとのリンクの可能性も協議で取り上げられ、一部のものは、研究および組織的観測はBAPの柱の一つになっていないが、条約の実施を助けるものであると指摘した。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.6）において、特に、次のことを規定する：

- IPCC評価報告書間の気候変動研究で明らかとなった新しい科学情報を提供する上で、研究者社会の協議が貴重な役割を果たすことを肯定し、このような協議の会合を継続すべきことで合意する。
- 研究計画ならびに研究機関に対し、気候関連の研究の分野を横断する統合に向け一層の努力を払うよう推奨する。
- 締約国ならびに研究計画および研究機関に対し、途上国での研究能力向上に対する既存の努力を一層強化する、特に適応努力への支援を目的とする努力の一層の強化を推奨する。
- AWG-LCAに対し、研究および組織的観測を強化する、特に途上国において強化することの必要性に留意することを求める。

COP決定書草案（FCCC/SBSTA/2009/L.6 and Add.1）は、特に締約国に対し、GCOS進捗報告書（FCCC/SBSTA/2009/MISC.7）に記載する優先項目およびギャップへの対応にむけ努力することを求める、なかでもGCOS地域行動計画の実施に努力することを求めるとともに、必要な資源を供与することも含め、本来必要なネットワークの長期の運用保持を確保することを求める。



方法論問題（条約）：附属書I締約国の温室効果ガス・インベントリのレビュー：この問題

(FCCC/SBSTA/2009/INF.2) は、6月2日火曜日の SBSTA プレナリーで最初に審議された。Anke Herold（ドイツ）が議長を務める非公式協議でも審議された。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.7) において、報告およびレビューに關係する事務局の能力の速やかな向上を図る必要性を強調した。また結論書は、事務局に対し、訓練プログラムの更新を図り、訓練活動を強化し、レビュー活動の質の確保を責務とする職務を追加し、方法論およびガイドラインに関する分析資料の向上を図り、複雑な問題に関する査読者および専門家間の連絡の推進を図るよう要請する。またSBSTAは、締約国に対し、可能な場合には追加資金を提供するよう求める。

COP 決定書案 (FCCC/SBSTA/2009/L.7/Add.1) は最新の訓練プログラムの詳細を紹介する。

温室効果ガス・データインタフェース：SBSTA プレナリーは、6月1日、この議題について議論した。その後、Erasmia Kitou（欧州共同体）が議長を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書；SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.4) において、資源の不足からインターフェース機能の実施が妨げられていると指摘、締約国に対し、可能な場合には資源を提供するよう要請した。SBSTAは、進捗状況を評価し、SBSTA 33で次のステップを決定することで合意する。

国際航空輸送および海上輸送からの排出量：SBSTA プレナリーは、6月1日、この議題を最初に取り上げ、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) は、開会プレナリーでそれぞれの関連する活動について報告した。その後SBSTA議長に委託、同議長は結論書草案を作成した。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.3) において、ICAO および IMO に対し、今後の会合においてもSBSTAに対するブリーフィングを行うよう要請する。

国内温室効果ガスインベントリプログラムに関するIPCC ガイドライン：この問題

(FCCC/SBSTA/2009/MISC.3) は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。Riitta Pipatti（フィンランド）およびHongwei Yang（中国）が共同議長を務める非公式協議での審議に回された。SBSTA 閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTA はその結論書 (FCCC/SBSTA/2009/L.11) において、国内温室効果ガスインベントリプログラムに関するIPCCガイドライン2006年版には、利用可能な最新の科学的方法論が



記載されており、各締約国の国内インベントリの拡充が可能になると認識し、IPCCがソフトウェアの開発およびユーザー・インタフェースの開発によりこれらガイドラインの活用を支援していることに留意し、IPCCガイドライン利用に関する、さらなるワークショップをサポートする。またSBSTAは、報告書作成目的におけるIPCCガイドラインの利用に関する方法論問題に対応するため、UNFCCC報告書作成ガイドラインの改定を検討するべく作業計画を開始する。SBSTAは、締約国に対し、この作業計画の実施方法、UNFCCC附属書I報告書作成ガイドラインに係る問題、2006年IPCCガイドラインの利用に係る方法論問題、ならびにIPCCにおいて作業する可能性のある分野に関し、それぞれの意見を2010年2月15日までに提出するよう求める。またSBSTAは、資源が利用可能であるなら、2010年に作業計画に関する2つのワークショップを企画するよう要請する。

方法論問題（議定書）：HCFC-22/HFC-23：この問題は6月2日のSBSTAプレナリーで初めて審議された。ハイドロクロロフルオロカーボン22（HCFC-22）生産の新設工場におけるハイドロフルオロカーボン23（HFC-23）の破壊に対し、CDMの下での認証排出削減量（CERs）を発行する影響に係る問題である。HFC-23は、モントリオール議定書において規制されるオゾン層破壊物質であるHCFC-22生産の際の副産物であるにもかかわらず、その破壊に対しCERsを発行することは、HCFC-22の生産増強を助長する逆インセンティブの作用の可能性がある。

中国は、HCFC-22の段階的廃止に関するオゾン層破壊物質についてのモントリオール議定書における最近の展開に注目、これにより将来HFC-23排出施設が減少する結果となると述べた。Samuel Adejuwon（ナイジェリア）が非公式協議を開催した。6月10日のSBSTA閉会プレナリーで、SBSTA議長のPlumeは、締約国が結論書を作成するに至らなかったと報告した。この問題は、SBSTA 31でも引き続き審議される。

炭素回収貯留：この問題は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。カナダ、オーストラリア、クウェート、ナイジェリアは、CDMにCCSを入れることを支持したが、アルゼンチン、ベネズエラ、ブラジルは反対した。ベネズエラは、この問題の審議についてSBSTAとCDM理事会の相互協力を行うよう提案した。ビジネスおよび産業界（Business and Industry）は、CCSなしで2050年までにGHG排出量を半減させるのは不可能であると主張、これへの反対意見は、先進国で利用可能な技術に対する途上国のアクセスを拒否することだと指摘した。SBSTA閉会プレナリーで議長のPlumeは、締約国に対し、非公式協議を行ったことを通知、この問題の議論をSBSTA 32に回すよう提案した。SBSTA閉会プレナリーは6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書：SBSTAはその結論書（FCCC/SBSTA/2009/L.12）において：地層へのCCSをCDMプロジェクト活動に含める可能性の影響を評価し、COP/MOP 5に報告するようCDM 理事会に求める決定書2/CMP.4に留意する；締約国に対し、CCSをCDMプロジェクト活動と考えることに関係した問題について、追加意見を2009年9月28日までに事務局に提出するよう求める。SBSTAは、SBSTA 32でもこの問題の審議を継続することで合意する。

共通の計算方式：この問題は、6月1日のSBSTAプレナリーで初めて審議され、Mikhail Gytarsky（ロシア連邦）が議長を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBSTAの結論書は採択されなかった。

開会プレナリーで、IPCCは、2009年3月、ノルウェーのオスロで開催された代替計算方式の科学に関するIPCC専門家会合での主要な結論を披露した。ニュージーランドは、100年の時間枠を持つ地球温暖化係数（GWPs）の場合、不可逆的な影響も含め、100年を超える影響のコストが反映されないと主張した。同代表は、長寿命のガスの排出規制を主張した。スイスと中国は、可能性のある代替方法の欠点を指摘、さらなる科学研究を提案した。

非公式協議においては、いくつかの締約国から、排出源からの人為的排出量ならびに吸収源からの除去量を二酸化炭素換算で計算する場合の共通の算定方式としてGWPsを用いるのが適切であるとする決定書草案が提案された。ある締約国は、共通の算定方式の適切性は政策目標により異なることを指摘、締約国はこの点を念頭におき、IPCCと連絡をとり、適切な算定方式の策定への助力を得て目標を策定するよう提案した。別の締約国は、これに反対し、問題の複雑さと特定の目標策定の困難さを指摘した。締約国は、実質的な内容を持つ結論書については合意に至らなかったが、SBSTA 31でもこの問題の審議を継続することで合意した。

議定書2.3条（政策措置の悪影響）：この問題は、6月2日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。その後、Eduardo Calvo Buendia（ペルー）およびKristin Tilley（オーストラリア）が共同議長を務めるSBI/SBSTAの合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。SBSTA閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

締約国は、公式、非公式に会合した。その多くで、2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条（悪影響）を同じコンタクトグループの中で別個に議論するか、それとも合同審議とするかの問題が議論の焦点となった。締約国は、この2つの問題を別個に扱い、均等な時間を割いて議論を進行させることで合意したが、一部の先進国締約国は、同時に両方の問題について意見を述べた。ここでの議論では、実質的な問題も話し合われた：問題の理解；対応措置の影響に関する情報交換；実施などである。



情報交換に関し、ニュージーランドは、対応措置の悪影響に関する情報交換では、国別報告書プロセスの利用を希望したが、G-77/中国は、情報交換の頻度増加を進める新しいプロセスの必要性を強調した。またG-77/中国は、実施にあたり段階的手法をとることを求めた。これらの問題は解決されておらず、文章には多くの括弧書きが残された。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/ 2009/L.10) において、文書草案の附属書に基づくSBSTA 31合同コンタクトグループでの審議継続で合意する。

関連する国際機関との協力： この問題は、6月1日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、事務局と他の組織間の協力活動の概要についてSBSTAに説明した。締約国は、SBSTA議長による結論書草案で合意した。SBSTA閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書： SBSTAはその結論書 (FCCC/SBSTA/ 2009/L.5) において、事務局に対し、将来の会合に先立ち、協力活動に関するブリーフィングペーパー作成を要請する。

閉会プレナリー： SBSTA閉会プレナリーは6月10日水曜日午後に行われた。締約国は本会議報告書 (FCCC/SBSTA/2009/L.1) を採択、SBSTA議長のPlumeは午後5時42分、本会合の閉会を宣言した。

実施に関する補助機関

SBIの第30回会合は、6月1日、SBI議長のLiana Bratasida (インドネシア) の開会宣言で開会した。同議長は、締約国に対し、非附属書I国別報告書に記載される情報に関する小項目を保留としたうえで、議題書 (FCCC/SBI/2009/1) を採択するよう提案した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、資金問題に関し、1つは特別気候変動基金 (SCCF) の実施評価、2つ目は議定書の適応基金のレビューに関する2つの小項目の追加を提案した。スイス、オーストラリア、そしてEUの立場でチェコ共和国は、SCCFに関する小項目を入れることは支持したが、適応基金に関する小項目の提案には反対した。締約国は、SBI議長が議題に関して非公式協議を開催するとの理解の下、作業構成について合意した。非公式協議の後、議題書は、SCCFおよび議定書適応基金に関する2つの小項目を追加することで、6月3日水曜日、採択された。

附属書I国別報告書：第4回国別報告書： SBIは、附属書Iの第4回国別報告書 (FCCC/SBI/2009/INF.6) の状況に関する報告書に留意した。

非附属書I国別報告書： 非附属書I国別報告書に関する議題には3つの小項目が含まれた：専門家諮問グループ (CGE) ; 非附属書I国別報告書記載の情報、この小項目は保留とされた；資金援助および技術援助の提供である。



SBI開会プレナリーにおいて、米国、ニュージーランド、カナダは、非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目が議論されないことへの失望感を表明した。SBI議長による議題に関する非公式協議の後、ニュージーランドはアンブレラグループの立場で発言、非附属書I国の温室効果ガスインベントリに関係する活動という議題小項目の提案が受け入れられなかったことへの失望感を表明、次回のSBI会合でもこの追加を提案すると発言した。スーダンはG-77/中国立場で発言、新しい議題項目の提案がその受諾を意味するものではないと主張した。

CGE：この問題（FCCC/SBI/2007/10/Add.1; FCCC/SBI/2007/MISC.7 and Add. 1 and 2）は、6月2日火曜日のSBIプレナリーで初めて取り上げられた。その後、Marie Jaudet（フランス）およびJulia Martinez Fernández（メキシコ）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。6月10日、SBIプレナリーは結論書を採択した。

CGEのマンデートはCOP 13で期限終了となった。この会議においてその再開が議論されたが、締約国は、以後合意に達することができなかった。今回のSBIプレナリーにおいて、ブラジルはG-77/中国の立場で発言、CGEが1年半もの間運営されなかったことへの「大きな失望感」を表明、これは非附属書I締約国による国別報告書作成の能力を削ぐものであると主張した。同代表は、他の多くのものとともに、CGEマンデートの更新を支持、CGEは途上国のニーズで動かされるべきであるとし、非附属書I国別報告書のいかなるレビュープロセスも受け入れられないと発言した。ウルグアイは、CGEの作業中断は「失われた機会」であったと発言、グレナダは、60を超える途上国が第2回の国別報告書を作成中であり、CGEの不在は、条約プロセス参加に関する途上国の能力を危うくすると主張した。

コンタクトグループおよび非公式協議での議論の焦点は、CGEの新たなマンデート、再結成するCGEを2年間のものとするか3年間のものとするか、CGEに関する次のレビューをいつにするかであった。長時間の協議の末、6月10日水曜日、問題は解決し、締約国は、CGEを3年間再結成し、CGE継続の必要性についてはCOP 17までに再検討することで合意した。SBI閉会プレナリーで、G-77/中国は、CGE不在期間を回復することはできないが、最終合意に達し喜んでいと発言した。EU、米国、カナダ、その他もCGEの再結成に満足の意を表した。

SBI結論書：SBIは、その結論書（FCCC/SBI/2009/L.3/Rev.1）において、COP 15で採択されるべき決定書草案を提案、その中で特に次のことを決定する：CGEを2010-2012年の3年間再結成する；CGEのメンバーは以前と同じものとする；CGEの規定とマンデートおよび継続の必要性については

COP 17で再検討する。同決定書は、地域グループに対し、専門家のバランスをとるため、あらゆる努力をすることを推奨する。CGEの委託事項を記載する附属書をCOP決定書草案に付帯する。

資金援助および技術援助：この問題（FCCC/SBI/2009/INF.5）は6月2日のSBIプレナリーで初めて議論された。その後、Marie Jaudet（フランス）とJulia Martinez Fernández（メキシコ）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。6月10日、SBIプレナリーは結論書を採択した。

議論の中で、G-77/中国は、非附属書I締約国が約束をどれだけ実施するかは先進国の支援にかかっていると主張した。中国は、途上国による国別報告書作成にかかる全ての費用を満たすだけの新たな追加的資金源の必要性に焦点をあてた。また参加者は、特に、国別報告書作成に対する地球環境ファシリテーター（GEF）の財政支援の情報（FCCC/SBI/2009/INF.5）について議論し、一部のものは、この文書の発表の遅れを嘆いた。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.12）において、非附属書I国別報告書の作成に対するGEF事務局の財政支援に関する情報に留意し、GEFに対し、このような情報の提供を続けるよう求め、これらの情報が詳細かつ正確でタイムリーに完璧な形とすることを求める。またSBIは、特に次のことを決定する：

- 既に資金援助を受けている非附属書I締約国に対し、第2回または第3回の国別報告書の提出を推奨する。
- 非附属書I締約国による事業提案作成および策定を支援し、そのような事業の提出または承認に関しCOP 15に報告するようとのGEFに対する要請を繰り返す。
- GEFの第4回資金補てん分から資金を振り向けるとの提案に留意し、途上国において発生する全てのコストに資金を提供するとの合意を満たすため、十分な資金源を提供するよう、最優先事項として、GEFに求める。
- 迅速な手順により国別報告書に関して提供される資金が、一部の非附属書I締約国の場合、適切でない可能性があるとの懸念が表明されたことに留意する。

資金問題：この議題は、6月3日のSBIプレナリーで初めて議論された。議題に関するSBI議長の非公式協議後、締約国は、3つの小項目を含めることで合意した、この小項目とは、資金メカニズムの第4回レビュー、SCCFの評価、議定書の適応基金である。Zaheer Fakir（南アフリカ）およびJukka Uosukainen（フィンランド）が共同議長を務めるコンタクトグループが結成され、資金メカニズムの第4回レビューとSCCFについて議論することとなった、一方、適応基金に関してはSBI議長の



Bratasidaが結論書草案を作成することとなった。6月10日、SBI閉会プレナリーは、これらの項目に関する結論書を採択した。関連する議論および結論書を下記にまとめる。

資金メカニズムの第4回レビュー：この議論の中で、参加者は、GEFの資金不足に関する問題を提起、その統治構造を含め、徹底したレビューを行う必要性を指摘した。一部の参加者は、現在の資金メカニズムならびにAWG-LCAの下での資金に関する合意は、相互に補完し合うべきだと主張した。また参加者は、GEFの第4回実施研究概要の中間報告書の要点を聞き、GEF資金の適切性に関する問題について議論した。

一部の締約国は、資金メカニズムの第4回レビューでは過去の実績を精査し、改善が必要な分野を明らかにし、AWG-LCAでの作業を念頭におく前向きなものにするべきであると指摘した。他の締約国は、提案にガイダンスの要素を盛り込んだ。

意見の一致に至らなかったことから、SBI結論書に付随するCOP決定書草案には括弧書き残された。参加者は、SCCFでの議論で提起された評価の範囲に関する一部の懸念に配慮し、さらにレビューに当たっての情報提供のため、GEFの下での資金の運用、ならびにSCCFおよびLDCに関し、意見提出を行うとのパラグラフを結論書草案に入れることでも合意した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）において、結論書に付随する附属書に示した文書草案に基づき、この問題に関する議論をSBI 31でも継続すると決定する。またSBIは、締約国に対し、2009年9月29日までに、GEFの気候変動中心分野での資金の運用、ならびにSCCFおよびLDC基金など条約の下での別な基金に関する意見提出を行うよう求める。

SCCFの評価：コンタクトグループおよび非公式の議論では、SCCF評価の範囲が議論の中心となった。EUは、全ての資金窓口を含めた広範な評価を支持した。G-77/中国はこれに反対し、これは決定書1/CP.12（SCCF運用の追加ガイダンス）に規定する権限範囲を超えていると主張、対応措置と経済多角化の評価が規定される範囲であると発言した。SCCFの評価を資金メカニズムの第4回レビューに含めるかどうかも議論され、一部のものは、より多くの情報が利用できるよう、SB 32で行うことを希望した。

SBI閉会プレナリーまでの日中および夕方を通して非公式協議が続けられた。結局、参加者は、SCCFの評価をマンデート通りに進めることで合意した。締約国は、広範なレビューを求める声に配慮し、資金メカニズムのレビューに関する結論書（FCCC/SBI/2009/L.15/Rev.1）の中に、締約国はGEFの気候変動中心分野の資金運用ならびにSCCFおよびLDC基金を含める条約の下での他の基金に関する意見を提出するよう求められる、とするパラグラフを入れることで合意した。



SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.14）において、締約国に対し、決定書1/CP.12の2(a-e)項（対応措置と経済多角化）の実施の評価に関し、2009年9月28日までに文書提出を行うよう求める。さらにSBIは、この評価の遂行に関し、決定書5/CP.7の22-29項に則り、SCCFが具体的な事業の実施を支援する方法について、さらなるガイダンスを検討するとの観点で行うべきであることでも合意する。

議定書の適応基金： SBI議長のBratasidaは、この問題に関する非公式協議を開催した。議論の焦点となったのは、適応基金レビューのタイミングであった。協議は6月10日夕方まで続けられ、参加者は、SBI 32からレビューを開始して委託条件とCOP/MOP 6に対する報告書について合意、COP/MOP 6からレビューを行えるようにすることで合意した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.16）において、締約国に対し、2010年3月22日までに、COP/MOP 6での適応基金のレビューに関する委託条件の可能性に関し意見提出を行うよう求める。さらに事務局に対し、特に委託条件に関する草案を作成し、SBI 32での審議にかけるよう要請する。

COP/MOP決定書草案（FCCC/SBI/2009/L.16/Add.1）は、SBI 32において適応基金のレビューを開始し、レビューの委託条件に関して合意し、これをCOP/MOP 6に報告することで、COP/MOP 6におけるレビューの遂行を可能にするよう要請する。

条約4.8条および4.9条：決定書1/CP.10（プエノスアイレス作業計画）の実施進展状況： この問題は、6月2日のSBIプレナリーで初めて審議された。その後、Leon Charles（グレナダ）が進行役を務める非公式協議での議論に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.13）において、特に、この問題の議論を継続することで合意、その議論は、SBI 29で作成された文書草案、これまでの提出文書類、SBI 29で開催されたラウンドテーブルの議長サマリー、追加の提出文書に基づいたものとする。またSBIは、締約国ならびに各組織に対し、SBI 31また32での検討に付すべく、特に気候変動の悪影響、対応措置の影響に関する追加行動に対し、それぞれの意見の文書提出を求める。SBIは、その議長に対し、COP 16での採択を目指すCOP決定書草案の作成を要請する。

LDCs関係問題： SBIプレナリーは、6月2日に初めてこの問題を検討した。LDC専門家グループ（LEG）がその作業について報告した。（FCCC/SBI/2009/6）この問題は、続いてMargaret Sangarwe（ジンバブエ）が進行役を務める非公式協議で議論された。

議論は直截的で、多くの締約国がプロジェクト向け資金調達に条件が付されていることへの懸念を表明、国家適応行動計画（NAPAs）の実施目的にこの資金を利用することの困難さにも懸念を表明した。SBIは6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.4）において、LEGに対し、次のことを推奨する：

- 「NAPAs実施のステップバイステップガイド」を完成させ、配布する
- NAPA実施戦略の策定およびステップバイステップガイドに基づくプロジェクトの準備に関する訓練を計画する
- NAPAプロセス、とりわけ資金へのアクセスプロセスに関し、GEFおよびその下部組織による協議を継続する

またSBIは、41件のNAPAsが提出されたことを歓迎し、関係者に対し、進捗状況や直面する問題、これらの問題への対応策の提案に関する情報の提供を推奨し、締約国に対し、資金を提供できる立場にある場合には、引き続き資金を提供するようもとめる。

技術移転： SBIは6月2日に初めてこの問題（FCCC/SBI/2009/3; FCCC/SBI/2009/INFs.1 and 4; FCCC/SBI/2009/MISC.4）を検討した。EGTT副議長のBruce Wilson（オーストラリア）が、EGTTの作業に関する報告（FCCC/SB/2009/1-3 and summaries）を行った。GEFは、技術移転に関するポズナニ戦略計画（FCCC/SBI/2009/3）の実施の進捗状況について中間報告書を提出した。ガーナはG-77/中国の立場で発言、条約4.1(c)条および4.5条（技術移転）の実施効果のレビューに関する作業をSBI 32まで延期することを提案、オーストラリアはこれを支持した。

その後、この問題は、Carlos Fuller（ベリーズ）およびHolger Liptow（ドイツ）が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。議論では、概ね意見の対立がなく、主に表現に関する意見の不一致にとどまり、SBSTAとSBIで別個の結論書が作成された。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.8）において、特に：

- EGTTに対し、その作業においては他の関連する利害関係者の参画を続けて得られるよう推奨する。
- AWG-LCAに対し、適切な場合には、資金オプションおよび長期戦略に関するEGTT報告書に記載される情報を検討するとともに、実績指標に関するEGTT報告書が完成した場合にはこれに含まれる情報も検討するよう求める。
- GEFに対し、技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施促進を要請する。



- 締約国および関連組織に対し、2010年2月15日までに、条約4.1(c)条および4.5条の実施効果のレビューおよび評価を目的に委託条件セクションIV規定の注目分野について、意見提出を求める。

(FCCC/SBI/2008/L.28)

- SBI 32においてこのレビューおよび評価に関係する問題を検討することで合意する。
- 事務局に対し、条約4.1(c)条および 4.5条の実施のレビューおよび評価の進捗状況に関する中間報告書草案 (FCCC/SBI/2009/INF.4) 19項規定の活動開始を要請し、レビューをタイムリーに完了するために必要な準備作業を開始するよう要請する。

キャパシティビルディング (条約) : (CONVENTION): この議題項目 (FCCC/SBI/2009/4 and 5; FCCC/SBI/2009/MISCs.1 and 2) は、まず6月1日のSBIプレナリーで議論され、その後、Philip Gwage (ウガンダ) およびHelmut Hojesky (オーストリア) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

議論の中心は、COP15で完成されるべきキャパシティビルディング枠組の第2回包括的レビューを最終的にどう決定するかであった。締約国は、キャパシティビルディングのモニタリングおよび評価の実績指標の開発および利用に関して意見が分かれた。また、AWG-LCAでの交渉で見込まれる成果に関連して、キャパシティビルディングの新たなニーズにも言及するとのG-77/中国の提案に対しても合意にいたらなかった。いくつかの先進国は、そのような表現はAWG-LCAの成果に先入観を与えると発言した。締約国は、特に次の点でも合意に至らなかった：キャパシティビルディング枠組に規定する最優先課題の表現方法、これには先進国が全ての課題に取り組んでいるか、一部しか取り組んでいないかという問題も含まれる；キャパシティビルディング上のギャップがどの程度残されているか。これら提案については議論されず、締約国は、先に進めるかどうかで合意できなかった。

締約国は、SBI結論書またはCOP決定書草案のいずれでも合意することができず、文章には多くの括弧書きが残された。SBIは、6月10日の閉会プレナリーでこの点に留意し、多くの途上国が成果に失望感を表明した。SBI32でもこの問題の議論を続ける。

キャパシティビルディング (議定書) : この議題項目 (FCCC/SBI/2009/4 and 5; FCCC/SBI/2009/MISCs.1 and 2) は、6月1日のSBIプレナリーで初めて議論された。その後Philip Gwage (ウガンダ) およびHelmut Hojesky (オーストリア) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議での審議に回された。このグループが検討した問題は条約の下でのキャパシティビルディング枠組に関するグループでのものと類似しており、第2回包括的レビュー、COP/MOP5で採択さ

れるべき決定書草案に関してであった。協議において、締約国は、SBIの結論書でもCOP/MOP決定書草案でも合意に達することができず、SBIプレナリーは、6月10日の閉会プレナリーでこの点を指摘した。SBI 32でも議論が続けられる。

議定書の下での附属書I締約国提出の情報に関する報告ならびにレビュー：この問題

(FCCC/SBI/2009/INF.) は、6月3日のSBIプレナリーで最初に審議された。その後Anke Herold（ドイツ）が議長を務める非公式協議で議論された。

議論の中心は、専門家審査チームメンバーの訓練であり、これには途上国専門家の参加、およびキャパシティビルディングの必要性も含まれた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.5）において、報告およびレビュープロセスに関する事務局の管理能力強化の必要性を再度強調する、これには議定書8条に則った年次レビューに参加する専門家審査チームメンバーの訓練も含める。

COP決定書草案（FCCC/SBI/2009/L.5/Add.1）は、特に、事務局に対し、専門家審査チームメンバーの改訂訓練プログラムの開発および実施を要請するとともに、訓練プログラムで使用できる情報を作成する。COP決定書草案には訓練プログラムの詳細を記載する附属書が付される。

議定書3.14条（気候変動の悪影響と対応措置の影響）： この項目は6月2日のSBIプレナリーで最初に審議された（FCCC/SBI/2009/11）。その後、Eduardo Calvo Buendia（ペルー）およびKristin Tilley（オーストラリア）共同議長を務めるSBI/SBSTA合同コンタクトグループおよび非公式協議での審議に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

締約国は公式、非公式に会合して議論し、その多くの会合で2.3条（政策措置の悪影響）と3.14条をコンタクトグループ合同で議論するか、別個に議論するかが主に議論された。締約国は、この2つの問題を、別個のものとして進める一方、同等の時間を割くことで合意したが、一部の先進国締約国は、両方の問題を同時に扱う形で発言した。また下記事項を含め、内容に関する問題も議論された：問題に関する理解；対応措置の影響に関する情報交換；実施。情報交換に関し、ニュージーランドは、国別報告書プロセスを利用して、対応措置の悪影響に関する情報交換を行うことを希望したが、G-77/中国は、情報交換の頻度増加を進める新しいプロセスの必要性を主張した。またG-77/中国は、段階的手法での実施を求めた。これらの問題は解決されなかったことから、文書には多くの括弧書きが残された。



SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.16 and Add.1）において、SBI 31でも、合同コンタクトグループでこの問題の議論を付属文書案に基づき継続することで合意する。

遵守：この問題は、COP/MOP 1においてサウジアラビアが提案した遵守に関する議定書の改定に関係する。（FCCC/KP/CMP/2005/2）6月1日のSBI開会プレナリーで短時間議論された。6月10日の閉会プレナリーで、締約国はSBI 32でこの問題を引き続き検討することで合意した。

政府間会合のアレンジ：この問題（FCCC/SBI/2009/7）には、COP 15、COP/MOP 5、将来の会合期間、政府間プロセスの組織構成、オブザーバー組織という小項目が含まれる。まず、6月2日のSBIプレナリーで審議され、その後Georg Børsting（ノルウェー）およびRichard Muyungi（タンザニア）が共同議長を務めるコンタクトグループでの審議に回された。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。（FCCC/SBI/2009/L.10）

議論の焦点となったのは、たとえばAWGsはいつ業務を完了し、COP 15およびCOP/MOP 5への報告を行うべきか、次回の補助機関（SBs）会合の予定、コペンハーゲンでのハイレベル・セグメントの日数、会合のタイミングなどであった。

AWGsの作業を完了させるシナリオがいくつか検討された。非公式協議で、締約国は、これを2つのオプションに絞り込んだ：COP 15およびCOP/MOP 5の前にAWGの作業を終了させ、開会プレナリーで成果を報告する；もしくはコペンハーゲンでもAWGの作業を継続し、会議冒頭では進捗状況報告書を提示し、ハイレベル・セグメントに間に合うように最終報告書を提出する。締約国は合意に達せず、この問題はCOP議長団に委ねられた。

SBsの予定に関し、締約国はいくつかのオプションを検討した：COP 15の前にバンコックまたはバルセロナでのAWGsに合わせて会議を開催する；コペンハーゲンでSB 31を開催するが、一部の議題はSB 32に回す；コペンハーゲンの会合期間中にSB 31を開催するが、会議日数を3日または4日に制限する；もしくは、SB 31を2010年まで延期する。締約国は、合意に達せず、この問題は、COP議長団に委ねられた。

ハイレベル・セグメントの日数でも見解が分かれた。いくつかの国は、ハイレベル・セグメントを3日間から4日間に延長することを希望した。非公式協議後、締約国は、3日間のハイレベル・セグメントとすることで合意した。非公式非公開の会合となる可能性に関しても、多くの締約国から懸念が表され、透明性と参画の必要性が強調された。

政府間プロセスの組織構成に関し、オーストラリアとサウジアラビアは、会合を午後6時で終わらせるべきとの表現を強めるよう主張したが、EUはこれに反対した。ロシア連邦は、会議は午後6



時で終了するものとし、特別な場合には午後8時までに終了するものとするという表現を提案、サウジアラビアもこれを支持した。SBI閉会プレナリー中に、短時間の非公式協議が行われ、スーダンがG-77/中国の立場で発言、全ての会合は午後6時で終了するが、特別な場合、またケースバイケースで、2-3時間継続することができるとの表現で合意したと報告した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.10）において、特に、2009年12月16-18日に開催されるハイレベル・セグメントでのCOPおよびCOP/MOP会議においては、閣僚ならびに代表団団長による各国のステートメント発表を簡略なものとするよう手配することを推奨する。SBIは、将来の会合を可能な場合には、週の半ばから週の半ばに予定するとの提案を想起する。SBIは、全ての会議を午後6時で終了させ、特に締約国および地域グループに対し、毎日の会議に向け十分な準備時間がとれるようにするが、特別な場合、またケースバイケースで、2時間から3時間継続できることで合意する。

事務管理、資金、組織上の問題：2008-2009年の2カ年予算実績： この項目（FCCC/SBI/2009/INF.3 and INF.7）は6月1日のSBIプレナリーに提出された。SBI議長のBratasidaは、関心を持つ締約国と協議の上、結論書草案を作成すると述べた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.6）において、2009年5月15日時点での情報に留意し、締約国に対し、特に基幹予算への資金供与申し出分を支払ったことへの感謝を表した。SBIは、供与金を申し出していない締約国に対し、可能な限り速やかに申し出るよう求める。

2010-2011年2カ年度プログラム予算： この問題（FCCC/SBI/2009/2 and Add.1-3; and FCCC/SBI/2009/MISC.3 and Add.1）は、6月1日のSBIプレナリーで提起された。その後、Quamrul Islam Chowdhury（バングラデシュ）が議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねられた。SBI閉会プレナリーは、6月10日、結論書を採択した。

議論の焦点は次のとおり：強化する必要がある分野；予算の通貨をドル建てとするかユーロ建てとするか；COP 15の合意により発生する活動の資金調達方法。

続いて、€108万の削減を示す予算改定案が検討された。またコペンハーゲンでの成果により活動が追加される可能性があるとの観点から、予備費の額を決定するかどうか、SBIが後日予備費を承認する場合の方法も議論された。締約国は、予算をユーロ建てとすることで合意し、予備費に関する他の問題も解決した。

SBI結論書： SBIはその結論書（FCCC/SBI/2008/L.9）において、COP 15が2010-2011年の2か年で€14,200,099とする基幹プログラム予算を承認することを提案、UNFCCC事務局長に対し、2010年分



のユーロ建て供与額を締約国に通知することを許可する。SBIは、COP 15で取り行われる可能性がある決定により生じる活動のコストをカバーするため、追加の資源が必要となる可能性があることを認識し、締約国に対し、自主的に資金供与を行うよう求める。またSBIは、COP 15で取り行われる可能性がある決定を実施するにあたり、承認された予算では費用が割り当てられていない場合には、自主的な供与額ならびに基幹予算において利用可能な資金を用いる権利を事務局長に付与するよう提案する。SBIは、事務局長に対し、COP 15の決定に関する活動の可能性がある場合、これに当てる追加予算をSBI 32に提案するよう求める。

COP決定書草案 (FCCC/SBI/2009/L.9/Add.1) において、COPは、特に、プログラム予算はユーロ建てで計算されるものとする決定する、さらに、2010-2011年2カ年のプログラム予算として、総計€44,200,099を承認する。

本部契約の実施：この項目は、6月1日SBI プレナリーに提起され、SBI議長のBratasidaが結論書を作成、6月10日のプレナリーで採択された。

SBI結論書：SBIはその結論書 (FCCC/SBI/2009/L.2) において、ドイツのボンでは2010年までに新たな会議場が利用可能となり、事務局の新しいオフィスは、第1期の工事が2011年末までに完成予定で、第2期の工事は2014年に完工する予定であることを確認するホスト国政府のステートメントに留意する。

特権と免責：この問題 (FCCC/SBI/2009/MISC.5 and Add.1) は、6月1日のSBIプレナリーで初めて審議され、Tamara Curll (オーストラリア) が議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねられた。SBIは6月10日結論書を採択した。

議論の焦点は、約束アレンジ (treaty arrangements) 草案のCOP/MOP 5への送付であり、締約国は、約束アレンジに関する文書のコペンハーゲンでの採択を目指すには、2009年6月17日までに締約国に連絡する必要があると指摘した。また参加者は、どの構成組織に対し、特権と免責を提供するべきか、免責の特性および権利放棄条項についても検討した。

EUとオーストラリアは、約束アレンジは2013年以降のパッケージの一環とするべきだと述べた。ツバルは、「独立した合意」として採択することを希望、コペンハーゲンでの成果はまだ不明確であり、批准されない可能性があることを説明した。中国は、コペンハーゲンでの成果に先入観を与えることに警告し、京都議定書の改定を希望した。EUは、このグループが内容に注目し、後日の段階で、体裁などを検討するよう提案した。



中国は、約束文書において議定書に言及するよう提案、ガーナはこれを支持した。オーストラリアはこれに反対し、これではコペンハーゲンでの成果に先入観を与える可能性があるとして指摘した。中国は、このコンタクトグループが抱える唯一のマンデートは、議定書の下で構成される組織について議論することだと主張した。

SBI閉会プレナリーで、議長はCurlは、特権と免責に関する約束アレンジの要素について締約国の意見が一致しなかったと報告した。モルディブは、SBIがSBI結論書の付録書である約束アレンジ草案に留意すると声明することを提案、締約国もこれに同意した。

SBI結論書：SBIはその結論書（FCCC/SBI/2009/L.7/Rev.1）において、京都議定書の構成機関に勤務する個人の特権と免責に関する締約国の提出文書に留意する。

その他の問題：6月3日のSBIプレナリーで、アルゼンチンは、英国が国別報告書にIslas Malvinas（マルビナス諸島）を含めたことに異議を唱え、主権紛争に言及した。英国は、フォークランド諸島の排出量を含めたのは、主権に疑いの余地がないからであると応じた。

閉会プレナリー：SBI閉会プレナリーは、6月10日水曜日の午後から夕方にかけて開催された。締約国は、本会議の報告書を採択した。（FCCC/SBI/2009/L.1）

多くの締約国が、キャパシティビルディング枠組の第2回包括的レビューで進展がなかったことへの失望感を表明した。スーダンがG-77/中国の立場で発言、CGEに関する合意を歓迎し、SBI 31では決定書1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）について作業が進むことを希望すると述べた。グレナダはAOSISの立場で発言、CGEのマンデートの更新を歓迎した。レソトはLDCsの立場で発言、LDC作業計画は、NAPAsを含め全面的に実施される必要があると主張した。

SBI議長のBratasidaは午後10時54分、会合を閉会した。

本会合の概要分析

国連気候変動枠組条約および京都議定書の締約国が、気候変動に対処する国際協力を強化するべく2つの交渉トラックを敷いたバリロードマップを採択して18か月、包括的な交渉文書が審議されているが、今後6か月でこの文書がどう進展するか、12月のコペンハーゲンでは最終的にどのようなものが採択されるかは、まだ不明である。しかし、コペンハーゲンでの成果がどのようなものであれ、この2009年6月の前半にボンで策定された文書に記載される内容が、主要なアイデアとなる可能性は極めて高い。

「ボンII」と呼ばれるボンでの会合は、交渉プロセスでの転換点を示すものであった。これまでのところ、参加者は、UNFCCCの下での長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ

(AWG-LCA) にしろ、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG-KP) にしろ、アイデアを交換し、それぞれの立場を主張するだけであった。ボンでは、参加者は、特定の提案を推敲し、場合によっては、収束できる分野、相違する分野を明確にするため、努力した。この分析では、ボンIIで登場した文書を詳しく調べ、なぜ現在の形になったのか、ボンIII以降のプロセスを展望した場合、どのような意味があり、それが何故なのかを検証する。

ボン II 文書

ボンIIは、何よりも「6カ月規則」が特徴であった。実務面で見ても、この規則は、6カ月以内にコペンハーゲンで交渉をまとめるはずだと、皆に知らしめるものであった。法律上の観点からすると、この規則は条約および議定書の両方を規定する規則であり、新たな議定書 (条約17条) となる可能性がある文書、および議定書の改定 (20.2条および21.3条) は、その採択を目指す会合の少なくとも6カ月前までに、提案することを要請している。この理由から、今回の会合からコペンハーゲンに文書を送るかどうか、どういう文書を送るか、どういう形で (まとめて、または個別に) 送るかは、コペンハーゲンで法律的にどのような範囲の成果が出てくるかに影響を与えるものとみられる。端的に言えば、交渉がここからどのように進むかは、ボンで何が始められたかにより大きく異なるのである。

AWG-KPとAWG-LCAの両方とも、議論されるべき文章を携えて今回の会議に臨み、両方のグループとも、全ての締約国の提案が適切に表現されているようにしたが、文章は、この会議の間に大きく異なるものに進化した。AWG-LCAの文章は、会議の間中、意見対立があまり見られず、締約国も提案や当初の意見の単なる追加や説明のみであったが、AWG-KPの文章では、より詳しい議論がされ、LULUCFと附属書I目標に対する提案をまとめる試みがなされたり、このグループのマンデートの範囲について、緊張関係が続いたりした。

AWG-LCA : 彫刻材料の準備 : AWG-LCA交渉文書の検討作業は、形の整わない石のブロックに向かうという手強い作業を行う彫刻家に例えざるを得ない。このブロックを何か魅力的で、適切で、持続的なものに変えていかなければならない。ボンIIIは、石に一刀を入れる前に、まず良い石を選び、彫刻できるよう整える段階といえた。2週間の交渉の末、結局、今や新たに巨大なブロックと化したAWG-LCA交渉文書というブロックから不要な部分の石を大きく削り取ろうとする真の努力がなされなかった。



AWG-LCA議長のMichael Zammit Cutajarの文章は、ボンII会合開会の直前によく発表されたもので、議論の始点となった。結果として、多くの代表団は、この文章について検討し、共通の立場を模索するだけの時間がなかった。さらに、この文書が全ての作業言語に訳されたのは、会議が開始されて2、3日後であった。時によっては、このプロセスは乱雑で場当たり的に見えた。議論は、交渉文書の「lite」な読み上げで始まった、これにより締約国は表面上は文書全体に対する一般的なコメントを寄せることができ、提案も明確になり、追加挿入箇所を印をつけ、ギャップも明らかにすることができた。

第2回の読み上げで、締約国は、積極的な提案の追加を推奨され、これが交渉文書の改定部分に反映されることとなった。いくつかの途上国代表団から、この文書はバランスが欠けているとの苦情が出た一方、自分たちの提案が適切に反映されていないと指摘するものもいた。しかし、熟練した交渉担当者は、すぐさま、こういったプロセスは「建設的」であり、「必要」でもあると指摘、議長文書は、交渉の開始点にすぎないと述べた。会議中、提案の提出を進めるというやり方は、こういった懸念に対応するのに大いに役立ち、議長テキストを各締約国主導の交渉文書に置き換えるものであり、自分たちのものという感覚を高め、交渉を前進させることができた。結果として、この方法は、たかが53頁に過ぎなかった文書を200頁にまで膨れ上がらせた。

コペンハーゲンに向けての課題は、分厚くて、形がはっきりしない交渉文書の改定版を、アイデアの統合を図り、提案をまとめ、オプションを絞り込み、より洗練されたものに仕上げることである。「200頁を超えるものから、受け入れ可能な合意にするには、かなりの作文技術が必要であり、それ以上に政治的なビジョンが必要とされる」とある専門家はコメントした。

AWG-LCAの交渉文書の審議は、コペンハーゲンの成果の法的形式に影響を与えることはなかった。2013年以降についての交渉開始以来、法的な疑問点は、微妙で困難な問題とされてきた。このため、交渉担当者は、バリ行動計画において、AWG-LCAの成果の法的な形式を定めないことを決定した。ボンII会議では、2回の非公式協議において、成果の法的形式が初めて議論され、依然として見解の相違が残されていることが明らかとなった。多くの予想通り、各国は、法的に拘束力のある成果を希望する先進国中心のグループと、AWG-LCAのマンデートが、締約国に法的拘束力のある義務を課すとは想定されないCOP決定書に行きつくことを希望する途上国中心の第2のグループという二つの陣営に大きく分かれた。一部のものは、コペンハーゲンの成果の法的な形式は主要問題での政治的合意ほど重要ではないと主張した。「コペンハーゲンで合意に達するなら、その次のCOPで法的に調印することもできる」とあるベテランの交渉担当者は論じた。

しかし、会合中は、数カ国が、新しく法的拘束力のある合意がコペンハーゲンで採択されるよう、手続き上のステップをとった。事務局は、オーストラリア、日本、ツバル、米国、コスタリカから、新しい議定書の採択に関係する条約17条に基づき締約国に提案を通知することを目的とする5件の要請を受け取った。しかし、手続き的には、これらの提案がAWG-LCAで検討されることはないだろう。COP 15において、新しい議定書案に関する独立した議題項目として初めて議論されることになるだけだろう。このため、法的な状況は多少複雑になっている。たとえば、コスタリカの提案は、包括的なものであり、ボンII会合の開始時点におけるAWG-LCA議長の文書をほぼ網羅している。しかし、こういった提案は、コペンハーゲンにおいて条約の下での新しい法的拘束力のある手法を採択しようとする強い政治的意思があるなら、可能ではないかと考えるものもいた。法的形式の問題は机上から外されたが、最も熟練したベテランの参加者でさえ、コペンハーゲンやそれ以降の時点で、最終的に決着する合意がどのような法的形式のものかを予想することは難しいと考えている。

AWG-KP：複雑なパズルのピースを彫る：AWG-KPの課題は、彫刻家が、石に何らかの形をもたせようとする実際の彫刻作業の初期に似通う。ただしひとつの彫刻を作るのではなく、AWG-KPは、2つの相互に関連した作品を同時に作ろうとしているように見える、一つの作品は目標であり、もう一つの作品はその目標をどう達成するかを規定する規則である。大半の途上国は、2013年以降の規則に関する合意の場合、議定書の改定作業は必要がなく、議定書附属書Bに規定する目標の改定に焦点を当てるべきだと、長年、主張してきたが、大半の先進国は、規則を作る前に目標ありきであった京都の経験は避ける必要があると主張する。この同じ基本的な意見対立は、このグループの作業開始時点から続くものであるが、6カ月規則のため、その性格がより明確になり、緊急性の感覚が増している：大半の先進国は、排出削減量に関するノンペーパーの中に、南アフリカおよびフィリピンが提案する個別の排出制限および削減の数量目的を盛り込むことには強く反対しており、中国およびその他の途上国は、柔軟性メカニズムや土地利用・土地利用変化・森林などを含めた「その他の問題」のノンペーパーの分量の多さ自体に反対した。

結局、こういった意見の隔たりは、割り当てられた時間内で解決するには大きすぎたことから、このグループは、6カ月規則に則り、回覧する文書を作成する権限を議長に与えることについて、合意できなかった。京都議定書の交渉においては、議長にそのような権限が与えられており、ボンIIでも似たような成果が出れば、コペンハーゲンでの議定書改定の必要性で締約国が合意するという強いシグナルを送ることになると感じたものもいた。このため、コペンハーゲンでの議定書の改定を望む締約国は、それぞれ改定案を提出せざるを得なくなった。特に多くの途上国が、この事実を、



議定書の第2約束期間が危うくなる可能性があるという特定の先進国からの悪いシグナルと受け止めた。その一方、AWG-KP議長のJohn Asheは、その閉会スピーチで、事務局が改定案を受け取ったことは、議定書の改定がコペンハーゲンで正式に採択できることを意味すると指摘した。

しかし、多くのものが、コペンハーゲンにおいてAWG-KPでの合意に達するには、相当な政治的ハードルを越えなければならないのではないかと考えている。個別の国の目標に関する提案や、途上国のためのセクター別取引メカニズムの提案など、「ポイズン・ピルズ」をAWG-KPの文書から取り除くなら、別の成果が得られるのではないかと考えるものもいるが、AWG-KPから文書を送りださないというのは、議定書と条約の下で通知される提案が手続き上同等に扱われるようにするための、一部先進国締約国の戦略的な動きではないかと感じている。事実、日本とロシア連邦は、コペンハーゲンでは包括的な法的拘束力のある成果にしか賛同するつもりはないとし、単なる議定書の改定では十分でないと断言している。これは純粋な交渉戦略であると主張するものもいるが、より懐疑的な解釈は、一部の先進国が、法的拘束力のある排出制限および削減の数量目的を廃し、新しい議定書の下でのより拘束力の弱い目標にしようとしているのではないかとということである。

ボンIIIとそれ以降に向けて

締約国およびオブザーバーは、8月のボンIII、さらにはコペンハーゲンへの道を見据えており、過去2週間におきたことや、それが今後のプロセスにとりどのような意味合いがあるかを評価しているはずである。その中から、多くの問題が出てくる可能性が高い。

AWG-KPとAWG-LCAでの交渉が進むにつれ、コペンハーゲンへの道が、今後6カ月の間に、単にボン、バンコック、バルセロナと過ぎていくだけではないことを思い起こすことが重要である。政治的なビジョンとガイダンスが必要なことがより明確になってきており、道筋にあるメキシコやイタリアでの主要経済国フォーラム、9月にニューヨークで開催される気候変動に関する国連ハイレベルイベントなどの通過点も、政治指導力を注入させ、プロセスに弾みをつけるのではないかと期待するものが多くなっている。これは、多様な手続き上、法律上、概念上、立案上のジレンマのジャングルから逃れる唯一の方法かもしれない。ある参加者は、「意見の一致に向けた道筋を描くことはできない」と述べた。

最後に、他のプロセスも重要な役割を持つかもしれないが、コペンハーゲンへの道筋にあるUNFCCCの会議は、コペンハーゲンでの実現可能な成果を形作る上で引き続き重要な役割を果たし続けるだろう。実際にどのような役割になるかはまだわからない。多くのものが、コペンハーゲンまでの会合は、概念に肉付けし（たとえばNAMAsや登録簿の可能性）、規則を規定し（たとえば



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

LULUCFの算定方式)、組織枠組を明らかにし、それによりコペンハーゲンで合意に達しようとの政治的意思があれば、交渉文書は、文章としても概念としても、前に進めると、感じている。しかし、途上国は、AWG-KPにおいて附属書I締約国が全体目標も個別の目標も設定できなかったことは、指導力の欠如を示すものであるとの指摘し続けており、コペンハーゲンに至る会合は、附属書I締約国が先頭にたつという義務を果たせるチャンスであると主張する。コペンハーゲンで合意に達せるまでには、いくつかの問題を解決する必要があるのは明らかである。締約国がこれからの6か月間、目標を彫り出そうとするのか、組織枠組を彫ろうとするのか、それとも両方を少しずつしようとするのか、ボンIIで作成された文章は基本材料を提供する可能性が高く、その中から、コペンハーゲンでの取引の重要な要素が登場してくる可能性が高い。

今後の会議予定

ADBのエネルギーと気候変動2009年：アジア開発銀行（ADB）は、2009年6月15-19日、第4回アジア・クリーンエネルギー・フォーラム2009年に合わせ、気候とクリーンエネルギー週間を開催、2009年6月16-17日には、アジア太平洋の気候変動に関するハイレベル会議を開催する。このハイレベル会議は、エネルギー資源研究所（TERI）との共催で、気候変動の側面を議論するため、世界および地域レベルの指導者を招請する。詳細は右記に連絡：Toshimasa Dojima, Senior Finance Specialist, ADB；電話：+632-632-6569；ファクシミリ：+632-636-2198；電子メール：tdojima@adb.org；インターネット：<http://www.adb.org/News/calendar.asp>

持続可能なエネルギーに関する世界フォーラム：2020年以降の統合エネルギー問題：持続可能な政策および投資の確保：この会議は、国連産業開発機構（UNIDO）、国際応用システム分析研究所（International Institute for Applied Systems Analysis）、オーストリア開発協力およびオーストリアエネルギー庁が主催し、持続可能なエネルギーに関する世界フォーラムの10周年を祝う。この会議は、2009年6月22-24日、オーストリアのウィーンで開催される予定。詳細は右記に連絡：Martin Lugmayr, Austrian Development Agency；電話：+43-1-90-399-2557；ファクシミリ：+43-1-90-399-290；電子メール：martin.lugmayr@ada.gv.at；インターネット：<http://www.gfse.at/> or <http://www.viennaenergyconference.org/>

OECDフォーラム2009年：OECDフォーラムは「多数の利害関係者サミット」であり、ビジネス界や労働組合のリーダー、市民社会の代表、政府閣僚、国際機関の指導者が一堂に会すもので、毎年OECD閣僚サミットに合わせ開催される。このフォーラムでは、現在の金融危機に関係するいくつかの問題が話し合われるほか、この危機に対応してグリーンな成長と気候変動を組み込む方法



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

についても議論する。このフォーラムは、2009年6月23-24日、フランスのパリで開催される。詳細は右記に連絡：Sue Kendall, Forum Director；電話：+33-1-45-24-81-57；ファクシミリ：

+33-1-44-30-63-46；電子メール：oced.forum@oced.org；インターネット：<http://www.oecd.org/>

第5回都市研究シンポジウム：都市と気候変動：緊急問題への対応：このシンポジウムは、世界銀行、OECD、国連ハビタット、国連人口基金その他の寄贈者の後援で開催され、都市や都会の成長が気候変動に与える影響、気候変動が都市生活の質や都市の資産、地方および国家経済に与える影響の算定と予想、都市の耐性増強と関連コストの増加に対する代案の評価、実施を成功させるのに必要なインセンティブについて議論する。このシンポジウムは、2009年6月28-30日、フランスのマルセーユで開催される予定。詳細は右記に連絡：事務局；電子メール：

urbansymposium@worldbank.org；インターネット：<http://www.urs2009.net/index.html>

グリーンランドダイアログ：このダイアログは、2009年6月30日から7月3日までグリーンランドのIllulissatで開催され、気候変動の解決策について、創造的な議論を展開するための非公開の主要閣僚間会議である。詳細は右記に連絡：Gro Iversen, Danish Ministry of Climate and Energy；電話：

+45-33-92-29-37；ファクシミリ：+45-33-92-28-01；電子メール：giv@kemin.dk；インターネット：http://www.kemin.dk/en-US/COP15/Greenland_dialogue/Sider/Forside.aspx

オゾン層破壊物質バンクの管理と破壊、気候変動への影響に関するワークショップ：このワークショップは2009年7月13日、スイスのジュネーブで開催される。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；fax: +254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://ozone.unep.org/Events/meetings2009.shtml>

オゾン層破壊物質の代替物質で高い地球温暖化係数を持つものに関するダイアログのためのワークショップ：このワークショップは、2009年7月14日、スイスのジュネーブで開催される。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：:

http://ozone.unep.org/Meeting_Documents/upcoming_meetings.shtml

第29回モントリオール議定書締約国のオープンエンド・ワーキンググループ：この会議は、2009年7月15-18日、スイスのジュネーブで開催の予定。詳細は右記に連絡：オゾン事務局；電話：+254-20-762-3851；ファクシミリ：+254-20-762-4691；電子メール：ozoneinfo@unep.org；インターネット：<http://ozone.unep.org/>



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

IPCC AR5スコーピング会議：IPCCの第5次評価報告書（AR5）の第1回スコーピング会議は、2009年7月13-17日、イタリアのベネチアで開催される。詳細は右記に連絡：IPCC 事務局；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025/13；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

AWG-LCAおよびAWG-KP非公式会議：AWG-LCAおよびAWG-KPの非公式会議は、2009年8月10-14日、ドイツのボンで開催の予定。オブザーバーの参加も可。詳細は右記に連絡：UNFCCC 事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

第3回世界気候会議：第3回世界気候会議は2009年8月31日から9月4日、スイスのジュネーブで開催される。第1回と第2回の世界気候会議はそれぞれ1979年と1990年に開催され、気候変動問題に関する大きな動きを呼んだ。第3回の会議は、「より良い未来のためのより良い気候情報」をテーマに開催され、気候の予測と知識の進歩により、人類がどれだけの恩恵を受けるかに焦点を当てる。またCOP 15へのインプットともなる。詳細は右記に連絡：Buruhani Nyenzi, WCC-3 事務局, WMO；電話：+41-22-730-8273；fax: +41-22-730-8042；電子メール：wcc-3@wmo.int；インターネット：http://www.wmo.int/pages/world_climate_conference

気候変動に関するハイレベルイベント：国連事務総長のBan Ki-moonは、2009年9月22日火曜日、国連本部に各国の国家元首、政府代表を集め気候変動に関するハイレベルイベントを丸一日開催する。この22日は、第64回国連総会の一般演説開始の前日にあたる。詳細は右記参照：
<http://www.un.org/climatechange/>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9：AWG-LCAの第7回会合およびAWG-KPの第9回会合は、2009年9月28日から10月9日、タイのバンコックで開催される予定。詳細は右記に連絡：UNFCCC 事務局；電話：+49-228-815-1000；fax: +49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

世界再生可能エネルギー・フォーラム2009年：再生可能エネルギーの規模拡大：この会議はメキシコのエネルギー省とUNIDOの共催で、2009年10月7-9日、メキシコのLeónで開催される。このフォーラムでは、再生可能エネルギーへの投資規模拡大を目指し、地域間の協力を強化し、多数の利害関係者同士の革新的なパートナーシップを推奨するため、協議の推進を求める。詳細は右記に連絡：Pradeep Monga, Director, Energy and Climate Change Branch, UNIDO；電話：+43-1-26026-3018；電子メール：GREFMexico2009@unido.org；インターネット：<http://www.unido.org/index.php?id=7341>



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

第7回持続可能な開発に関する世界フォーラム：2009年ワガドゥグー会議：この会議は2009年10月19-22日、ブルキナファソのオガドゥグーで開催の予定。テーマは「気候変動、モビリティ、開発の持続可能性展望」。詳細は右記に連絡：Louis Blanc Traore、環境省；電話：+226-5031-3166；ファクシミリ：+226-5030-6491；電子メール：lbtraore@yahoo.fr；インターネット：
http://www.fmdd.fr/english_version.html

IPCC-31：IPCCの第31回会合は2009年10月26-29日、インドネシアのバリで開催される予定。詳細は右記に連絡：IPCC事務局；電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025/13；電子メール：IPCC-Sec@wmo.int；インターネット：<http://www.ipcc.ch/>

AWG-LCA 7およびAWG-KP 9再開会合：AWG-LCAの第7回再開会合およびAWG-KPの第9回再開会合は、2009年11月2-6日、スペインのバルセロナで開催される予定。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：
secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>

第7回持続可能な開発に関する世界フォーラム：2009年パリ会議：この会議は2009年11月19-20日、フランスのバリで開催される予定。テーマは「新しい世界秩序：京都後、コペンハーゲン前」詳細は右記に連絡：Passages-ADAPes；電話：+33 01 43 25 23 57、ファクシミリ：+33 01 43 25 63 65 / 62 59、電子メール：Passages4@wanadoo.fr；インターネット：http://www.fmdd.fr/english_version.html

UNFCCC COP 15および京都議定書COP/MOP 5：UNFCCCの第15回締約国会議および京都議定書の第5回締約国会合は、2009年12月7-18日、デンマークのコペンハーゲンで開催される予定。両会合に合わせてUNFCCC補助機関の第31回会合が開催される。COP 15およびCOP/MOP 5では、2007年12月バリでの国連気候変動会議で合意された「ロードマップ」に則り、（京都議定書の第1約束期間が終了した後）2013年以降の気候変動との戦いに関する枠組の最終合意がなされるものとみられる。詳細は右記に連絡：UNFCCC事務局；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://unfccc.int/>



用語集

AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CER	認証排出削減量
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	非附属書I国別報告に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	京都議定書の締約国会合の役割を果たす締約国会議
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
GCOS	全球気候観測システム
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWP	地球温暖化係数
HWP	伐採木材製品
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDC	後発途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	モニタリング、レビュー、検証
NAMA	国家適切緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
NWP	気候変動への影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画
ppm	炭素換算ppm



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

REDD	途上国における森林減少からの排出削減
REDD-plus	途上国における森林減少からの排出削減、保全活動も含める
SBs	UNFCCC補助機関
SBI	実施に関するUNFCCC補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関するUNFCCC補助機関
SCCF	特別気候変動基金
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies – IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks – June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.